

平成21年度

沿岸域の総合的管理に関する関係者の
認識等の調査研究報告書

平成22年3月

海洋政策研究財団
(財団法人シップ・アンド・オーシャン財団)

はじめに

人類と海洋の共生の理念のもと、海洋政策研究財団では、国連海洋法条約およびアジェンダ21に代表される新たな海洋秩序の枠組みの中で、国際社会が持続可能な発展を実現するため、総合的・統合的な観点から海洋および沿岸域にかかわる諸問題を調査分析し、広く社会に提言することを目的とした活動を展開しています。

その内容は、財団が先駆的な取り組みをしている海洋および沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域や大陸棚における持続的な開発と資源の利用、海洋の安全保障、海洋教育、海上交通の安全、海洋汚染防止など多岐にわたっています。

本報告書は、競艇交付金による日本財団の助成事業として平成21年度に実施した「沿岸域の総合的管理に関する関係者の認識等の調査研究」の成果をとりまとめたものです。

国民の貴重な共有財産である沿岸域は、これまで陸域と海域の別々に分かれて管理され、また公有水面埋立法、漁業法、漁港漁場整備法、港湾法、海岸法などの多岐にわたる個別法による管理が行われてきたために、資源減少や環境悪化及び利用競合等の多くの問題点を内包してきました。それを背景に、沿岸域の総合的管理が海洋基本法の中に取り上げられたことは、個別法的な管理の枠組みを超えた大きな法的意味を有すると同時に、沿岸域の総合的管理が理念的検討段階から具体的解決手法を提示する段階へと移行したことを意味します。

しかしながら、沿岸域の総合的管理をめぐることは、関係者の間でその概念から管理手法にいたるまで必しも深く理解され、認識が共有されているとは言い難い状況です。従って、沿岸域の総合的管理をめぐる基本的な枠組みと具体的な管理手法を研究し、その成果を関係者の間で共有することが必要であります。

そこで、本事業では、沿岸域の総合的管理に関する地方政府関係者、及び沿岸域の総合的管理を担う人材の育成において大きな役割が期待される大学を中心とする関係者の認識調査を行い、沿岸域の総合的管理に関する促進方策について検討することといたしました。本調査研究の成果が、今後わが国の総合的沿岸域管理の推進に資するものであれば幸いです。

最後に、本事業の実施にあたって多大なご協力をくださった地方政府関係者及び大学関係者の皆様、貴重なご指導とご助言を賜った委員の先生の皆様、さらには本事業に対するご理解と多大なご支援をいただきました日本財団にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

平成22年3月

海洋政策研究財団
(財団法人シップ・アンド・オーシャン財団)
会長 秋山昌廣

沿岸域の総合的管理に関する関係者の認識等の調査研究 研究体制

研究メンバー

寺島 紘士	海洋政策研究財団	常務理事
市岡 卓	海洋政策研究財団	政策研究グループ グループ長
遠藤 愛子	海洋政策研究財団	政策研究グループ 研究員
太田 義孝	海洋政策研究財団	政策研究グループ 研究員 (地方公共団体におけるアンケート調査担当)
李 銀姫	海洋政策研究財団	政策研究グループ 研究員 (大学におけるアンケート調査担当)
小牧 加奈絵	海洋政策研究財団	政策研究グループ 研究員
眞岩 一幸	海洋政策研究財団	政策研究グループ 研究員

目 次

はじめに

研究メンバー

第1章 事業概要	1
1-1 事業目的	1
1-2 実施内容	2
1-3 研究体制	3
第2章 地方公共団体における沿岸域の総合的管理に関する認識や取組みの実態調査	4
2-1 背景と目的	4
2-2 アンケート調査結果	5
2-3 まとめ	58
第3章 大学における沿岸域の総合的管理に関する教育・研究の実態調査	61
3-1 背景と目的	61
3-2 アンケート調査結果	62
3-3 まとめ	92
第4章 まとめ	97
参考文献	99
付属資料	100
I 沿岸域の総合的管理に関する地方公共団体向けアンケート票	100
II 大学における沿岸域管理に関する教育・研究についてのアンケート票	127

第1章 事業概要

1-1 事業の目的

わが国は、国土の約3割を山地が占め、残り約3割の平野部・沿岸域に人口の約5割が集中している。このような状況の下、沿岸域では、海洋水質問題、海面利用問題、ゴミ漂着問題、災害問題、海岸侵食問題、生物生息地や生物多様性、および漁業生産性の減少等さまざまな問題が発生している。これらの問題を解決するために、これまでの沿岸域管理にかかわる行政主体（国土交通省、農林水産省、環境省等）の個別管理の限界が認識され、行政主体間の連携や、NGO、企業、地域住民等ステークホルダーの参加を前提とする沿岸域の総合的管理の必要性が認められているものの、その概念や手法及びその必要性が関係者の中で、必ずしも深く理解され、認識が共有されているわけではない。

具体的な動きとして、1998年に閣議決定された第5次の全国総合開発計画である「21世紀の国土のグランドデザイン」で、「沿岸域圏を自然の系として適切に捉え、地方公共団体が主体となり、沿岸域圏の総合的な管理計画を策定し、各種事業、施策、利用等を総合的、計画的に推進する『沿岸域圏管理』に取り組む。」とし、沿岸域の総合的管理への本格的取り組みを明確に打ち出した。これを受けて2000年には『沿岸域圏総合管理計画策定のための指針』を策定し、関係地方公共団体を中心に多様な利害関係者が参加して沿岸域圏の管理を進めるためのガイドラインとした。

2000年には日本沿岸域学会が「日本沿岸域学会・2000年アピールー沿岸域の持続的な利用と環境保全のための提言」を公表し、沿岸域の総合的管理の重要性と法制度枠組の創設が提言された。2002年には、科学技術学術審議会海洋開発審議会「海洋保全委員会報告書」の中で、「海洋環境の維持・回復に向けた総合的な取組み」の必要性が述べられ、2003年には、国土交通省「沿岸域総合管理研究会」が取りまとめた提言の中では、「国においては、沿岸域の総合的な管理に向けて、必要な体制の検討を行うべきである」との意見が示された。

2005年、海洋政策研究財団は「21世紀の海洋政策への提言」を公表し、海洋問題に総合的に取り組むよう提唱した。2006年には、自民・民主・公明の3党からなる国会議員と海洋関係各界の有識者からなる海洋基本研究会が設立され、「海洋政策大綱」及び「海洋基本法案」がとりまとめられた。

2007年、「海洋政策大綱」の内容を反映した海洋基本法が制定され、第25条において、「国は、沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講じることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できようすることが困難であることにかんがみ、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に請ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする」と定めている。翌年2008年に策定された海洋基本計画の「第2部 海洋に

関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」の9「沿岸域の総合管理」の中で、①陸域と一体的に行う沿岸域管理、②沿岸域における利用調整、③沿岸域管理に関する連携体制の構築等の必要性が定められた。

そこで本研究では、沿岸域の総合的管理に関する地方政府関係者を中心とする関係者の認識調査を行い、沿岸域の総合的管理に関する促進方策について研究することを目的とし、以下2つの課題を設定する。

1) 地方公共団体に対する沿岸域の総合的管理に関する認識調査

地方政府関係者を中心とする関係者が、沿岸域の総合的管理をどのように認識・理解しているかを調査し、それを進めるにあたっての問題点を、アンケート調査により把握する。そして、これらの調査結果を踏まえ、沿岸域の総合的管理の推進に向けた体制整備の状況および問題点を把握し、それを実施するための手法や措置等について考察し、必要に応じて提案を行なう。

2) 大学における沿岸域の総合的管理に関する教育・研究の実態調査

広く一般に沿岸域管理の概念、手法等について普及を推進する役割が期待される大学などの教育・研究機関において、ポストや予算や人的資源などの制約で沿岸域管理に関する体系的に教育・研究を行う体制が必ずしも整えられているわけではない。そこで、本事業では、沿岸域の総合的な管理を推進するために、大学における沿岸域管理に関する教育・研究の実態について正しく把握した上で、現状を踏まえた対応方策を検討していくことが必要であると考え、大学を対象に、総合的沿岸域管理に関する教育・研究の具体的な内容、カリキュラムの有無、教育・研究の実施に当たっての問題点等について、アンケート調査を行う。その結果を踏まえて、大学院課程における沿岸域の総合的管理に関する学際的カリキュラムのあり方について検討し、大学院教育における沿岸域の総合的管理を担うスペシャリストの育成を目指した、新たな人材育成システムの導入に貢献する。

1-2 実施内容

1) 地方公共団体における沿岸域の総合的管理に関する認識調査

①調査対象の整理

事業の実施に当たって、本事業で調査対象とすべく地方自治体の選定、及びアンケート調査票の作成については、「沿岸域の総合的管理認識調査委員会」を設置し、委員の先生方に審議していただくとともに、現地訪問調査などで得た知見を踏まえて整理する。

②アンケートによる実態調査

都道府県における地方公共団体、及び市町村における地方公共団体の関係者が、沿岸域の総合的管理についてどのように認識・理解しているか、また、どのような取組みを行っているかを、アンケート調査により把握する。

③調査結果を踏まえた課題整理等

調査結果をもとに、沿岸域の総合的管理の実施に向けた体制整備の状況及び課題を整理

する。特に、今後沿岸域の総合的管理の実施地域となることが有望と考えられる地域の状況等について、整理を行う。

2) 大学における沿岸域の総合的管理に関する教育・研究の実態調査

①調査対象の整理

事業の実施に当たって、本事業で調査対象とすべく大学の選定、及びアンケート調査票の作成については、委員の先生方に審議していただくとともに、インターネットベースの調査から得た知見を踏まえて整理する。

②アンケートによる実態調査

対象大学における沿岸域管理に関する教育・研究の具体的な内容、カリキュラムの有無、教育・研究の実施に当たっての問題点、学際的取組み展望等についてアンケート調査により把握する。

③調査結果を踏まえた課題整理等

調査結果を踏まえ、大学等における沿岸域管理に関する教育の現状や問題点等について整理し、大学等における標準的な沿岸域管理のカリキュラムの導入に向けての課題等について整理する。

1-3 研究体制

本事業の実施に当たっては、有識者にて構成される「沿岸域の総合的管理認識調査委員会」を設置し、委員会より研究内容への助言・指導を受けながら進めることとした。委員構成及び実施担当者等は、以下の通りである。

■沿岸域の総合的管理認識調査委員会

來生 新*	元横浜国立大学 理事・副学長、横浜国立大学 名誉教授 放送大学 社会と産業コース 教授
Chua Thia-Eng	East Asian Seas Partnership Council, Partnership in Environmental Management for the Seas of East Asia (PEMSEA) Council Chair
中原 裕幸	社団法人海洋産業研究会 常務理事
松田 治	広島大学 名誉教授
八木 信行	東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授
婁 小波	東京海洋大学海洋政策文化学科 教授
寺島 紘士	海洋政策研究財団 常務理事

※委員長

※地方公共団体に対するアンケート調査については、社団法人海洋産業研究会と請負契約を締結して実施した。

第2章 地方公共団体における沿岸域の総合的管理に関する認識や取組みの実態調査

平成21年度「地域の関係者に対する沿岸域の総合的管理に関する認識等の調査研究事業」では、その研究事業の一環として「地方公共団体における沿岸域の総合的管理に関する認識や取組みの実態調査」を目的とし、全国沿岸域地方自治体（都道府県及び市町村）を対象にしたアンケート調査「沿岸域の総合的管理に関する地方公共団体向けアンケート」を行った。本章では、このアンケート調査、に関する1) 背景と実施目的、2) アンケート集計分析結果、3) 調査のまとめについて述べる。

2-1 背景と実施目的

沿岸域の総合的管理については、2007年に制定・施行された海洋基本法の基本的施策の一つとして位置づけられ、海洋基本計画においてもその推進がうたわれている。本年度は、地域において沿岸域の総合的管理の実施に関わる地方公共団体（都道府県及び市町村）に対し、沿岸域の総合的管理に対する認識や取組みの実態について全国的なアンケート調査を行い、沿岸域の総合的管理の推進に向けた体制整備の状況および問題点の全般的な把握を試みた。

本調査においては、調査対象を、国内の沿岸域での1) 沿岸域の開発、利用、保全の現状（地域社会・自治体が主要と考える産業等）、2) 地方自治体による沿岸域管理に関する取り組み（条例等の制定また協議会の設置、大学等の研究機関との連携等）、そして3) 沿岸域の総合的管理についての認識、理解（総合的管理の必要性、実施における問題点等）として設問設計を行った（具体的なアンケート調査項目については下記の表を参照）。アンケート質問票は、調査対象に則し全20問（1設問内に数問ある場合も含めて全26問）を調査設問として構成され、都道府県用、市町村用と2種類作成した。（必要に応じ、選択肢の内容等を多少変更した）。

なお、アンケートの実施については、当財団と請負契約を締結した社団法人海洋産業研究会が担当した。

アンケート調査項目と設問

アンケート調査項目	設問
海洋基本法及び沿岸域の総合的管理についての認知度	Q1
沿岸域の開発、利用、保全の現状	Q2
沿岸域管理への取組みの分野、内容及び手法	Q3, Q4, Q5, Q6, Q7
条例・調整ルールの内容	Q8, Q9
協議の場の内容、構成員等	Q10, Q11, Q12
ビジョン、計画等の内容	Q13
大学・研究機関との連携の内容	Q14, Q15
自治体内部における連携・協力体制	Q16
自治体と関係者との協力体制	Q17, Q18
沿岸域の総合的管理を実施する上で重要と考えられる事項	Q19
沿岸域の管理全般に関する意見等	Q20

設問設計に先立ち、地方自治体における沿岸域管理の実態と沿岸域の総合的管理推進の実状を理解する為、岡山県庁、志摩市役所を現地訪問し関係者との意見交換を通じて情報収集を行った。これらの調査には、海洋・沿岸域の総合的管理に関してアジアを代表する専門家であるチュア・ティアエング博士、フランス国立海洋開発研究所（IFREMER）の研究員のイブ・エノック博士（両氏とも海洋政策研究財団 平成21年度客員研究員）も同行し、問題検討に関し、国際事例比較等の視点から助言、協力を行った。

これらの手続きを踏んで作成されたアンケート質問票は、改めて「沿岸域の総合的管理認識調査委員会」の審議を経て、各地方自治体へ送付された。この際、各地方自治体の「企画担当部局」を送付宛先とし、回答に関しては、実施要項に「できるだけ都道府県、市町村としての見解をお願いいたしますが、基本的には回答者個人のお考えにもとづくものでもけっこうです」と注意書きを加えた（下線部は原文と同様）。

作成された質問票は、全国の沿岸地方自治体（市町村 642、同都道府県 39、同政令指定市 14、合計 695）に送付され、約2週間の返信期間ののち集計された（送付にあたって、付属資料として「アンケートご協力のお願い」、「実施要項」「海洋基本法 関連条文」「沿岸域の総合的管理に関する海洋政策研究財団の考え方」も同封した）。回答総数については、市町村は210自治体から211の回答、都道府県については27自治体から33の回答、政令指定都市については自治体から8の回答を得た。なお、アンケートの実施業務は、当財団が請負契約を締結した社団法人海洋産業研究会が行った。集計分析結果については、引き続き第2章第2部（2-2）で述べる。

2-2 アンケート調査結果

2-2-1 アンケートの概要

1) 時期・対象

アンケートは以下の要領で実施した。なお、送付したアンケート一式については、末尾に添付しておいた。

－実施時期：平成21（2009）年11月11日発送、同年12月7日（月）〆切（以降、若干の猶予ならびに督促を実施）

－実施対象：沿岸に位置する市町村642、同都道府県39、同政令指定市14。合計695。

2) 回答総数／回答率

回答総数については、下表のとおり、市町村は210自治体から211の回答、都道府県

については 27 自治体から 33 の回答、政令指定都市については自治体から 8 の回答を得た。

対象	送付数	回答総数	回答率
市町村	642	211	32.9%
都道府県	39	33	84.6%
政令指定都市	14	8	57.1%
合計	695	252	36.3%

回答総数 252 について、全国を 10 の地域に区分して整理すれば次のようになる。

地域	市町村	都道府県	政令市	合計	構成比
北海道	33	0	0	33	13.1%
東北	28	4	0	32	12.7%
関東	14	5	3	22	8.7%
北陸	13	5	1	19	7.5%
中部	17	3	2	22	8.7%
近畿	16	3	0	19	7.5%
中国	19	3	1	23	9.1%
四国	15	4	0	19	7.5%
九州	44	5	1	50	19.8%
沖縄	12	1	0	13	5.2%
合計	211	33	8	252	100.0%

市町村からはほぼ 1 / 3 から回答を得られたが、これを多いとするか、少ないとするか、基準の設定も難しいため評価は何とも言い難いところではある。しかしながら、200 を超える市町村から何らかの回答があったことは、実施した側としては、一定の数量的分析を施すだけの母数が確保できたものとして意義があったと考える。

他方、海あり県からは全数回答を期待していたが、6 つの回答なしが出たことは少々残念な結果となったほか、政令指定市についても、6 割の回答があったものの、ここでも 6 つの回答なしがあったことは残念な結果と言える。

なお、以下の分析において、SA は単純回答 (Single Answer)、MA は複数回答 (Multi Answer) であることを意味する。MA の場合、各選択肢の構成比を合計しても 100% にはならない (100% 以上になる)。また、N は有効回答数 (回答対象から無回答をさし引いた数) を意味する。

2-2-2 アンケート結果の分析

以下の分析においては、市町村、都道府県、政令指定都市毎の結果、及び三者の合計を示す。また、各設問で、Nは回答数である。

Q1：認知度

1. 海洋基本法の認知度

「海洋基本法」については、「知っている」が45.6%、「よく知っている」が1.2%である。他方、「知らない」が全体としては半数を超えている点が注目される。

自治体間でみると、政令市では回答8市がすべて「知っている」となっており、また都道府県でも「知っている」が75.8%と高いのに対して、市町村では「よく知っている」は2に留まり、「知っている」と合わせても約4割で、「知らない」のが6割を占めるという結果になった。

「知らない」と答えた都道府県が5もあることはいささか残念であるとともに、市町村では6割が「知らない」ということは、地方自治体の末端まではまだまだ浸透していないと言えそうである。

(N=248、無回答を除く)

	合計		市町村		都道府県		政令指定都市	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
知っている	115	45.6	82	38.9	25	75.8	8	100.0
よく知っている	3	1.2	2	0.9	1	3.0	0	0.0
知らない	130	51.6	125	59.2	5	15.2	0	0.0
無回答	4	1.6	2	0.9	2	6.1	0	0.0
合計	252	100.0	211	100.0	33	100.0	8	100.0

2. 「沿岸域の総合的管理」の認知度

一方、「沿岸域の総合的管理」については、「知っている」が37.7%、「よく知っている」が0.8%である。自治体間でみると政令市では回答8市すべてが知っているとなっている。都道府県では、「知っている」が69.7%であり、「よく知っている」との回答も2県あった。

他方、市町村では「知っている」が3割に過ぎないが、3割も知っているというべきか。

(N=246)

	合計		市町村		都道府県		政令指定都市	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
知っている	95	37.7	64	30.3	23	69.7	8	100.0
よく知っている	2	0.8	0	0.0	2	6.1	0	0.0
知らない	149	59.1	143	67.8	6	18.2	0	0.0
無回答	6	2.4	4	1.9	2	6.1	0	0.0
合計	252	100.0	211	100.0	33	100.0	8	100.0

なお、市町村と都道府県について、「海洋基本法」と「沿岸域の総合的管理」の両方を「知っている」のは、市町村=59、都道府県=23 である。反対に、両方とも「知らない」は、市町村=120、都道府県=4 となっている。市町村はある程度やむを得ないと考えられるが、両方知らない県が4つもあった。

【地域別分析結果】

全国 10 地域ごとの分析結果をみる。なお、以下では各地域には、「市町村」「都道府県」「政令指定都市」の合計した結果を掲載する。

まず、海洋基本法について「知っている」「よく知っている」の合計割合が高い（半数を超える）のは、関東（72.7%）、北陸（52.9%）、東海（59.1%）、中国（52.2%）であり、反対に「知らない」との回答については、沖縄（84.6%）、近畿（66.7%）が高い結果となっている。

一方、「沿岸域の総合的管理」についても、「知っている」「よく知っている」の合計割合は、関東（54.5%）、中部（54.5%）、四国（50.0%）で高い反面、「知らない」については近畿（88.9%）、沖縄（84.6%）で高い結果となっている。

【海洋基本法】

	上段:回答数				
	下段:構成比(%)	合計	知っている	よく知っている	知らない
地域	合計	248	115	3	130
		100	46.4	1.2	52.4
	北海道	33	15	1	17
		100	45.5	3.0	51.5
	東北	32	12	1	19
		100	37.5	3.1	59.4
	関東	22	16	-	6
		100	72.7	-	27.3
	北陸	17	9	-	8
		100	52.9	-	47.1
	中部	22	13	-	9
		100	59.1	-	40.9
近畿	18	6	-	12	
	100	33.3	-	66.7	
中国	23	12	-	11	
	100	52.2	-	47.8	
四国	19	9	-	10	
	100	47.4	-	52.6	
九州	49	22	-	27	
	100	44.9	-	55.1	
沖縄	13	1	1	11	
	100	7.7	7.7	84.6	

【沿岸域の総合的管理】

	上段:回答数				
	下段:構成比(%)	合計	知っている	よく知っている	知らない
地域	合計	246	95	2	149
		100	38.6	0.8	60.6
	北海道	33	12	-	21
		100	36.4	-	63.6
	東北	32	11	1	20
		100	34.4	3.1	62.5
	関東	22	12	-	10
		100	54.5	-	45.5
	北陸	16	5	1	10
		100	31.3	6.3	62.5
	中部	22	12	-	10
		100	54.5	-	45.5
近畿	18	2	-	16	
	100	11.1	-	88.9	
中国	23	10	-	13	
	100	43.5	-	56.5	
四国	18	9	-	9	
	100	50.0	-	50.0	
九州	49	20	-	29	
	100	40.8	-	59.2	
沖縄	13	2	-	11	
	100	15.4	-	84.6	

Q2：沿岸域の開発、利用、保全の現状

1. 重要度（MA：上位5項目の順位付け）

本設問は、選択肢の中から重要度の高いものから上位5位まで順位付けするものである。ただし、回答者の中には上位5項目を単純に選ぶだけで、順位付けがされていないものもあった。

そこで、以下では2通りの集計を試みた。一つは、順位の如何によらず当該項目を上位5項目の一つとして選んだ回答数を集計したものである（集計1）。もう一つは、上位5位の順位付けをした自治体の回答のみを対象に、順位にウェイト付けを行い得点化したものである（集計2）。その場合の順位付けは、1位＝5点、2位＝4点、3位＝3点、4位＝2点、5位＝1点とした。

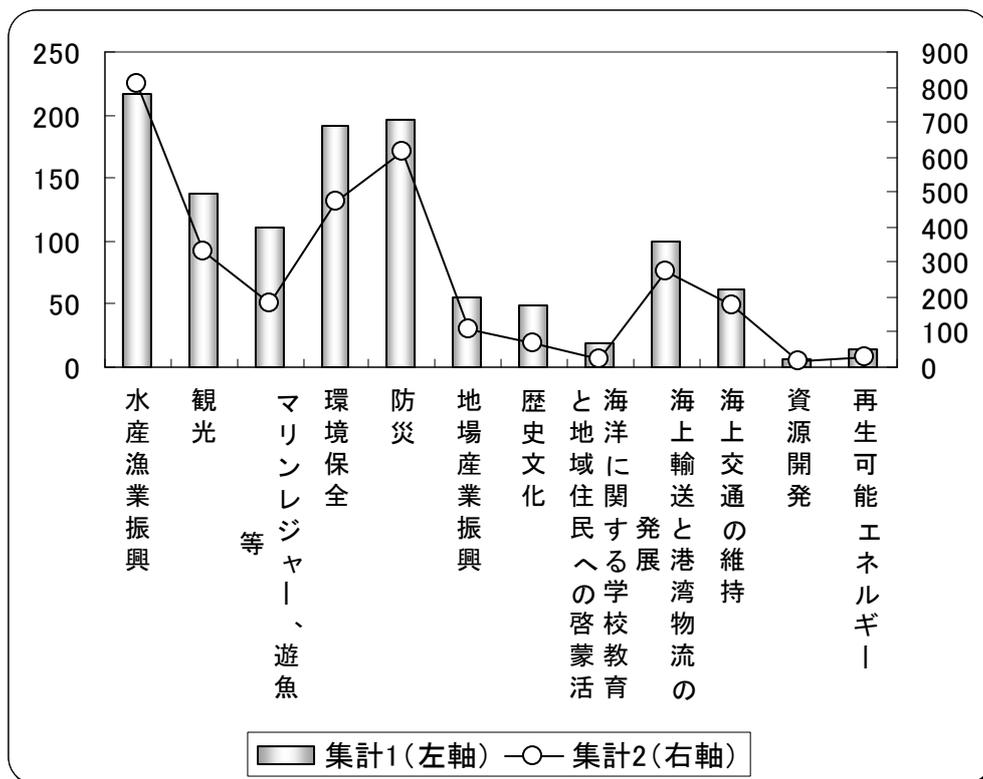
【集計1】 単位：自治体数

	合計	市町村	都道府県	政令市
水産漁業振興	214	183	27	4
観光	138	126	8	4
マリンレジャー、遊魚等	110	94	14	2
環境保全	192	157	27	8
防災	197	167	22	8
地場産業振興	56	48	7	1
歴史文化	49	47	1	1
海洋に関する学校教育と地域住民への啓蒙活動	19	16	2	1
海上輸送と港湾物流の発展	101	71	24	6
海上交通の維持	62	48	12	2
資源開発	7	6	0	1
再生可能エネルギー	15	12	2	1

【集計2】 単位：点

	合計	市町村	都道府県	政令市
水産漁業振興	811	736	66	9
観光	328	317	6	5
マリンレジャー、遊魚等	183	171	11	1
環境保全	472	411	54	7
防災	614	542	63	9
地場産業振興	107	100	7	0
歴史文化	66	66	0	0
海洋に関する学校教育と地域住民への啓蒙活動	24	22	2	0
海上輸送と港湾物流の発展	276	207	59	10
海上交通の維持	175	145	29	1
資源開発	16	13	0	3
再生可能エネルギー	28	26	2	0

【集計1と集計2の比較】



注：集計1の単位は自治体数、集計2の単位は点である。

集計1及び集計2は、各項目の重要度の順位に影響を与えるほどの有意の差はなかった。集計1、集計2ともに最も重要度の高い項目は「水産漁業振興」である。次いで「防災」「環境保全」の順となる。自治体間を比較すると、上記3項目が共に上位に来ている点は共通する。ただし都道府県では集計1では、水産漁業振興と環境保全がトップにあるが、集計2では水産漁業がトップで防災が次に重要度が高くなっている。

【地域別分析結果】

集計1と集計2について、地域別に集計すると次のような特徴が見られる。

集計1（順位付けを考慮しないで単純に集計）では、上位2分野について地域により若干の差がある。例えば、関東では上位2項目に水産漁業振興が入ってこない。これは中国でも同様である。また、沖縄では、防災以上に環境保全、マリンレジャー・遊魚等がより多く入っている。

しかし、上位5項目の順位付けした回答を対象とした集計2の結果を見ると、各地域ともに全国同様「水産漁業振興」と「防災」が上位2分野となっている。

【集計1】

	水産漁業 振興	観光	マリンレ ジャー、遊 魚等	環境保全	防災	地場産業 振興	歴史文化	海洋に関 する学校 教育と地 域住民へ の啓蒙活 動	海上輸送 と港湾物 流の発展	海上交通 の維持	資源開発	再生可能 エネル ギー
合計	214	138	110	192	197	56	49	19	101	62	7	15
北海道	31	18	16	22	25	7	5	1	12	8	4	4
東北	27	22	13	22	22	6	12	6	10	4	0	2
関東	14	15	14	16	17	3	6	2	10	3	0	1
北陸	15	12	6	14	13	3	3	1	9	2	2	2
中部	18	12	8	16	18	5	1	3	11	6	1	1
近畿	15	9	11	15	16	4	5	2	7	2	0	1
中国	17	7	6	19	21	9	2	1	13	9	0	1
四国	17	9	9	16	18	5	3	1	8	6	0	1
九州	48	27	18	43	40	11	10	1	16	18	0	1
沖縄	12	7	9	9	7	3	2	1	5	4	0	1

【集計2】

	水産漁業 振興	観光	マリンレ ジャー、遊 魚等	環境保全	防災	地場産業 振興	歴史文化	海洋に関 する学校 教育と地 域住民へ の啓蒙活 動	海上輸送 と港湾物 流の発展	海上交通 の維持	資源開発	再生可能 エネル ギー
合計	811	328	183	472	614	107	66	24	276	175	16	28
北海道	127	51	23	52	77	14	6	0	30	17	9	8
東北	114	49	27	56	71	8	17	11	26	12	0	5
関東	41	31	24	30	36	5	6	0	19	8	0	0
北陸	35	17	9	27	31	2	5	2	21	10	4	2
中部	66	38	10	34	64	9	5	4	27	12	3	2
近畿	64	22	21	48	62	11	6	2	25	4	0	2
中国	64	14	10	43	55	22	3	1	39	25	0	2
四国	62	22	13	39	66	11	4	1	29	18	0	2
九州	193	70	26	118	127	22	13	1	42	52	0	1
沖縄	45	14	20	25	25	3	1	2	18	17	0	2

*各地域ごとに上位2分野に網掛けをしている。

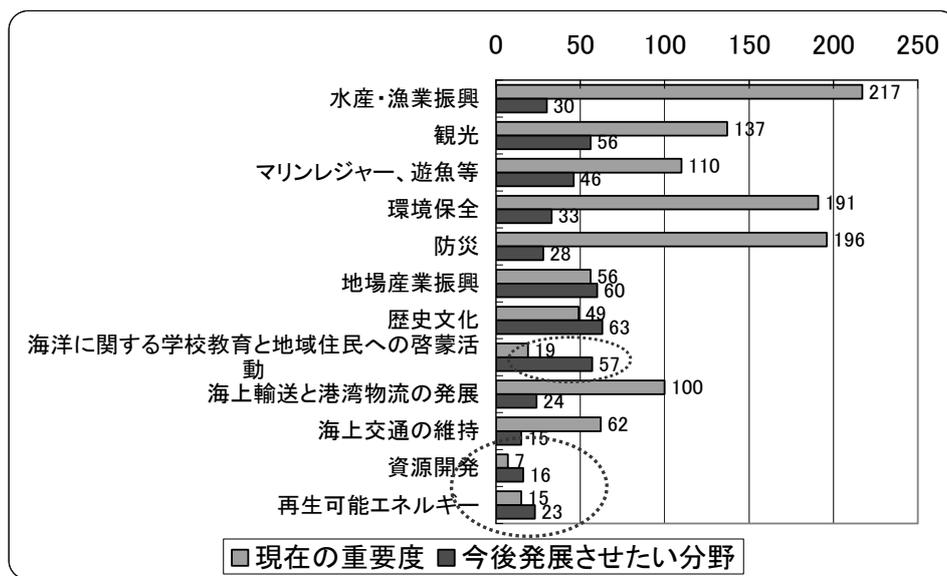
2. 今後発展させたい分野 (MA : 3つまで選択)

上記 1. で選択した分野以外に今後発展させたい分野については、「地域文化」「地場産業振興」の回答が多くなっている。

(N = 196)

	合計		市町村		都府県		政令指定都市	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
水産・漁業振興	30	11.9	29	13.7	1	3.0	0	0.0
観光	56	22.2	46	21.8	8	24.2	2	25.0
マリレジャー、遊魚等	46	18.3	40	19.0	4	12.1	2	25.0
環境保全	33	13.1	29	13.7	3	9.1	1	12.5
防災	28	11.1	25	11.8	2	6.1	1	12.5
地場産業振興	60	23.8	49	23.2	9	27.3	2	25.0
歴史文化	63	25.0	52	24.6	9	27.3	2	25.0
海洋に関する学校教育と地域住民への啓蒙活動	57	22.6	50	23.7	6	18.2	1	12.5
海上輸送と港湾物流の発展	24	9.5	20	9.5	3	9.1	1	12.5
海上交通の維持	15	6.0	12	5.7	3	9.1	0	0.0
資源開発	16	6.3	12	5.7	4	12.1	0	0.0
再生可能エネルギー	23	9.1	20	9.5	2	6.1	1	12.5
その他	5	2.0	5	2.4	0	0.0	0	0.0
無回答	56	22.2	42	19.9	11	33.3	3	37.5
合計	252	100.0	211	100.0	33	100.0	8	100.0

そこで上記 1. の現在の重要度と比較してみると、特に「海洋に関する学校教育と地域住民への啓蒙活動」が大きく増加している。また「資源開発」「再生化のエネルギー」等の環境分野の拡大も回答数そのものは少ないが、今後発展させたい分野と考えられている。



【地域分析結果】

地域別に今後発展させたい分野について、上位2分野に注目すると、「地域産業振興」、「歴史文化」という全国の結果と同様な地域は中国、四国、九州、沖縄である。

この4地域に加え、東北、関東、北陸、東海でもどちらか1分野が上位2項目には入っている。北海道と近畿はどちらも上位2項目に入っていない。その意味で、全体に見ると関東は分散している。地域産業振興、歴史文化以外では、東海以西の6地域で「観光」が入っているのが特徴的である。

上段:回答数 下段:構成比(%)		合計	水産漁業 振興	観光	マリンレ ジャー、遊 魚等	環境保全	防災	地場産業 振興	歴史文化	海洋に関 する学校 教育と地 域住民へ の啓蒙活 動	海上輸送 と港湾物 流の発展	海上交通 の維持	資源開発	再生可能 エネル ギー
地域	合計	196	30	56	46	33	28	60	63	57	24	15	16	23
		100%	15%	29%	23%	17%	14%	31%	32%	29%	12%	8%	8%	12%
	北海道	27	7	4	5	7	6	5	6	8	6	2	3	2
		100%	26%	15%	19%	26%	22%	19%	22%	30%	22%	7%	11%	7%
	東北	27	5	6	8	1	2	14	6	10	-	-	2	1
		100%	19%	22%	30%	4%	7%	52%	22%	37%	0%	0%	7%	4%
	関東	12	1	2	2	4	2	4	2	4	2	1	1	2
		100%	8%	17%	17%	33%	17%	33%	17%	33%	17%	8%	8%	17%
	北陸	14	-	2	5	2	2	4	9	4	4	1	2	3
		100%	0%	14%	36%	14%	14%	29%	64%	29%	29%	7%	14%	21%
	中部	19	3	8	4	4	2	4	10	3	-	3	1	1
	100%	16%	42%	21%	21%	11%	21%	53%	16%	0%	16%	5%	5%	
近畿	6	-	2	-	2	2	-	-	2	2	2	2	-	
	100%	0%	33%	0%	33%	33%	0%	0%	33%	33%	33%	33%	0%	
中国	14	3	8	3	2	1	4	4	2	-	-	1	1	
	100%	21%	57%	21%	14%	7%	29%	29%	14%	0%	0%	7%	7%	
四国	15	1	6	5	1	2	6	6	3	3	-	2	-	
	100%	7%	40%	33%	7%	13%	40%	40%	20%	20%	0%	13%	0%	
九州	41	6	12	10	5	6	12	14	12	5	6	1	4	
	100%	15%	29%	24%	12%	15%	29%	34%	29%	12%	15%	2%	10%	
沖縄	11	2	3	2	3	3	3	3	4	1	1	2	5	
	100%	18%	27%	18%	27%	27%	27%	27%	36%	9%	9%	18%	45%	

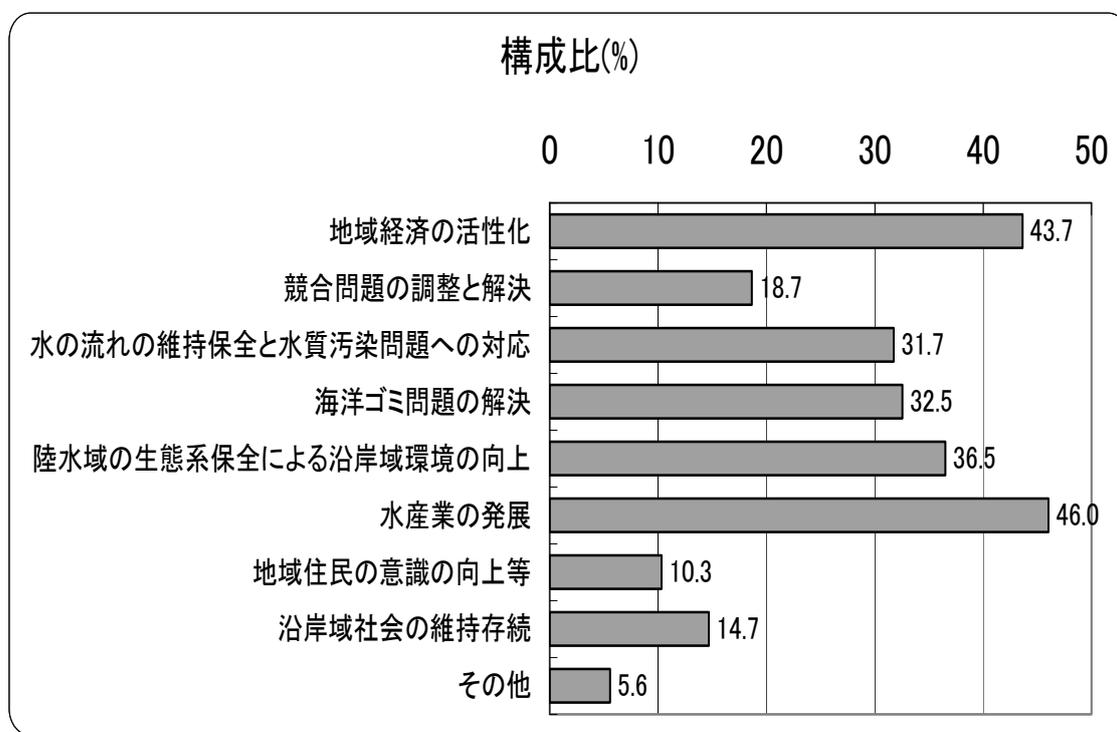
*各地域ごとに上位2分野に網掛けをしている。

Q3：沿岸域の総合的管理において取組んでいる内容（MA）

沿岸域の総合的管理において取組んでいる内容としては、「水産業の発展」（46.0%）、「地域経済の活性化」（43.7%）との回答が多いが、それに次いで「陸水域の生態系保全による沿岸域環境の向上」（36.5%）、「海洋ゴミ問題の解決」（32.5%）、「水の流れの維持保全と水質汚染問題への対応」（31.7%）などの環境問題への取組が多くなっている。

(N=224)

	合計		市町村		都府県		政令指定都市	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
地域経済の活性化	110	43.7	92	43.6	15	45.5	3	37.5
競合問題の調整と解決	47	18.7	24	11.4	21	63.6	2	25.0
水の流れの維持保全と水質汚染問題への対応	80	31.7	60	28.4	14	42.4	6	75.0
海洋ゴミ問題の解決	82	32.5	56	26.5	23	69.7	3	37.5
陸水域の生態系保全による沿岸域環境の向上	92	36.5	70	33.2	21	63.6	1	12.5
水産業の発展	116	46.0	92	43.6	19	57.6	5	62.5
地域住民の意識の向上等	26	10.3	13	6.2	11	33.3	2	25.0
沿岸域社会の維持存続	37	14.7	29	13.7	6	18.2	2	25.0
その他	14	5.6	9	4.3	3	9.1	2	25.0
無回答	28	11.1	27	12.8	1	3.0	0	0.0
合計	252	100.0	211	100.0	33	100.0	8	100.0



【地域別分析結果】

沿岸域の総合的管理において取組んでいる内容を地域別に見ると、上位 2 項目について全国同様「水産業の発展」「地域経済の活性化」を挙げているのが、北海道、東北、中部、中国、九州の 5 地域である。全国の全体的な結果においても、この 2 項目に次いで環境分野の取組が多いが、地域別に見ると関東では「水の流れの維持保全と水質汚染問題への対応」「陸水域の生態系保全による沿岸域環境の向上」が最も多い。北陸では同じ環境問題でも「海洋ゴミ問題の解決」が多く、近畿では「陸水域の生態系保全による沿岸域環境の向上」が最も多かった。また、中国、四国でも「海洋ゴミ問題の解決」の回答が多く、環境問題の取り組みも地域によりその内容に変化がある。

上段:回答数 下段:構成比(%)	合計	地域経済 の活性化	競争問題 の調整と 解決	水の流れ の維持保 全と水質 汚染問題 への対応	海洋ゴミ問 題の解決	陸水域の 生態系保 全による沿 岸域環境 の向上	水産業の 発展	地域住民 の意識の 向上等	沿岸域社 会の維持 存続	その他
合計	224	110	47	80	82	92	116	26	37	14
	100	49.1	21.0	35.7	36.6	41.1	51.8	11.6	16.5	6.3
北海道	32	17	6	10	8	20	17	2	7	2
	100	53.1	18.8	31.3	25.0	62.5	53.1	6.3	21.9	6.3
東北	28	15	5	11	9	9	16	5	5	1
	100	53.6	17.9	39.3	32.1	32.1	57.1	17.9	17.9	3.6
関東	21	9	7	9	4	9	8	3	0	3
	100	42.9	33.3	42.9	19.0	42.9	38.1	14.3	0.0	14.3
北陸	17	10	5	5	10	4	9	1	2	2
	100	58.8	29.4	29.4	58.8	23.5	52.9	5.9	11.8	11.8
中部	21	12	6	8	5	6	9	4	2	2
	100	57.1	28.6	38.1	23.8	28.6	42.9	19.0	9.5	9.5
近畿	17	6	5	6	5	9	7	1	1	1
	100	35.3	29.4	35.3	29.4	52.9	41.2	5.9	5.9	5.9
中国	21	9	3	8	10	5	9	5	5	2
	100	42.9	14.3	38.1	47.6	23.8	42.9	23.8	23.8	9.5
四国	17	7	2	5	10	5	11	1	3	1
	100	41.2	11.8	29.4	58.8	29.4	64.7	5.9	17.6	5.9
九州	40	21	5	15	18	22	28	4	12	0
	100	52.5	12.5	37.5	45.0	55.0	70.0	10.0	30.0	0.0
沖縄	10	4	3	3	3	3	2	0	0	0
	100	40.0	30.0	30.0	30.0	30.0	20.0	0.0	0.0	0.0

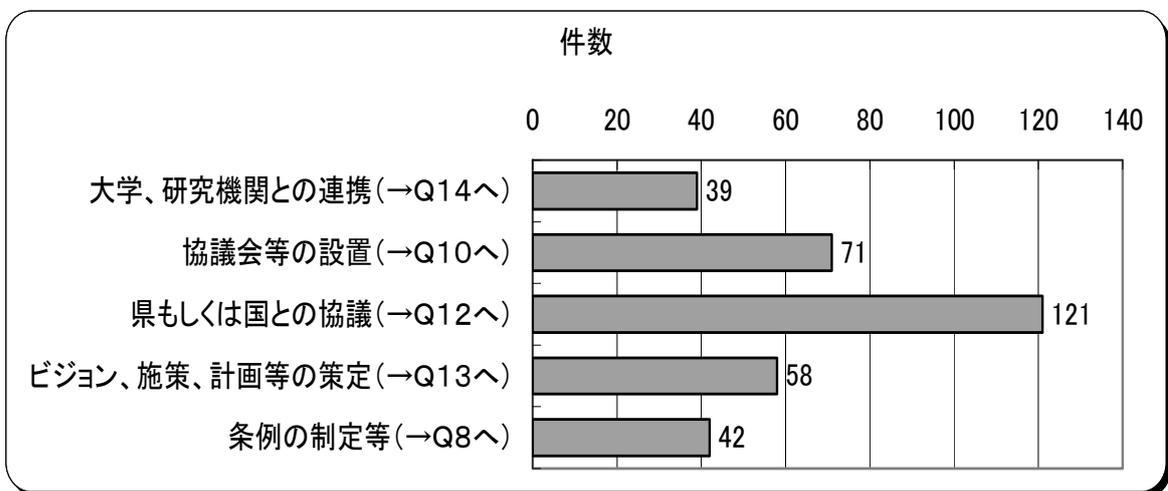
*各地域ごとに上位 2 分野に網掛けをしている。

Q 4：沿岸域の課題解決の取組み内容（MA）

沿岸域の様々な課題に対する取組みとしては、最も多いのは「県もしくは国との協議」（48.0%）であり、次いで「協議会等の設置」（28.2%）である。自治体間では差が見られ、市町村は「県もしくは国との協議」「協議会等の設置」であるが、都道府県では「条例の制定等」が最も多く、次いで「協議会等の設置」となっている。一方、政令市についても「県もしくは国との協議」が最も多いが、次いで「ビジョン、施策、計画等の策定」となっている。

(N=190)

	合計		市町村		都道府県		政令指定都市	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
大学、研究機関との連携	39	15.5	24	11.4	12	36.4	3	37.5
協議会等の設置	71	28.2	50	23.7	18	54.5	3	37.5
県もしくは国との協議	121	48.0	99	46.9	17	51.5	5	62.5
ビジョン、施策、計画等の策定	58	23.0	38	18.0	16	48.5	4	50.0
条例の制定等	42	16.7	19	9.0	20	60.6	3	37.5
その他	29	11.5	18	8.5	7	21.2	4	50.0
無回答	62	24.6	58	27.5	4	12.1	0	0.0
合計	252	100.0	211	100.0	33	100.0	8	100.0



【地域別分析結果】

各地域においても、「県もしくは国との協議」の回答が沖縄を除く9地域で最も多かった。また回答率が40%以上の項目をみると、関東、北陸、中部及び沖縄における「協議会の設置」、関東における「ビジョン、施策、計画等の策定」、沖縄における「条例の制定等」である。

上段:回答数 下段:構成比(%)	合計	大学、研究機関との連携	協議会等の設置	県もしくは国との協議	ビジョン、施策、計画等の策定	条例の制定等	その他
合計	190	39	71	121	58	42	29
	100	20.5	37.4	63.7	30.5	22.1	15.3
北海道	28	8	7	19	8	1	4
	100	28.6	25.0	67.9	28.6	3.6	14.3
東北	25	5	9	12	9	5	7
	100	20.0	36.0	48.0	36.0	20.0	28.0
関東	21	5	11	12	10	9	2
	100	23.8	52.4	57.1	47.6	42.9	9.5
北陸	16	2	7	10	4	5	3
	100	12.5	43.8	62.5	25.0	31.3	18.8
中部	20	3	10	13	6	4	2
	100	15.0	50.0	65.0	30.0	20.0	10.0
近畿	16	1	6	12	2	3	1
	100	6.3	37.5	75.0	12.5	18.8	6.3
中国	16	6	4	10	6	4	2
	100	37.5	25.0	62.5	37.5	25.0	12.5
四国	15	3	5	10	5	5	1
	100	20.0	33.3	66.7	33.3	33.3	6.7
九州	28	6	8	20	7	4	6
	100	21.4	28.6	71.4	25.0	14.3	21.4
沖縄	5	0	4	3	1	2	1
	100	0.0	80.0	60.0	20.0	40.0	20.0

* 網掛けは回答率が40%以上の項目である。

Q5：沿岸域の開発、利用、保全に係る問題解決、対策において実施に至らなかった取り組みの有無

具体的な回答事例は23件であり、その内訳は市町村が19、都道府県が4であった。

(N=190)

【市町村】

	市町村名	これまで沿岸域の開発、利用、保全に関わる問題解決、対策として行おうと試みたが実施に至らなかった取り組み
北海道	木古内町(北海道)	海洋ゴミの対策(漂着ゴミ) 数年に1回収撤去している。
	羽幌(北海道)	現在も、沿岸域に乗り上げたままとなっている船(外国の企業の所有物)の撤去など、海洋ごみの増加に対する対策。
東北	岩泉町(岩手県)	漁業合併
関東	館山市(千葉県)	海洋深層水の利用
	習志野市(千葉県)	釣り場としての整備
	富津市(千葉県)	海岸道路の整備
北陸	聖籠町(新潟県)	海岸線の侵食対策
	魚津市(富山県)	不法係留の一掃(河口や港湾内に放置されているプレジャーボートに対する市営マリナー等への完全な誘致)
	射水市(富山県)	海岸への漂着ゴミ対策
近畿	明石市(兵庫県)	海岸の遊泳区域外での水上バイクの規則。
中国	江田島市(広島県)	江田島湾再生のための水質改善事業について、課題克服に必要な予算確保が困難なため、実施に至っていない。
	大崎上島町(広島県)	海岸保全事業
四国	宇多津町(香川県)	予算の問題 海面域の所有権の問題
	宇和島市(愛媛県)	水産加工場・水産団体等で形成される水産団地の形成
	大洲市(愛媛県)	過去に市町村合併前の長浜町ではエネルギー基地構想のもの埋立により地域整備を行う計画があったが、経済事情等により実施には至らなかった経緯がある。
九州	天草市(熊本県)	環境生態系保全に関する活動
	臼杵市(大分県)	沿岸域の総合的開発、利用、保全に対する意識が低く、縦割り行政の中、各セクションが各々計画策定を行い、事業を推進している。
	豊後高田市(大分県)	風力発電→風況調査の結果、断念
沖縄	北中城村(沖縄県)	沿岸及び水面埋立による都市的土地利用構想への策定

【都道府県】

	都道府県名	これまで沿岸域の開発、利用、保全に関わる問題解決、対策として行おうと試みたが実施に至らなかった取り組み
関東	東京都	船舶からのし尿排出対策
北陸	石川県農林水産部	特定の人工魚礁設置により造成された漁場の利用について、漁業者の利害が対立し、両社に円滑な利用のためのルールづくり
中部	三重県	隣県との漁場利用の問題 明確な県境がなく、両県漁業者が入り組んで漁場利用をしていることから、合意形成が課題
四国	徳島県	沿岸域の総合開発プロジェクト

Q6：実施に至らなかった理由（MA）

上記Q5において「実施に至らなかった取り組みがある」23自治体について、主要な理由を聞いたところ、「関連予算の問題」との回答が14自治体でも最も多く、次いで「国の法律、方針との問題」「利害関係者間の合意形成問題」が各6自治体であった。

(N=23)

	合計		市町村		都府県		政令指定都市	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
国の法律、方針との問題	6	26.1	3	15.8	3	75.0	-	-
関連予算の問題	14	60.9	12	63.2	2	50.0	-	-
対象とする地理的範囲の調整問題	2	8.7	0	0.0	2	50.0	-	-
縦割り行政	4	17.4	3	15.8	1	25.0	-	-
地域住民の協力	2	8.7	2	10.5	0	0.0	-	-
利害関係者間の合意形成問題	6	26.1	5	26.3	1	25.0	-	-
役所内の推進体制の問題	1	4.3	1	5.3	0	0.0	-	-
その他	5	21.7	5	26.3	0	0.0	-	-
合計	23	100.0	19	100.0	4	100.0	-	-

【地域別分析結果】

上記の結果を地域別に見ると以下となる。

	合計	国の法律、 方針との 問題	関連予算 の問題	対象とする 地理的範 囲の調整 問題	縦割り行 政	地域住民 の協力	利害関係 者間の合 意形成問 題	役所内の 推進体制 の問題	その他
合計	23	6	14	2	4	2	6	1	5
北海道	2	0	2	0	0	0	0	1	0
東北	1	0	0	0	0	0	1	0	0
関東	4	1	3	0	1	0	0	0	2
北信越	4	2	2	0	2	0	0	0	0
中部	1	1	0	1	0	0	1	0	0
近畿	1	0	0	0	0	0	0	0	1
中国	2	1	2	0	0	0	1	0	0
四国	4	0	3	1	0	1	3	0	1
九州	3	0	1	0	1	1	0	0	1
沖縄	1	1	1	0	0	0	0	0	0

Q7：Q4で答えられた取組がすでに終了している場合の理由（MA）

有効回答 22 自治体のうち、最も多いのが「問題が解決した」で 10 自治体からの回答があった。次いで「関連予算」との回答が 8 自治体、「成果が上がらなかった」が 5 自治体であった。

(N=22)

	合計		市町村		都府県		政令指定都市	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
問題が解決した	10	4.0	8	3.8	2	6.1	0	0.0
成果が上がらなかった	5	2.0	5	2.4	0	0.0	0	0.0
参加者の減少等	1	0.4	1	0.5	0	0.0	0	0.0
関連予算	8	3.2	7	3.3	1	3.0	0	0.0
推進役不足	3	1.2	3	1.4	0	0.0	0	0.0
NPO等の民間機関の不足	2	0.8	2	0.9	0	0.0	0	0.0
その他	2	0.8	1	0.5	0	0.0	1	12.5
無回答	230	91.3	193	91.5	30	90.9	7	87.5
合計	252	100.0	211	100.0	33	100.0	8	100.0

【地域別分析結果】

上記の結果を地域別に見ると、以下のようになる。

	合計	問題が解決した	成果が上がらなかった	参加者の減少等	関連予算	推進役不足	NPO等の民間機関の不足	その他
合計	22	10	5	1	8	3	2	2
北海道	3	1	1	0	1	1	1	0
東北	2	2	0	0	0	0	0	0
関東	3	2	0	0	0	0	0	1
北陸	1	0	0	0	1	0	0	0
中部	1	0	0	1	1	0	1	0
近畿	6	5	2	0	1	1	0	0
中国	2	0	1	0	1	1	0	1
四国	1	0	0	0	1	0	0	0
九州	2	0	0	0	2	0	0	0
沖縄	1	0	1	0	0	0	0	0

Q8 : Q4において条例の制定、利用調整ルール、申し合わせ等の自主的な管理ルールの
 取り決めと回答した自治体の具体的内容（この設問の回答については、具体的な自
 治体名と条例や調整ルールの名称、制定年等をそのまま掲げることとした）

N = 42（市町村 19、都道府県 20、政令市 3）

【市町村】 16

	市町村(都道府県)名	条例の制定、または利用調整ルール、申し合わせ等の自主的な管理ルールの名称(もしくは簡単な概要)	制定年
東北	浜中町役場(北海道)	暮帰別漁船保全施設条例	1977年
	能代市(秋田県)	能代市並型漁礁管理規則	1981年
	双葉町(福島県)	双葉町海浜公園条例	1990年
関東	館山市(千葉県)	館山海浜のルールブック(鏡ヶ浦エリア)	2009年3月
	富津市(千葉県)	富津岬北側海域における水上オートバイ運行に関する覚書	2001年7月
	八丈町(東京都)	①八丈島ダイビング海面利用協手 ②八丈島海洋レジャークラブ海面利用協定 ③八丈島遊漁船海面利用協定	①2005年3月31日 ②2006年7月5日 ③2005年2月1日
	小笠原村(東京都)	小笠原地区海面利用基本方針 母島周辺地域におけるダイビング入漁協定書	2004年
北陸	魚津市(富山県)	漁港内における放置艇等禁止区域の設定	2006年
中部	知多郡南知多町(愛知県)	漁港内における漁船以外の船舶の利用に関する取扱要綱	1998年
	一色町(愛知県)	一色漁港管理条項 規則	1986年9月30日
近畿	明石市(兵庫県)	明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例	
中国	呉市(広島県)	①呉市港湾管理条例 ②呉市漁港管理条例	①1955年 ②1999年
	下関市(山口県)	下関港湾地域内の海岸保全区域内における工事等の規制に関する規則 他	2005年
九州	南九州市(鹿児島県)	港湾管理条例	2007年
	知名町(鹿児島県)	知名町土砂流出防止対策綱	1985年
沖縄	恩納村役場(沖縄県)	①恩納村土地利用基本計画(企画課) ②恩納村海岸管理条例(建設課) ③恩納村沿岸域の利用・保全ルール(農林水産課)	①1993年3月3日 ②2002年4月 ③2007年3月

【都道府県】 20

	市町村(都道府県)名	条例の制定、または利用調整ルール、申し込得等の自主的な管理ルールの名称(もしくは簡単な概要)	制定年
東北	宮城県	①プレジャーボート放置艇に係る暫定係留施設への収容 ②仙台湾における水産動植物の保護地域の設定(宮城海区漁業調査委員会支持) ③漁業者とマリンレジャー(遊漁)参加者との「海面利用協定」の締結	①2008年 ②2005年 ③随時
	山形県	庄内海岸の海水浴場を利用する際のマナー	2009年
	福島県	福島県温排水調査計画	1974年から毎年更新
関東	茨城県	漁業と遊漁船業の漁場利用協定	2009年改訂
	東京都	環境確保条例(条例の一部)、都立お台場海浜公園内水域での屋形船からのし尿排出禁止	2001年施行
	東京都	東京都漁業調整規則	1965年.7月.13日
	神奈川県	①神奈川県海面の遊漁に関する申し合わせ事項 ②海・浜ルールブック(6市町)	①昭和1970年 ②1992~2003年
北陸	石川県環境部	①水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例 →②ふるさと石川の環境を守り育てる条例	①1972年 ②2004年に移行
	石川県農林水産部	①資源管理計画(アサガイ、ヒラメ、マダイ) ②資源管理計画(ヤリイカ) ③資源回復計画(ズワイガニ、アカガレイ)	①1992年度 ②1993年度 ③2002年度
	福井県	福井海区漁業調整委員会指示第25号、第35号(漁業と遊漁の承認制)	2001年、2004年
中部	静岡県	静岡県立自然公園条例に基づく車馬等乗り入れ規制地域の指定 ①浜名湖県立自然公園 ②御前崎遠州灘県立自然公園 静岡県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	①1994年12月1日 ②2001年4月1日 1999年7月27日
近畿	京都府	京都府漁場利用協定 目的:府沿岸域における漁場をめぐるトラブル防止 締結者:漁業団体、遊漁船業団体、プレジャーボート団体(府は、関係者による協定締結について指導、協力) 内容:主要漁場を利用する際の時間帯をルール化	2008年1月末
中国	岡山県	①岡山県自然海浜保全地区条例 ②笠岡地区海洋牧場の適正利用に関する放流保護区域の設定	①1981年 ②1992年
	山口県	山口県漁業調整規則	1978年
四国	徳島県	①徳島県港湾施設管理条例 ②港湾事項条例 ③弁岐地先の海面利用ルール	①1955年10月25日 ②2000年3月28日 ③2001年
	香川県	災害に伴う海岸漂着ごみ等に関する情報収集	2009年
	愛媛県	①愛媛県漁業調整規則 ②愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止条例	①1968年4月1日 ②2003年3月18日
	高知県	高知県海岸管理条例(プレジャーボートの係留域を指定することで無秩序な係留を解消して適切な管理を行う)	2005年
九州	大分県	大分県海面利用協議会規約	1995年
沖縄	沖縄県	宮古地域における海面の調和的利用に関する指針(ガイドライン)	2008年2月16日

【政令市】 3

	市町村(都道府県)名	条例の制定、または利用調整ルール、申し泡得等の自主的な管理ルールの名称(もしくは簡単な概要)	制定年
関東	横浜市	①みなと色彩計画 ②横浜港の適正な水域利用方針 ③みなとみらい21新港地区町並み景観ガイドライン	①1987年 ②2007年 ③2009年
中部	静岡市	水上バイクの漁港利用について	
九州	福岡市	エコパークゾーン水域利用自主ルール	2008年

Q9：自主的な管理ルールの対象範囲

1. 対象範囲の明示（S A）

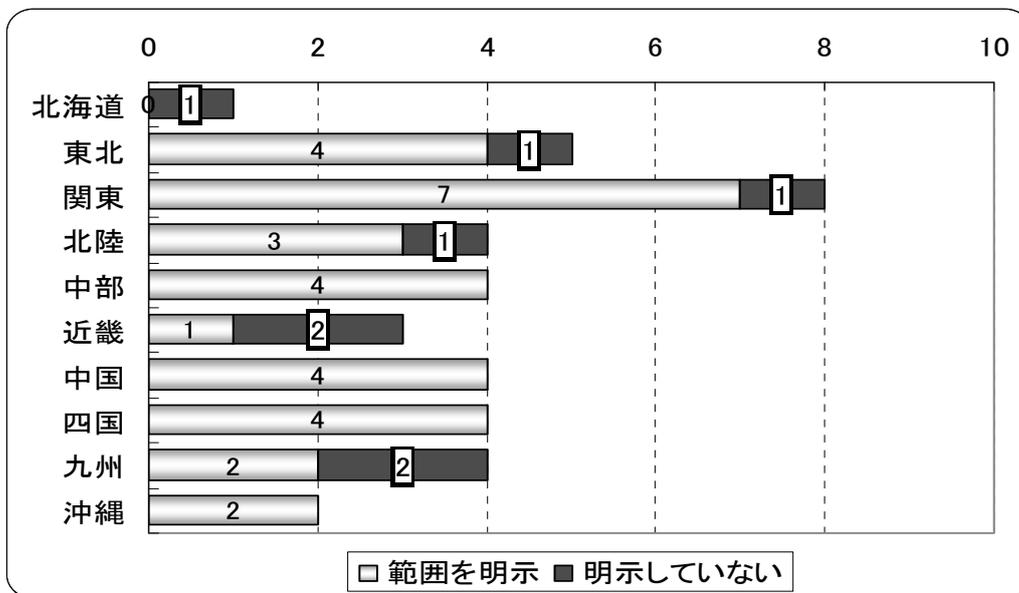
有効回答 39 のうち、「範囲を明示」が 31、「明示していない」が 8 である。「範囲を明示」としているのは、市町村および都府県においては 7-8 割になる。

(N=39)

	合計		市町村		都府県		政令指定都市	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
範囲を明示	31	77.5	12	70.6	16	80.0	3	100.0
明示していない	8	20.0	5	29.4	3	15.0	0	0.0
無回答	1	2.5	0	0.0	1	5.0	0	0.0
合計	40	100.0	17	100.0	20	100.0	3	100.0

【地域別分析結果】

地域別に見ると、中部、中国、四国の各 4 自治体及び沖縄の 2 自治体については沿岸域の範囲を明示しており、関東の 8 自治体のうち 7 自治体も明示している。これに対して範囲を明示していないのは、北海道、東北、関東、北陸の各 1 自治体と近畿、九州の各 2 自治体である。



2. 対象範囲 (MA)

範囲の明示の有無に係らず、対象範囲を聞いたところ、「地先の海」が 24 自治体で最も多く、次いで「陸域」(14 自治体)、「沖合」(10 自治体)と続いている。いずれも具体的な距離等の数値で表示しているものがあるかどうかについては、第二次調査を待たねばならない。

	合計		市町村		都府県		政令指定都市	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
沖合	10	25.0	1	5.9	9	45.0	0	0.0
地先の海	24	60.0	8	47.1	14	70.0	2	66.7
潮間帯	2	5.0	0	0.0	2	10.0	0	0.0
陸域	14	35.0	9	52.9	3	15.0	2	66.7
その他	10	25.0	2	11.8	7	35.0	1	33.3
無回答	1	2.5	1	5.9	0	0.0	0	0.0
合計	40	100.0	17	100.0	20	100.0	3	100.0

【地域別分析結果】

地域別に見た結果は、以下の通りである。

	合計	沖合	地先の海	潮間帯	陸域	その他
合計	39	10	24	2	14	10
北海道	1	0	0	0	1	0
東北	5	1	4	1	2	1
関東	9	2	7	0	2	2
北信越	4	1	2	0	0	1
東海	4	0	2	0	3	1
近畿	2	0	1	0	1	0
中国	4	3	3	1	1	2
四国	4	1	2	0	1	2
九州	4	1	1	0	2	1
沖縄	2	1	2	0	1	0

Q10：協議会等の概要

Q4において「地域住民、利害関係者間の協議の場（協議会等）の設置」と回答した71自治体を対象にその概要を聞いたところ、62自治体から具体的な記載があったので、そのまま掲げる。

【市町村】42自治体

	市町村名	名称	検討課題	人数	事務局	発足年
北海道	函館市(北海道)	函館水産振興連絡協議会	水産振興計画の促進に向けた協議検討	12	函館市農林水産部水産課	2007
	鹿部町(北海道)	鹿部漁港利用促進協議会	PBの円滑な利用、促進。	6町		2002
	せたな町(北海道)	せたな町漁業振興会議	漁業の振興発展について協議		せたな町産業振興課	2006
	枝幸町(北海道)	枝幸・歌登地区河川環境保全連絡会議	河川関連工事対策に関する事項 河川流域環境保全・修復に関する事項	13団体	枝幸町水産商工課	2001年6月13日
	佐呂間町(北海道)	サロマ湖地域マリンビジョン協議会	サロマ湖の環境保全とつくり育てる漁業の推進	7団体	サロマ湖養殖漁業協同組合	2005年
東北	八戸市(青森県)	①八戸漁港検討会議 ②八戸漁港検討会議実行委員会	①漁船漁業の再生、魚市場機能の高度衛生化及び効率化、水産加工業の振興、八戸漁港のグランドデザイン ②同上(②は①の下部組織)	①7人 ②21人	①八戸市 ②同上	①2006年8月 ②同上
	陸前高田市(岩手県)	陸前高田市水産業振興協議会	市長の諮問機関、本部の水産業の振興に関し必要な事項と調査、客議する。	15	市農林水産部水産課	1955年10月1日
	釜石市(岩手県)	釜石市海と緑の交流推進委員会	漁業、観光の振興につなげる釜石湾の有効活用 中心市街地のにぎわい創出と新たな魅力づくり	12	釜石市	2008年
	大槌町(岩手県)		大槌町漁港及び吉里吉里漁港の環境浄化に関する事項を協議し、清潔な漁港環境の保全に努める	43団体	大槌町役場内	1994年
	岩泉町(岩手県)	小本地域振興協議会	人口の減少と高齢化 産業の低迷(農林水産業、観光業、商工業) 後継者等の結婚対策	33	小本地域振興協議会	2005年4月1日
	名取市(宮城県)	名取水産問題対策協議会	水産業及び関連産業の振興を図るため、問題点の釈明とその対策の確立等	18人	名取市生活経済部商工水産課	1978年
関東	市川市(千葉県)	行徳臨海部まつづくり懇談会	市川の海と行徳臨海部全体の諸問題	15	市川市	2000年10月
	富津市(千葉県)	水上オートバイ等の運行に係る関係機関会議	富津岬北側海域での水上オートバイ運行に関するルール設定	約15人	市商工観光課	2001年
	八丈町(東京都)	八丈地区海面利用協議会	八丈島周辺海面における漁業者と海洋性レクリエーションを行う者との間の秩序維持、海面の円滑な利用のための調整について	16	産業観光課	1995年
	小笠原村(東京都)	小笠原地区海面利用協議会	漁業間と漁業と各種海洋レクリエーション間の円滑な利用秩序の確立	13	村役場産業観光課	1995年
	横須賀市(神奈川県)	大津地区高潮対策協議会	高潮時の各店舗等の対応及び高潮のマニュアル作成	23	横須賀市港湾部	2009年

	市町村名	名称	検討課題	人数	事務局	発足年
北陸	胎内市(新潟県)	新潟県北白砂青松海岸促進期成同盟会	県北部海岸は現在海岸浸食が続いている状況にあるが、往年の白砂青松海岸を復元することを目的とする。	32	会長が所在する市町村が担当	2000年
	魚津市(富山県)	魚津市魚場環境・生態系保全対策協議会	魚津市地先沿岸の藻場の再生	12人	魚津市市役所農林水産課	2009年
	福井市(福井県)	福井市漁港連絡協議会	漁港の整備計画、維持管理に関すること	30人	福井市農林水産部林業水産課	2004年
中部	沼津市(静岡県)	沼津地域水域利用推進調整会議	公共水域等におけるプレジャーボートの放置等の防止及び公共水域等の適正な利用	17	静岡県	2007年
	熱海市(静岡県)	①熱海港連絡協議会 ②熱海市海岸利用促進懇談会	①地元海事関係者・県・市にて、港の整備拡充及び合理的な利用促進 ②自然保護を基調とした調和の取れた海岸域の整備計画を促進及び、海岸線の有効利用について。	①委員18名、顧問2名 ②25名	①熱海市建設課 ②熱海市建設課	①1960年 ②1991年
	掛川市(静岡県)	大浜海岸保全対策協議会	土木事業・治山事業・海岸防災林	25	掛川市農業振興課・道路河川課	2004年
	下田市(静岡県)	下田市夏季海岸対策評議会	海水浴場等の水難事故防止、海水浴場等の管理運営	42	下田市観光交流課	1968年
	牧之原市(静岡県)	榛南地域磯焼け対策推進協議会	磯焼け対策	42人	桐良漁業協同組合	1996年
	南知多町(愛知県)	大井漁港利用調整協議会	漁港における漁船以外の船舶の利用に関する取り扱い要綱について 利用調整区域について 漁港利用について	7	南知多町役場建設部建設課	1998年
	津市(三重県)	ふるさと海岸整備事業促進協議会	海岸堤防の改修	18	地元	2009年5月
志摩市(三重県)	英虞湾自然再生協議会	新しい里海の創生 英虞湾沿岸の自然環境と地域住民との共生関係の再生	37人	行政関係8課 代表:水産課、環境課	2008年3月	
近畿	西宮市(兵庫県)	①甲子園地区埋立事業対策協議会 ②西宮地区埋立事業対策協議会 ③鳴尾浜産業団地運営委員会	①埋立事業の実施にあたっては、背後地域住民の生活環境の保全を図りながら、事業を円滑に推進させるため。 ②埋立事業ならびに西宮旧港周辺の諸問題に対処し、地域住民の生活環境の保全を図るため。 ③立地する企業活動に伴う周辺既存市街地への諸問題に対処するため。	①16名 ②18名 ③17名	①自治会 ②市 ③市	①1983年 ②1983年 ③1985年
	有田市(和歌山県)	有田市漁業後継者対策委員会	後継者対策について、水産教育について	7名(委員6名、顧問1名)	有田市役所水産課	1996年6月1日
	みなべ町(和歌山県)	磯焼け対策部会	磯焼け対策	15	紀州日高漁業協同組合南部町役場	2008年4月

	市町村名	名称	検討課題	人数	事務局	発足年
中国	浜田市(島根県)	国府海水浴場対策連絡評議会	夏季海水浴場の開設に際しての水難救助、環境衛生など	37	浜田市観光協会国府支部	1982年
	江田市(広島県)	さとすみ・江田島湾再生協議会	閉鎖性水域内の環境悪化の原因分析 目指すべき海域環境の目標を定め、これに向けた効果的な魚場環境修復の方策について検討	16	江田市産業部水産振興課	2006年
	周防大島(山口県)	共第146号共同漁業権管理委員会	各漁港における公共事業(海域)の実施計画について説明し、関係漁港の同意を得る	—	—	—
四国	三豊市(香川県)	三豊海域活性化対策協議会	魚類の流通加工体制の推進 漁村環境の整備 魚場環境の保全対策	25	三豊市港湾水産課	1988年
	松前町(愛媛県)	北黒田海岸整備に関する説明会	愛媛県が管理する松前町北黒田海岸の整備に係る諸問題について、愛媛県と松前町が協力して解消し、事業の促進を図ることによって地域住民の不安を早期に解消する	7名	松前町北黒田海岸整備検討協議会	2002年7月9日
	愛南町(愛媛県)	愛南町放置船対策連絡会議	愛南町における放置船の現状と対策	25	愛南町水産課	2008年
九州	指宿市(鹿児島県)	知林ヶ島管理運営協議会	霧島屋久国立公園の錦江湾地域に位置する知林ヶ島の適正な管理運営について、必要な事項を協議する。	17	指宿市総務部企画課	2008年
	垂水市(鹿児島県)	①垂水鹿屋地区水産業改良評議会 ②垂水鹿屋地区水産業連絡評議会	①水産業振興 ②水産業振興	①60人 ②30人	①垂水市水産課 ②垂水市水産課	①1980年 ②1980年
	中種子町(鹿児島県)	ごんげん中種子集落	漁業所得の向上	68	種子島漁業協同組合	2005年
	知名町(鹿児島県)	沖水良部地域赤土等流出防止対策連絡協議会	赤土等流出問題に対応するために下記の対策を行っている。 1.広報啓発活動2.パトロール実施3.流出防止技術講習会	22	鹿児島県大島支庁沖水良部事務所総務福祉課	2000年
沖縄	恩納村(沖縄県)	大学院大学建設に伴う赤土流出防止対策協議会	降雨時の対応対策 赤土流出がない現場パトロールをおこなっている	15	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構	2005年
	竹富町(沖縄県)	石西礁湖自然再生協議会「生活・利用に関する検討部会」	地域住民が生活を営む上で必要不可欠となる「漁業」「観光」「海上交通」等について、石西礁湖(石垣島と西表島の間に広がる日本で大規模のサンゴ礁域)の自然再生との両立を図りつつ、永続的に活用するためのあり方・ルールについて検討する	27	環境省石垣自然保護管事務所・内閣府沖縄総合事務局石垣港湾事務所・竹富町	2007年

【都道府県】 18 自治体

	都道府県名	名称	検討課題	人数	事務局	発足年
東北	青森県	①青森県海面利用協議会 ②津軽海峡海流発電実用化委員会	①漁業と海洋性レクリエーションとの紛争の予防及び調整 ②津軽海峡における海流発電の適地の選定を含め、実用化の可能性について検討する	①16人 ②10人	①県 ②(財)エンジニアリング振興協会	①1994年 ②2007年
	宮城県	①向洋緑地の整備に係る意見交換会 ②潜ヶ浦地区海域環境対策コラボ事業懇談会 ③海面利用検討会議 ④蒲生千潟自然再生協議会	①向洋緑地の整備に係る意見交換会 ②潜ヶ浦地区海域環境対策コラボ事業懇談会 ③海面利用検討会議 ④蒲生千潟自然再生協議会	①19 ②10 ③18 ④23	①県 ②県 ③県 ④国、県、仙台市、2団体と5社共同事務局	①2009年 ②2008年 ③1994年 ④2005年
	山形県	「海・浜のルール」設定項目に関する意見交換会	海浜と海面利用に関して、利用者等に周知すべき項目の確認。また、地域として守って欲しいローカルルール等の検討	20	山形県荘内総合支庁地域支援課(山形県沿岸地域総合利用推進会議)	
関東	茨城県	①海面利用協議会 ②磯崎漁港海岸保全対策検討会	①漁業と遊漁等海洋レクとの調整 ②若磯海岸の漁港機能の復旧に関すること	①14 ②21	①県 ②ひたちなか市	①1994年 ②2003年
	東京港湾局	運河ルネサンス協議会	運河を利用した地域活性化の検討	-	各地区ごとに設置	2004年
	東京都	屋形船し尿処理対策協議会	屋形船からのし尿排出対策	20名位	環境局	1990年
	東京都	東京都海面利用協議会	別紙参照	10	水産課	1994年8月11日
	神奈川県	①神奈川県遊漁・海面利用協議会、東京湾地域遊漁協議会、三浦半島地域漁協議会、相模湾地域遊漁・海面利用協議会②21世紀の船出プロジェクト実行委員会③相模湾マリントウリズム研究会④茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会	①遊漁に関する申し合わせ全般、遊漁に関する申し合わせ全般、遊漁に関する申し合わせ全般②八都府市による広域観光プロジェクトの柱として、民間事業者と協力した「東京湾における運航実験」③相模湾における港湾・遊漁を結ぶマリントウリズムの創出④砂浜の回復	①20、20、16、33 ②28③27④23	①神奈川県水産課、横浜市、三浦市、藤沢市②神奈川県商業観光流通課観光室③神奈川県商業観光流通課観光室④神奈川県	①1970年、1970年、1970年、2002年②2006年③2009年④2006年
北陸	石川県農林水産部	県漁協〇〇支所今後の刺網漁業のあり方検討会	地先海域における持続的生産に向けた適正操業方法(隻数、区域、時期、時間帯)	13	県漁協〇〇支所	2008年5月
	福井県	福井県海面利用協議会	漁業と遊漁との調整	12	県水産課	1996年
中部	静岡県	①清水市水域利用推進調整会議②富士市水域利用推進調整会議③浜名湖(二級河川都田川水系)水域利用推進調整会議④伊東港水域利用推進調整会議⑤熱海港域利用推進調整会議⑥榛南水域利用推進調整会議⑦沼津地域水域利用推進調整会議⑧賀茂地域水域利用推進調整会議	船舶等放置等禁止区域等の設定に伴う調整 プレジャーボート係留保管施設等の整備促進等に伴う調整水域利用におけるルール・マナーに関すること	①25②27③21④36⑤26⑥22⑦17⑧21	①清水港管理局、静岡土木事務所②田子の浦港管理事務所、富士土木事務所③浜松土木事務所④熱海土木事務所⑤熱海土木事務所⑥御前崎土木事務所(現御前崎管理事務所)⑦沼津土木事務所⑧下田土木事務所	①2001年②2001年③2002年④2004年⑤2005年⑥2007年⑦2007年⑧2009年
	三重県	①伊勢湾再生推進検討会②勢田川等水面利用対策協議会③三重県海面利用協議会	①多様な主体と連携した伊勢湾再生への取り組み②水面利用に関する事項について協議・検討を行う③漁業と海洋性レクリエーションの海面利用に関する事項④海面における漁業と遊漁との調整に関する事項⑤その他と思われる事項	①5人②18人③9人	①三重県環境森林部②国、三重県農水商工部	①2007年②2009年③1995年

	都道府県名	名称	検討課題	人数	事務局	発足年
近畿	京都府	漁場利用協定地区協議会(3地区)	漁場利用協定の順守状況、協定内容の見直し等	約30名	なし	2008年
中国	岡山県	寄島里海創生協議会	里海づくりの促進		9(財)水島地域環境再生財団	2007年
四国	高知県	しらすうなぎ作業小屋撤去に関する協議会	海岸に設置される、しらすうなぎ作業小屋が漁期を過ぎても撤去されず、河川ので出水時や波浪により海域に収出し問題となっていたことの解決	30人	高知県土木部海岸課	2007年
九州	熊本県	①高潮対策事業検討委員会(湯ノ尻海岸) ②UD検討委員会(湯ノ尻海岸)	①護岸工法の検討 ②利用、環境の観点から護岸デザインの検討	①20 ②20~30	①県 ②県	①1999年 ②2002年
	大分県	中津港大新田地区環境整備懇談会	中津港大新田区の「人と自然の共生」を目的に海岸事業整備計画の見直しを行う	20名程度	中津の海と人を考える協議会	2000年
沖縄	沖縄県	宮古地区海面利用協議会	観光ダイビングと漁業団体との漁場利用の調整		沖縄県農林水産振興センター	2004年

【政令指定都市】2 自治体

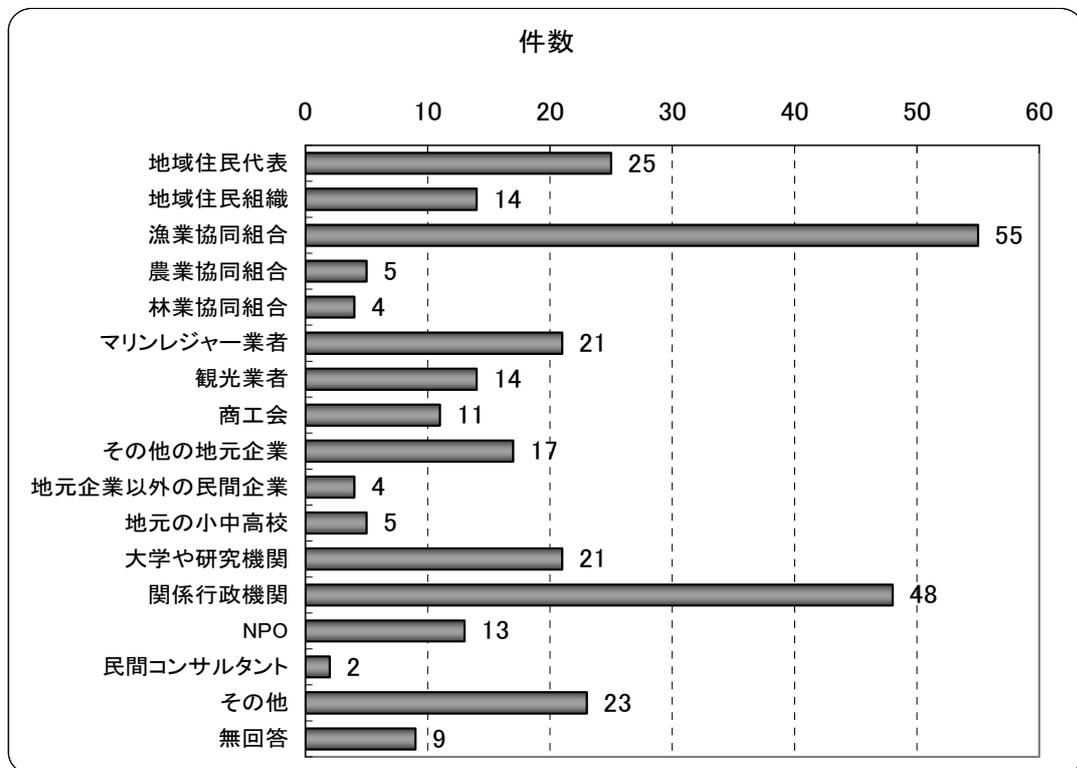
	市町村名	名称	検討課題	人数	事務局	発足年
関東	川崎市(神奈川県)	利用しやすい川崎港づくり推進協議会	主として港湾サービスにかかわる改善策の実施に向けた検討等			
九州	福岡市(福岡県)	①エコパークゾーン水域利用連絡会議 ②博多湾環境保全計画推進委員会 ③福岡市海域利用協議会	①協議会加盟の水域利用者団体参加の者以外(一般ユーザー等)へのエコパークゾーン水域利用自主ルールの周知方法、当該自主ルールを遵守してもらえない者への対応 ②博多湾の自然環境の保全・再生及び創造の推進 ③漁業者、ダイバー、その他の海面利用者間のトラブルに関する連絡・調整	①11人 ②14人 ③14人	①福岡市港湾局 ②福岡市農林水産局、道路下水道局、港湾局、環境局 ③福岡市農林水産局水産振興課	①2008年 ②2008年 ③1992年10月2日

Q11：協議会の構成メンバー（MA）

Q4で協議会の設置と答えられた71自治体に構成メンバーを聞いたところ、有効回答62自治体の回答（MA）は、漁業協同組合（56自治体）と関係行政機関（48自治体）が最も多い結果となった。

(N=62)

	合計		市町村		都府県		政令指定都市	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
地域住民代表	25	35.2	15	30.0	8	44.4	2	66.7
地域住民組織	14	19.7	11	22.0	1	5.6	2	66.7
漁業協同組合	55	77.5	37	74.0	16	88.9	2	66.7
農業協同組合	5	7.0	5	10.0	0	0.0	0	0.0
林業協同組合	4	5.6	3	6.0	0	0.0	1	33.3
マリンレジャー業者	21	29.6	6	12.0	14	77.8	1	33.3
観光業者	14	19.7	11	22.0	3	16.7	0	0.0
商工会	11	15.5	8	16.0	2	11.1	1	33.3
その他の地元企業	17	23.9	12	24.0	3	16.7	2	66.7
地元企業以外の民間企業	4	5.6	3	6.0	1	5.6	0	0.0
地元の小中高校	5	7.0	5	10.0	0	0.0	0	0.0
大学や研究機関	21	29.6	10	20.0	9	50.0	2	66.7
関係行政機関	48	67.6	33	66.0	13	72.2	2	66.7
NPO	13	18.3	5	10.0	7	38.9	1	33.3
民間コンサルタント	2	2.8	0	0.0	2	11.1	0	0.0
その他	23	32.4	15	30.0	6	33.3	2	66.7
無回答	9	12.7	8	16.0	1	5.6	0	0.0
合計	71	100.0	50	100.0	18	100.0	3	100.0



【地域別分析結果】

地域別の結果についてみると、10 地域共に漁業協同組合と関係行政機関の回答率が半数以上となっている。

	合計	地域住民代表	地域住民組織	漁業協同組合	農業協同組合	林業協同組合	マリントレジャー業者	観光業者	商工会	その他の地元企業	地元企業以外の民間企業	地元の小中高校	大学や研究機関	関係行政機関	NPO	民間コンサルタント	その他
合計	62	25	14	55	5	4	21	14	11	17	4	5	21	48	13	2	23
北海道	6	1	0	6	1	1	1	1	0	2	1	0	1	5	0	0	1
東北	9	3	0	9	1	1	3	2	4	4	1	1	3	8	2	0	7
関東	11	4	2	9	0	0	6	2	3	4	0	0	4	7	4	0	5
北陸	6	2	1	4	0	1	1	0	0	0	0	1	2	4	0	0	3
中部	10	7	5	9	1	1	2	3	1	1	0	1	3	7	3	0	3
近畿	4	1	1	3	0	0	1	0	0	1	1	0	1	2	0	0	1
中国	3	2	2	3	0	0	1	1	1	2	0	1	2	3	1	1	1
四国	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
九州	7	4	3	6	2	0	4	3	2	2	0	1	3	6	2	1	2
沖縄	3	1	0	3	0	0	2	2	0	1	1	0	2	3	1	0	0

*網掛けは、各地域ごとの回答率が半数以上の部分を意味する。

Q12：Q4における「県もしくは国との協議」との回答の概要

ここでも具体的回答内容を掲げる。

【市町村】

	市町村(都道府県)名	協議相手	課題
北海道	函館市	①北海道、北海道開発局 ②北海道	①増殖事業に関する事項 水産的の病害等に関する事項(コング等) 漁港など水産施設に関する事項 ②沿岸域から土砂、ゴミ等が飛んできたという土先の苦痛
	網走市	北海道開発局、網走開発建設部、網走港港事務所	港港設備に係る漁業関係への影響等
	木古内町	北海道	毎年増加する海岸漂着ゴミの撤去のため国の緊急雇用創出事業等により対応しているが計座区的事業ではないため苦慮している。
	江差町	国(国土交通省)湾岸事務所	直轄湾岸の整備について
	奥尻町	国土交通省北海道開発局(国)	人口の減少や少子高齢化による現状の中での水産関係の振興や他産業との連携との課題解決対策について相談。
	せたな町	北海道開発局・北海道	漁港整備、維持管理等
	共和町	北海道	海岸線の浸食対策のための離岸堤の整備
	神恵内村	①北海道後志支庁水産課漁業漁村係 ②北海道後志支庁水産課漁業管理課 ③北海道開発局	①PBの利用に関して ②さくらますの増養殖に関して ③磯焼けの問題に関して
	積丹群積丹町	北海道(後志支庁)	漁港利用における総合的な利用整備 漁場の整備
	苫前町	北海道	沿岸〇〇ゴミ処理問題について
	初山別村	道(土木現業所)	資源 漁港設備
	天塩町	国及び道	海岸汀線の減少に伴う海岸養浜事業
	湧別町	北海道	農地海岸保全事業の促進
	厚真町	①北海道 ②苫小牧港管理組合 ③苫小牧海上保安署	①苫東計画と本町の構想の整合性について ②海岸利用と港湾法、各種計画と整合性について ③海岸利用の誘致が問題ないか
	新冠町	北海道	海岸浸食問題 大雨災害による濁流の流入に関する影響 沿海部への崩壊土の流入問題
	浜中町役場	釧路支庁及び釧路土木現業所(水産課)	浜名町の防災ステーションの管理・運営について、維持補修にかかる年次計画の作成が必要

	市町村(都道府県)名	協議相手	課題
東北	八戸市	①青森県教育文化財団保護課 ②文化庁	①現状変更について ②同上
	むつ市	①下北地域県民局地域農林水産部 ②下北地方漁港漁場整備事務所	①むつ市大畑町二枚橋地区海岸保全施設 ②設備事業(高潮対策事業)に係る協議
	釜石市	岩手県	新規養殖漁場の設置 新釜石魚市場整備に伴う所要計画等の変更
	大槌町	岩手県釜石地方振興局	大槌の漁港は県管理であることから、環境整備の推進などについて協議
	岩水町	岩手県	小本漁港整備
	田野畑村	県	津波対策
	岩沼市	国土交通省 宮城県仙台港湾事務所	海岸振興対策事業促進
	七ヶ浜町	宮城県水産漁港部 宮城県仙台土木事務所	高潮対策、港湾整備
	にかほ市	県(水産漁港課)	海岸保全
	鶴岡市	①湾岸事務所 ②水産試験場	①湾岸、港湾に漂着する枯葉・ゴミ等、港内浚渫土砂の処分について処分場所の確保が困難であること。海洋投棄が許可されないこと。 ②藻場再生のための調査、事業手法の検討。
いわき市	国、県(連絡会議など様々な機会を通じて国や県と協議を行っている)	小名浜港の整備等	
関東	茨城県大洗町	県	ウォーターフロント再開発計画に基づく事業実施に係る協議
	市川市	千葉県	三番瀬の再生計画について
	船橋市	千葉県	本市前に広がる浅海域「三番瀬」の保全・再生・利用
	習志野市	千葉県	県の高潮対策事業として整備する計画になっている区間のうち、未着手の区間があること。
	袖ヶ浦市	県	プレジャーボートの不法係留及び放置について、県、関係市で協議を行っている
	匝瑳市	県	海岸侵食対策について
	白子町	県	海岸侵食を防止するための対策について
	八丈町	東京都八丈支庁	協定内容(調整ルール)のたたき台について
北陸	柏崎市	国、県の港湾担当部局など	
	佐渡市	県	越波対策
	胎内市	県治山課	海岸侵食が始まってから35年が経過した。侵食を食い止める為に、緩傾斜護岸と消波ブロックの設置を要望し、現在も整備が続いているが、侵食は年々拡大しているので整備が追いつかない状況にある。
	聖籠町	県の所管部局	海岸線の侵食対策
	魚津市	①国土交通省 ②富山県港湾課 ③富山県水産漁港課	①港湾の整備改修 ②港湾の整備改修 ③漁港の施設整備
	射水市	県	漂着ゴミ(流木)の処理方法
	珠洲市	国(海上保安庁、国土交通省(国交省北陸地方整備局を含む)、水産庁、環境省)、石川県(港湾課、河川課、水産課)	不審船対策の強化、湾岸警備の促進、漁港・漁場・漁港海岸整備の促進、韓国漁船の不法操業防止、漂流漂着物に対する総合対策の確立、地方港湾の整備(飯田港改修事業)、宝立正院海岸侵食対策事業、狼煙漁場広域広域漁場整備事業
	福井市	県	漁業者と遊魚者とのトラブル、漂着ゴミ問題

	市町村(都道府県)名	協議相手	課題
中部	熱海市	①下田海上保安本部 ②第三管区保安本部 ③静岡県	①②岸壁の対象船形を超える客船の入出港・接岸・係留に係る安全協議 ③大型客船入港のための港湾整備(防舷材等の整備について)
	富士市	静岡県田子の浦港管理事務所	港湾管理者(静岡県)の十分な説明と地域住民や関連団体の理解が求められている。
	掛川市	①静岡県中遠農林事務所 ②静岡県袋井市土木事務所	①治山事業について ②土木工事について
	豊川市	県及び国	港の設備振興
	知多郡南知多町	愛知県土木部港湾課、愛知県農業水産部水産振興室	プレジャーボート等の漁港利用について
	武豊町	愛知県	武豊3号地産業廃棄物処分場整備事業について
	幡豆町	愛知県(港湾管理者)	港湾区域内でのジェットスキー利用者の排除、マナー向上について
	津市	国土交通省四日市港事務所、三重県(港湾海岸室)、三重	背後のまちづくりと一体となった安全で親しみやすい海岸整備、早期整備、稚貝採取禁止啓発、ジョレンの使用禁止啓発
	志摩市	①三重県(研究・技術部門以外) ②国の出先機関(中部地方整備局、東海農政局、中部環境事務所)	①協議会への参画、情報の共有、担当部署の確定、事業への理解 ②協議会への参画、情報の共有
近畿	貝塚市	大阪府港湾局	埠頭への定期航路の誘致、マリーナの整備・充実、不法係留の取りしまり強化、港湾関係事業者による砂塵の飛散防止、港湾施設の火災対策・防火体制の確立、港湾用地内の環境美化
	明石市	国土交通省、兵庫県	海岸関係事項
	たつの市	兵庫県 光都農林水産振興事務所	養殖漁業の促進に関する話題
	和歌山市	県	マリンレジャーと漁業者との関係について。
	海南市	和歌山県	(?)
	有田市	和歌山県 水産振興課	漁業振興
	美浜町	和歌山県	ゴミ問題
	由良町	湾岸整備課(漁港整備室)、港湾空港振興課	小引漁港関連道路設備、衣奈漁港海岸保全整備、由良港湾整備
中国	呉市	中国地方整備局港湾空港部	
	尾道	中国地方整備局、広島県	①「みなとオアシス尾道」の振興について ②放置艇対策 ③不法投棄(粗大ゴミ)
	江田島市	広島県	閉鎖性水域内の環境悪化の原因分析 目指すべき海域環境の目標を定め、これに向けた効果的な漁場環境修復の方策についての検討
	大崎上島町	県土木事務所	法律規制の問題
	下関市役所	山口県	沿岸の漁業に関すること(魚礁設置や漁港整備等)
	山口市	国、県	事業実施の手続き等に関する協議
	下松市	県	災害対策

	市町村(都道府県)名	協議相手	課題
四国	鳴門市	徳島県	水産業の振興や観光振興など、様々な内容について、適宜協議・相談を行っている。
	大洲市	県	準備中の長浜港の今後の利用について
	松前町	松山地表局建設部	北黒田海岸整備に関する事案について
九州	佐賀市	国	有明海沿岸の護岸対策
	小城町	国	諫早湾樋の早期開門調査の実施
	白石町	佐賀県農山漁村課	水産基盤整備事業(特定)の工事予算確保のための協議を行った
	南島原市	県	海岸派以後地の利用について
	新上五島町	長崎県水産部	現在は、特になし。
	別府市	国土交通省、県	海岸に漂着する流木等の処理に関して協議会を設立し、協議を行っている。
	中津市	県	水産庁補助事業「環境・生態系保全活動支援事業」の導入について
	大分市	大分県土木建築部 大分県農林水産部	漁港整備 漁港漁場整備 水産振興対策
	姫島市	県	藻場造成等、資源管理型漁場の推進について
	延岡市	宮崎県農政水産部水産政策課 宮崎県農政水産部漁港漁場整備課 宮崎県東臼杵農林振興局	漁業経営の構出改善について 新たな流通改善について プレジャーボート対策 流木対策
	日南市	宮崎県	磯焼け対策など、藻場の保全について、地域漁業者に対し補助を行う。
	高鍋町	小丸川水系水質汚濁防止対策協議会 国:九州整備局 宮崎河川国道事務所 県:管内土木事務所(2)、保健所(2)、農林振興局(2) 市町村:管内7市町村 民間:九州電力(株) ※海岸域に関する問題は、随時関係機関と相談・協議	小丸川の水質汚濁防止事業 情報交換、監視体制、広報活動等
	鹿屋市	鹿児島県環境保全課	海岸ごみについて
	阿久根市	県	ゴミ等の処理
	指宿市	環境省	霧島屋久国立公園の錦江湾地域に位置する知林ヶ島の適正な管理運営について。
垂水市	鹿児島県 鹿児島県・近隣市町	水産業振興 「錦江湾みらい総合戦略」方策の展開	
沖縄	竹富町	内閣府沖縄総合事務局石垣港湾事務所	石西礁湖内の海上航路の安全整備。石西礁湖内は岩礁等により浅瀬が多く、夜間は船舶の航行が困難と成っている。地域住民の日常生活や急患搬送の緊急時に海上航路を安全・安心に航行するための設備。

【都道府県】

	都道府県	協議相手	課題
東北	宮城県	①国土交通省東北地方整備局 ②水産省	①港湾計画査定、変更 ②湾岸漁業と沖合漁業の創業調整
	山形県	国土交通省酒田河川国道事務所、同酒田港湾事務所 酒田海上保安部 庄内森林管理署	
関東	茨城県	国土交通省	漁港や海岸の整備
	神奈川県	①海上保安庁 ②関東運輸局海事振興部 ③第三管区海上保安部 ④国土交通省京浜河川事務所	①魚礁の設置等について ②海上運送上の問題点について ③海上運送の安全性について ④相模川における総合土砂管理
北陸	福井県	水産省	
中部	三重県	国土交通省中部地方整備局	伊勢湾再生
近畿	兵庫県	①近畿地方整備局 ②水産省担当課	①港湾改修事業等の推進、高潮対策事業等の防災事業の推進 ②魚礁、増殖場等にかかる配置計画等
中国	岡山県	環境省中国四国地方環境事務所、水産省瀬戸内海漁業調整事務局等	瀬戸内海海ごみ対策検討会
四国	徳島県	四国地方整備局 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所	徳島、和歌山両県の漁業上の境界問題
	香川県	四国地方整備局河川部地域河川課 四国地方整備局河川部地域水政課	補助事業関係、海岸漂着ごみ関係等
	愛媛県	国土交通省四国地方整備局	港湾及び海岸保全施設の計画、整備について
	高知県	国土交通省高知河川国道事務所	直轄事業、県事業の年度事業計画の連絡調整
九州	熊本県	環境省、国土交通省、農林水産省(水産省)	有明海・八代海総合調査促進業務現地調整会議、有明・八代海海域環境検討委員会、八代海域モニタリング委員会、有明海漁場環境改善協議会
	大分県	国土交通省九州運輸局	離島航路の運営改善

【政令指定都市】

市町村(都道府県)名		協議相手	課題
北陸	新潟市	①新潟県:地域振興局 ②新潟県:水産課 ③国、新潟県	①海岸林の保全 ②沿岸漁業振興 ③海域を含む公共水域の水質の測定に関する計画について協議し、測定計画を策定する。
中部	静岡市	国土交通省静岡河川事務所、静岡県静岡土木事務所、静岡県	海岸における流木等のゴミ対策について 臨港地区の土地利用 ソーラス区域の一時解放
	浜松市	静岡県浜松土木事務所	海岸侵食、防風林松くい虫対策
中国	広島	①広島県 ②国、広島県 ③国	①港湾施設の管理 ②広島湾の再生 ③太田川の再生
九州	福岡市	福岡県農林水産部	博多湾におけるアサリ資源保護について

Q13：Q4における「ビジョン、施策、計画等」の概要

ここでも回答内容をそのまま示す。それぞれ各種のビジョン、構想、計画等を策定して取り組んでいる様子が分かる。

【市町村】

	市町村(都道府県)名	名称	策定年
北海道	函館市	函館市水産振興計画	2007年3月
	網走市	①網走港みなとまちづくり整備構想 ②網走港港湾計画	①2008年 ②2009年
	奥尻町	奥尻地域マリンビジョン	2006年3月
	積丹群積丹町	積丹地域マリンビジョン	2006年
	佐呂間町	サロマ湖マリンビジョン	2005年
東北	八戸市	①名勝種差海岸保存管理計画 ②名勝種差海岸保存管理計画 運用方針	①1991年3月 ②2008年11月
	大槌町	大槌町水産基本計画	2004年
	岩水町	小本地域振興計画	2009年
	いわき市	①いわき『海洋&エネルギー』交流拠点基本構想 ②ふくしま沿岸地域総合利用構想 (これらの構想については、県が主体となって策定)	①1994年 ②1995年
	福島県双葉町	双葉臨海公園整備計画策定調査	2000年
関東	茨城県大洗町	大洗港ウォーターフロント再開発計画調査	2008年3月
	市川市	市川市行徳臨海部基本構想	2002年12月
	館山市	館山港振興ビジョン	2009年3月
	習志野市	①習志野市ハミングロード再生基本計画 ②習志野市緑の基本計画	①2004年3月 ②2007年3月
	匝瑳市	海岸沿線の魅了ある空間を形成する「オフショワー」計画	2008年
	横須賀市	横須賀港港湾環境計画	2005年3月
北陸	射水市	新湊みなとまちづくり方策	2005年3月
中部	沼津市	沼津港港湾振興ビジョン	2002年
	幡豆町	第5次幡豆町総合計画	2006年
	熊野市	第1次熊野総合計画	2008年
	志摩市	現在未決定、英慮湾自然再生全体構想	
中国	呉市	呉港港湾計画	2000年
	江田島市	水産基盤整備調査事業報告書 <江田島湾をモデルとした漁業整備方策について>	2004年
	山口市	山口市南部地域振興ビジョン	2009年3月
四国	大洲市	長浜町第三次開発事業基本計画	77年策定 2003年改訂
九州	五島市	五島市水産業振興基本計画	2007年3月
	八代市	八代市総合計画	2007年
	姪島市	姪島村総合計画	2002年
	延岡市	延岡水産振興ビジョン	策定中
	指宿市	第一次指宿市総合振興計画	2003年3月
沖縄	北中城村	東海岸域整備基本計画	1998年

【都道府県】

	市町村(都道府県)名	名称	策定年
東北	宮城県	①仙台塩釜港湾計画(改訂) ②石巻港港湾計画(1部変更) ③みやぎ海とさかなの県民条例 ④水産業の振興に関する基本的な計画 ⑤蒲生干潟自然再生全体構想	①2008年 ②2009年 ③2003年 ④2004年 ⑤2006年
	福島県	①ふくしま沿岸域総合利用構想 ②第4次福島県水産振興基本計画	①1995年 ②2001年
関東	茨城県	水産振興計画	2006年
	東京都	水産業振興プラン(海編)	2009年3月
	神奈川県	かながわ水産業活性化指針	2005年
北陸	石川県農林水産部	石川県新水産振興ビジョン	2007年
	福井県	水産振興プラン21	2003年3月
中部	三重県	①伊勢湾再生ビジョン ②伊勢湾再生行動計画	2001年3月 2007年9月
近畿	兵庫県	①漁港漁場整備計画 ②ひょうご農林水産ビジョン2015	1976年～ 2006年3月
中国	鳥取県	①鳥取沿岸海岸保全基本計画 ②鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン	2001年度 2005年度
	岡山県	①岡山県水産振興プラン2008改訂版 ②岡山沿岸海岸保全基本計画	①2008年 ②2008年改訂
四国	徳島県	①徳島小松島港湾計画 ②橘橋港湾計画 ③徳島食料・農林水産業・農山漁村基本条例 ④徳島食料・農林水産業・農山漁村基本計画	①2001年改定 ②1994年改定 ③2006年12月 ④2007年9月
	香川県	①讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画 ②燧灘沿岸海岸保全基本計画	①2007年3月 ②2007年3月
	愛媛県	①瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画 ②農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の設備に関する基本方針 ③水産えひめ振興ビジョン ④漁村生活環境改善行動計画 ⑤愛媛県海岸保全基本計画(漁港海岸)	①2008年5月改訂 ②2007年12月 ③2000年12月 ④2001年9月 ⑤2003年12月
	高知県	高知県海岸保全基本計画推進委員会	2004年
九州	熊本県	有明海・八代海再生に向けた熊本県計画	2003年3月

【政令市】

	市町村(都道府県)名	名称	策定年
中部	静岡市	静岡港ビジョン	2007年度
中国	広島	広島市水産振興基本計画	1998年度
九州	福岡市	博多湾環境保全計画	2008年

Q14：Q4で「大学や研究機関との連携による調査」と回答の概要

この回答内容を見ても、様々な連携が行われていることが分かる。

【市町村】

	市町村(都道府県)名	相手期間の名称	実施内容
北海道	函館市	①北海道大学水産学部 ②北海道	①ナマコ資源増大に関する基礎調査 ②魚礁調査、藻場調査
	留萌市	東海大学	地元漁協(新星マリン漁協)を含めた産学官連携により、ナマコやウニの資源増大策などの漁業振興に必要な試験・研究の実施を通じ、相互の利益を得る
	江差町	北海道大学水産学部	海洋調査等
	寿都町役場	東海大学	海藻類調査
	北海道 泊村	東北大学	磯焼け対策試験
	神恵内村	東海大学	磯焼けの潜水調査
東北	大槌町	岩手県水産技術センター	貝毒発生を抑制する方策
	田野畑村	東京海洋大学	漁村地域活性化資源調査・条件形成
	七ヶ浜町	(財)宮城県水産公社	雑魚中間育成
	福島県双葉町	(財)電源地域振興センター	沿岸域を観光振興上、重要拠点であると位置づけし、具体的な整備計画についての調査を実施した。
関東	習志野市	日本大学	本市茜浜、芝園地区の利活用について学生の研究・発表がなされた。
北陸	魚津市	富山県水産研究所	魚津市沿岸の藻場調査(継続中)
中部	志摩市	地域結集型共同研究事業プロジェクト(2003~2007)	閉鎖性海域における環境創生
近畿	みなべ町	水産試験場	磯やけ対策
中国	江田島市	広島大学	江田島湾の環境再生及び漁業生産の回復に関する研究
	大崎上島町	広島大学	沿岸域生態調査
	下関市役所	水産大学校	魚礁設置効果調査・放流効果調査等生物調査
	山陽小野田市	広島大学 水産資源生物学研究所	あさをえさとするナルトビエイの生態調査
四国	宇和島市	①愛媛大学 ②岡山理科大学専門学校	①輸出力の強化の為ハマチ血合肉福変遅滞技術の研究(加工技術問題) ②サンゴの生息種と範囲の調査
九州	前原市	九州大学	カキ殻の処理について
	佐賀市	佐賀大学	有明海沿岸で取り組んでいる浮泡対策に対する研究・助言 有明海沿岸のシチメンソウ生態調査 佐賀県有明海沿岸市町水産振興協議会の活動と連携 有明海の自然や環境に関する市民講座
	五島市	東京大学	岐宿地区八朔海岸での漂流漂着ごみ調査
	天草市	鹿児島大学水産学部	養殖漁業における水質、底質調査
	指宿市	国立大学法人鹿児島大学	知林ヶ島及びその周辺地域にかかわる総合的生態系調査(平成13年)

【都道府県】

	市町村(都道府県)名	相手期間の名称	実施内容
東北	青森県	①弘前大学 ②東京大学、弘前大学	①津軽海峡における流速測定 ②海流流速の図上シミュレーション解析
	宮城県	①横須賀海岸侵食対策研究会 ②東北大学 ③水産関係独立法人	①横須賀海岸は近年急激に浸食が進行し、背後地への被害も予想される事から、侵食の原因を把握し対策を検討した ②仙台湾の貧酸素水発生原因の究明調査を東北大学大学院農学研究科と連携して実施している ③水産資源調査等
関東	茨城県	(独)水産研究総合センター	海岸地形の変化と二枚貝資源の増殖対策
	東京都港湾局	国土技術政策総合研究所	生きもののすみかプロジェクト
	東京都	東京都環境科学技術研究所	調査、情報収集、考査等
	東京都	海洋大学、首都大学東京	磯焼け要因の解明と回復方法の確立
	神奈川県	①国立環境研究所 ②水産総合研究センター ③東京大学	①東京湾の漁場環境や水産資源の動向について ②水産資源の動向について ③平塚沖における波浪観測データの集積
北陸	石川県農林水産部	水産総合研究センター能登島栽培漁業	トラフグの雑魚の放流効果を高めるために必要な生態調査 回収率を算定し放流敵地を特定するための標識放流調査
中部	三重県	①三重大学 ②三重大学、四日市大学、ほか(独)水産総合研究センター養殖研究所、企業、県研究期間	①伊勢湾再生に向けた多様な主体との連携した検討、伊勢湾調査の底質調査 ②藻場、干潟の高機能化と物質循環の解明、英虞湾の環境動態予測システムの開発
中国	鳥取県	鳥取大学	沿岸の土砂管理協議会の開催
	岡山県	京都大学、香川大学、広島県水産総合センター	ノリの不作原因解明等
四国	徳島県	北海道大(北方生物園フィールド化学)	燃料経費削減のためのシラス魚群マップ即日配信システムの開発、養殖ワカメの二期作に向けた実証実験
	愛媛県	宇和海漁場環境調査	宇和海の漁場環境をできる限り多角的・経時的に調査し、総合的な評価を行う為、H11.10～H12.9に宇和海全域を対象に、愛媛大学沿岸環境科学センターと連携して実施。微生物、プランクトン、藻場、化学物質等11項目について調査。

【政令市】

	市町村(都道府県)名	相手期間の名称	実施内容
中部	静岡市	東海大学	折戸湾の水質調査
中国	広島市	広島大学	カキ殻を利用した底質改善技術の開発
九州	福岡市	福岡県水産海洋技術センター	ノリ・ワカメ養殖海域における栄養塩調査

Q15：大学や研究機関との情報収集、意見交換の状況（SA）

Q4において「大学、研究機関との連携」と回答した39自治体の現在の大学、研究機関との連携状況を聞いたところ、約6割の自治体（24自治体）で「よく行っている」、1/4の自治体（10自治体）で「行っている」との回答を得た。

自治体間で比較すると、政令指定都市や都道府県ではほとんどの自治体が「よく行っている」との回答であったが、市町村では「よく行っている」との回答は、約4割となっている。

(N=38)

	合計		市町村		都道府県		政令指定都市	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
よく行っている	24	61.5	10	41.7	11	91.7	3	100.0
行っている	10	25.6	9	37.5	1	8.3	0	0.0
行っていない	4	10.3	4	16.7	0	0.0	0	0.0
無回答	1	2.6	1	4.2	0	0.0	0	0.0
合計	39	100.0	24	100.0	12	100.0	3	100.0

【地域別分析結果】

地域別に大学、研究機関との連携を「よく行っている」との回答割合をみると、東北、関東、中部、中国、四国の割合が高くなっている。

	合計	よく行っている	行っている	行っていない	よく行っているの割合	「よく行っている」自治体名
	D	A	B	C	A/D	
合計	38	24	10	4	63%	
北海道	7	2	3	2	29%	留萌市・佐呂間町
東北	5	4	1	0	80%	大槌町・七ヶ浜町・青森県・宮城県
関東	5	4	1	0	80%	習志野市・東京都港湾局・東京都産業労働局・東京都環境局
北陸	2	1	1	0	50%	石川県
中部	3	3	0	0	100%	志摩市・三重県・静岡市
近畿	1	0	1	0	0%	
中国	6	5	0	1	83%	江田市・山陽小野田市・鳥取県・岡山県・広島市
四国	3	3	0	0	100%	宇和島市・徳島県・愛媛県
九州	6	2	3	1	33%	佐賀市・福岡市
沖縄	0	0	0	0		

Q16：自治体内部における総合的な連携協力体制の実施状況

1. 総合的な組織連携体制の有無（SA）

総合的な組織連携体制が「存在」するとの回答は全体の1割強（13.5%）の34自治体である。自治体間で比較すると、「存在する」との回答割合は、都道府県が33.3%、政令指定都市が25.0%、市町村が10.0%であり、組織が大きくなると存在するとの回答割合が高くなっている。

(N=252)

	合計		市町村		都道府県		政令指定都市	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
存在する	34	13.5	21	10.0	11	33.3	2	25.0
存在しない	208	82.5	183	86.7	19	57.6	6	75.0
無回答	10	4.0	7	3.3	3	9.1	0	0.0
合計	252	100.0	211	100.0	33	100.0	8	100.0

【地域別分析結果】

地域別に「存在する」との回答率を見ると、関東（28.6%）、中部（19.0%）、四国（33.3%）で高い傾向にある。

上段：回答数 下段：構成比(%)	合計	存在する	存在しない	「存在する」と回答した自治体
合計	242 100	34 14.0	208 86.0	
北海道	32 100	3 9.4	29 90.6	函館市・初山別村・厚真町
東北	31 100	4 12.9	27 87.1	釜石市・洋野町・岩沼市・宮城県
関東	21 100	6 28.6	15 71.4	大洗町・船橋市・習志野市・東京都・神奈川県・川崎市
北陸	18 100	3 16.7	15 83.3	魚津市・敦賀市・石川県
中部	21 100	4 19.0	17 81.0	熱海市・富士市・志摩市・愛知県
近畿	19 100	2 10.5	17 89.5	西宮市・大阪府
中国	22 100	3 13.6	19 86.4	大田市・大竹市・岡山県
四国	18 100	6 33.3	12 66.7	宇和島市・高知市・中土佐町・徳島県・香川県・高知県
九州	49 100	3 6.1	46 93.9	指宿市・熊本県・福岡市
沖縄	11 100	0 0	11 100	

2. 組織体制の必要性 (S A)

上記1. において「存在しない」との回答 208 自治体を対象に、自治体内部に組織連携が必要かどうか聞いたところ、「必要なし」が半数弱の 47.6%である。この割合は市町村より都道府県、政令市で低くなっている。「必要だと考える」が 26.0%、一方「必要であるが、障害あり」との回答が 23.1%あり、特に政令市では「必要だと考える」との回答はなく、「必要だと考えるが、障害あり」が 2/3 を占めている。

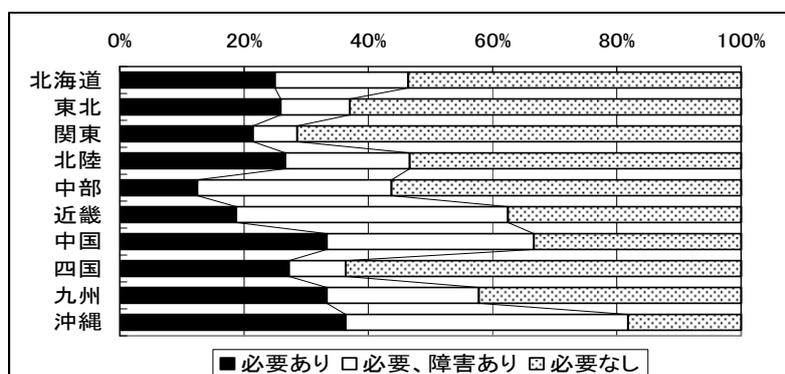
(N=201)

	合計		市町村		都道府県		政令指定都市	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
必要だと考える	54	26.0	49	26.8	5	26.3	0	0.0
必要だと考えるが、障害あり	48	23.1	41	22.4	3	15.8	4	66.7
必要なし	99	47.6	91	49.7	7	36.8	1	16.7
無回答	7	3.4	2	1.1	4	21.1	1	16.7
合計	208	100.0	183	100.0	19	100.0	6	100.0

【地域別分析結果】

地域別に見ると、中国以西の地域で「必要あり」との回答割合が高くなっている。

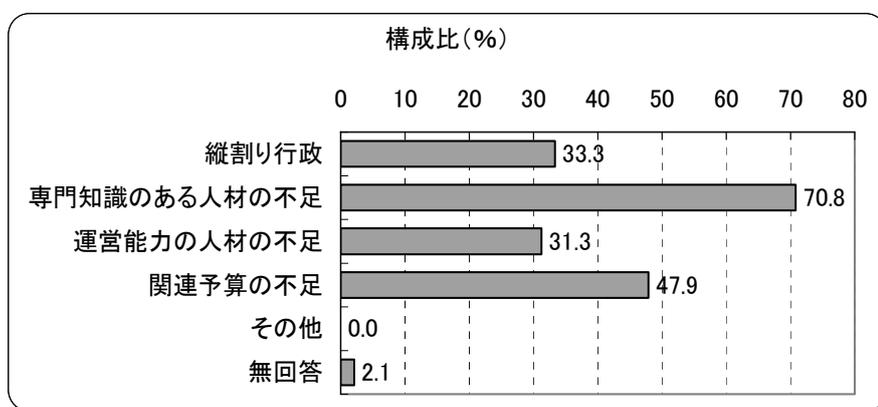
上段: 回答数 下段: 構成比 (%)	合計	必要だと考える	必要だと考えるが、障害あり	必要なし
合計	201	54	48	99
	100	26.9	23.9	49.3
北海道	28	7	6	15
	100	25.0	21.4	53.6
東北	27	7	3	17
	100	25.9	11.1	63.0
関東	14	3	1	10
	100	21.4	7.1	71.4
北陸	15	4	3	8
	100	26.7	20.0	53.3
中部	16	2	5	9
	100	12.5	31.3	56.3
近畿	16	3	7	6
	100	18.8	43.8	37.5
中国	18	6	6	6
	100	33.3	33.3	33.3
四国	11	3	1	7
	100	27.3	9.1	63.6
九州	45	15	11	19
	100	33.3	24.4	42.2
沖縄	11	4	5	2
	100	36.4	45.5	18.2



3. 組織連携を設置する上での障害事項（MA）

上記 2. で「必要だと考えるが、実施上の生涯がある」と回答した 48 自治体に、障害の項目を聞いたところ、約 7 割（34 自治体）から「専門知識のある人材の不足」が挙げられた。次に大きい理由が「関連予算の不足」（47.9%）である。（N=47）

	合計		市町村		都府県		政令指定都市	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
縦割り行政	16	33.3	10	24.4	3	100.0	3	75.0
専門知識のある人材の不足	34	70.8	30	73.2	2	66.7	2	50.0
運営能力の人材の不足	15	31.3	14	34.1	1	33.3	0	0.0
関連予算の不足	23	47.9	19	46.3	3	100.0	1	25.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	1	2.1	0	0.0	0	0.0	1	25.0
合計	48	100.0	41	100.0	3	100.0	4	100.0



【地域別分析結果】

各地域共に「専門知識のある人材の不足」の回答割合が高く、特に東北、北陸、四国では（複数回答ではあるが）回答市町村全てがこの選択肢に回答している。

	合計	縦割り行政	専門知識のある人材の不足	運営能力の人材の不足	関連予算の不足	その他
合計	47	16	34	15	23	0
北海道	6	1	3	0	4	0
東北	3	1	3	2	1	0
関東	0	0	0	0	0	0
北陸	3	2	3	1	2	0
中部	5	3	4	0	3	0
近畿	7	0	6	4	1	0
中国	6	1	5	1	4	0
四国	1	1	1	0	1	0
九州	11	7	5	5	4	0
沖縄	5	0	4	2	3	0

4. 「必要なし」の理由 (MA)

自治体内部に総合的な連携協力体制は必要ない、と回答した 99 自治体にその理由（複数回答）を聞いたところ、「部門間の連携、協力がある」（42.4%）、「現在の仕組みで十分である」（30.3%）等の理由が多くなっている。

(N=98)

	合計		市町村		都府県		政令指定都市	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
現在の仕組みで十分対応	30	30.3	29	31.9	1	14.3	0	0.0
部局間の連携、協力がある	42	42.4	38	41.8	3	42.9	1	100.0
各部局の効率の低下	5	5.1	5	5.5	0	0.0	0	0.0
関係する部署の範囲が不明確	19	19.2	18	19.8	1	14.3	0	0.0
その他	9	9.1	6	6.6	3	42.9	0	0.0
無回答	1	1.0	0	0.0	1	14.3	0	0.0
合計	99	100.0	91	100.0	7	100.0	1	100.0

【地域別分析結果】

地域別に見ると「部局間の連携、協力がある」については、中部、近畿、四国での回答割合が高い反面、九州は低い状況となっている。一方、「現在の仕組みで十分対応」については関東と九州で50%以上の回答率となっている。

上段: 回答数 下段: 構成比(%)	合計	現在の仕組みで十分対応	部局間の連携、協力がある	各部局の効率の低下	関係する部署の範囲が不明確	その他
合計	98	30	42	5	19	9
	100	30.6	42.9	5.1	19.4	9.2
北海道	15	4	7	0	2	2
	100	26.7	46.7	0.0	13.3	13.3
東北	17	3	6	1	4	4
	100	17.6	35.3	5.9	23.5	23.5
関東	10	5	4	1	1	1
	100	50.0	40.0	10.0	10.0	10.0
北陸	8	2	4	0	1	1
	100	25.0	50.0	0.0	12.5	12.5
中部	9	2	6	1	1	0
	100	22.2	66.7	11.1	11.1	0.0
近畿	6	1	4	0	1	0
	100	16.7	66.7	0.0	16.7	0.0
中国	5	1	2	1	2	0
	100	20.0	40.0	20.0	40.0	0.0
四国	7	1	5	0	1	0
	100	14.3	71.4	0.0	14.3	0.0
九州	19	10	3	1	5	1
	100	52.6	15.8	5.3	26.3	5.3
沖縄	2	1	1	0	1	0
	100	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0

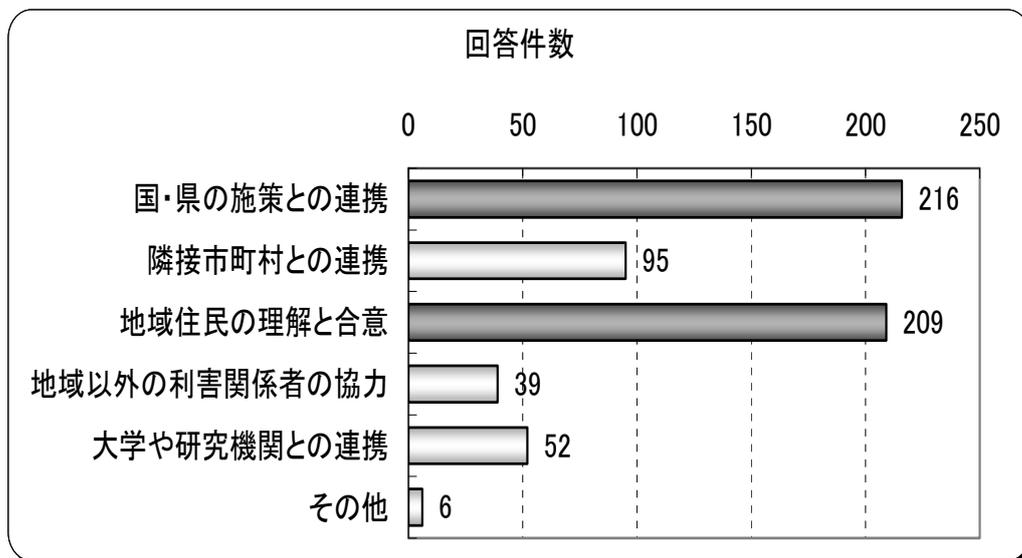
Q 1 7 : 沿岸域の開発、利用、保全において今後望まれる連携協力体制 (MA)

自治体の海域、陸域両方を含んだ沿岸域の開発、利用、保全において今後どのような連携協力体制の確立が望まれるかについて聞いたところ、回答は「国・県の施策との連携」(85.7%)と「地域住民の理解と合意」(82.9%)について多くの回答を得た。

両者の回答割合を自治体間で比較すると、市町村、政令市は「国・県の施策との連携」がより高い一方、都道府県は「地域住民の理解と合意」の方が若干高い結果となっている。

(N=245)

	合計		市町村		都府県		政令指定都市	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
国・県の施策との連携	216	85.7	183	86.7	25	75.8	8	100.0
隣接市町村との連携	95	37.7	80	37.9	11	33.3	4	50.0
地域住民の理解と合意	209	82.9	176	83.4	28	84.8	5	62.5
地域以外の利害関係者の協力	39	15.5	33	15.6	6	18.2	0	0.0
大学や研究機関との連携	52	20.6	40	19.0	10	30.3	2	25.0
その他	6	2.4	5	2.4	0	0.0	1	12.5
無回答	7	2.8	4	1.9	3	9.1	0	0.0
合計	252	100.0	211	100.0	33	100.0	8	100.0



【地域別分析結果】

地域別に見ても、「国・県の施策との連携」「地域住民の理解と合意」が 50%以上の回答率を得ている。これ以外の地域・項目で回答率が 50%以上のものは、北海道における「隣接市町村との連携」のみである。

【回答数】

	合計	国・県の施策との連携	隣接市町村との連携	地域住民の理解と合意	地域以外の利害関係者の協力	大学や研究機関との連携	その他
合計	245	216	95	209	39	52	6
北海道	31	26	17	22	5	11	1
東北	32	28	14	30	4	7	1
関東	21	16	9	16	4	2	2
北陸	19	17	7	17	2	5	0
中部	21	20	6	20	5	6	0
近畿	19	15	8	18	2	2	0
中国	23	21	8	19	3	6	1
四国	18	17	4	18	5	1	0
九州	48	44	18	39	7	12	0
沖縄	13	12	4	10	2	0	1



【構成比】

	合計	国・県の施策との連携	隣接市町村との連携	地域住民の理解と合意	地域以外の利害関係者の協力	大学や研究機関との連携	その他
合計	100%	88%	39%	85%	16%	21%	2%
北海道	100%	84%	55%	71%	16%	35%	3%
東北	100%	88%	44%	94%	13%	22%	3%
関東	100%	76%	43%	76%	19%	10%	10%
北陸	100%	89%	37%	89%	11%	26%	0%
中部	100%	95%	29%	95%	24%	29%	0%
近畿	100%	79%	42%	95%	11%	11%	0%
中国	100%	91%	35%	83%	13%	26%	4%
四国	100%	94%	22%	100%	28%	6%	0%
九州	100%	92%	38%	81%	15%	25%	0%
沖縄	100%	92%	31%	77%	15%	0%	8%

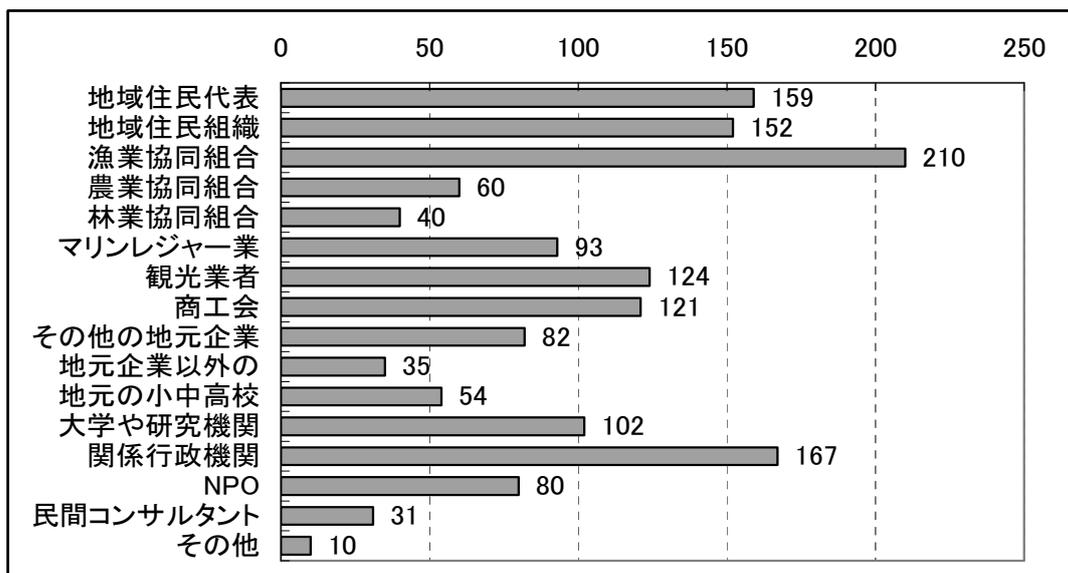
Q18：これからの協力が必要だと考えられる機関等（MA）

沿岸域の開発、利用、保全のためにこれから協力が必要だと考えられる機関等についてみると、全体では「漁業協同組合」が最も多い（210自治体）。次いで、「関係行政機関」（167自治体）、「地域住民代表」（159自治体）、「地域住民組織」（152自治体）となっている。

自治体間の結果を比較すると、市町村では「漁業協同組合」「地域住民組織」「関係行政機関」「地域住民代表」の順となる。一方、都道府県、政令指定都市では2位との差は僅少であり、共に「関係行政機関」がトップとなっている。

(N=240)

	合計		市町村		都府県		政令指定都市	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
地域住民代表	159	63.1	131	62.1	23	69.7	5	62.5
地域住民組織	152	60.3	147	69.7	0	0.0	5	62.5
漁業協同組合	210	83.3	184	87.2	22	66.7	4	50.0
農業協同組合	60	23.8	53	25.1	6	18.2	1	12.5
林業協同組合	40	15.9	33	15.6	6	18.2	1	12.5
マリレジャー業者	93	36.9	72	34.1	18	54.5	3	37.5
観光業者	124	49.2	108	51.2	13	39.4	3	37.5
商工会	121	48.0	101	47.9	14	42.4	6	75.0
その他の地元企業	82	32.5	64	30.3	12	36.4	6	75.0
地元企業以外の民間企業	35	13.9	26	12.3	7	21.2	2	25.0
地元の小中高校	54	21.4	52	24.6	0	0.0	2	25.0
大学や研究機関	102	40.5	75	35.5	22	66.7	5	62.5
関係行政機関	167	66.3	136	64.5	24	72.7	7	87.5
NPO	80	31.7	56	26.5	19	57.6	5	62.5
民間コンサルタント	31	12.3	23	10.9	7	21.2	1	12.5
その他	10	4.0	7	3.3	3	9.1	0	0.0
無回答	12	4.8	6	2.8	6	18.2	0	0.0
合計	252	100.0	211	100.0	33	100.0	8	100.0



【地域別分析結果】

地域別に上位3項目をみると「漁業協同組合」は10地域共に入っているが、2位以下の項目については大きな傾向は似ているが、地域による差が若干ある。

	合計	地域住民代表	地域住民組織	漁業協同組合	農業協同組合	林業協同組合	マリレジャー業者	観光業者	商工会	その他の地元企業	地元企業以外の民間企業	地元の小中高校	大学や研究機関	関係行政機関	NPO	民間コンサルタント	その他
合計	240	159	152	210	60	40	93	124	121	82	35	54	102	167	80	31	10
北海道	31	17	19	29	10	9	8	16	15	11	5	6	16	21	3	3	1
東北	32	24	18	30	9	6	12	20	23	11	3	8	13	27	12	2	3
関東	20	10	10	14	1	1	11	9	9	8	4	2	8	17	10	3	0
北陸	17	13	10	13	3	2	3	9	6	2	1	6	10	14	8	2	0
中部	21	16	15	15	3	0	12	11	12	10	3	5	9	16	9	2	2
近畿	17	12	12	15	3	1	8	10	7	6	1	2	4	9	5	0	0
中国	23	15	16	21	5	3	9	11	7	11	8	5	12	14	4	3	2
四国	18	14	10	18	6	5	9	7	10	9	3	2	8	15	6	2	0
九州	48	32	34	43	18	12	14	24	25	11	6	16	18	27	20	11	1
沖縄	13	6	8	12	2	1	7	7	7	3	1	2	4	7	3	3	1

*網掛けは各地域別の上位3項目を示す。

Q19：今後早急に取組むことが必要な事項（MA）

今後早急に取組むことが必要な事項について、上位3項目に順位付けしてもらった。

Q2同様、上位3項目だけ選び順位付けをしていない回答もあったことから、Q2同様2つの集計を行う。

集計1は、順位に関係なく選択した数で集計したものである。集計2は上位3項目について順位付けしたものを対象に、順位に点数をウェイトするものである。本間では1位=3点、2位=2点、3位=1点とし合計点を求める。

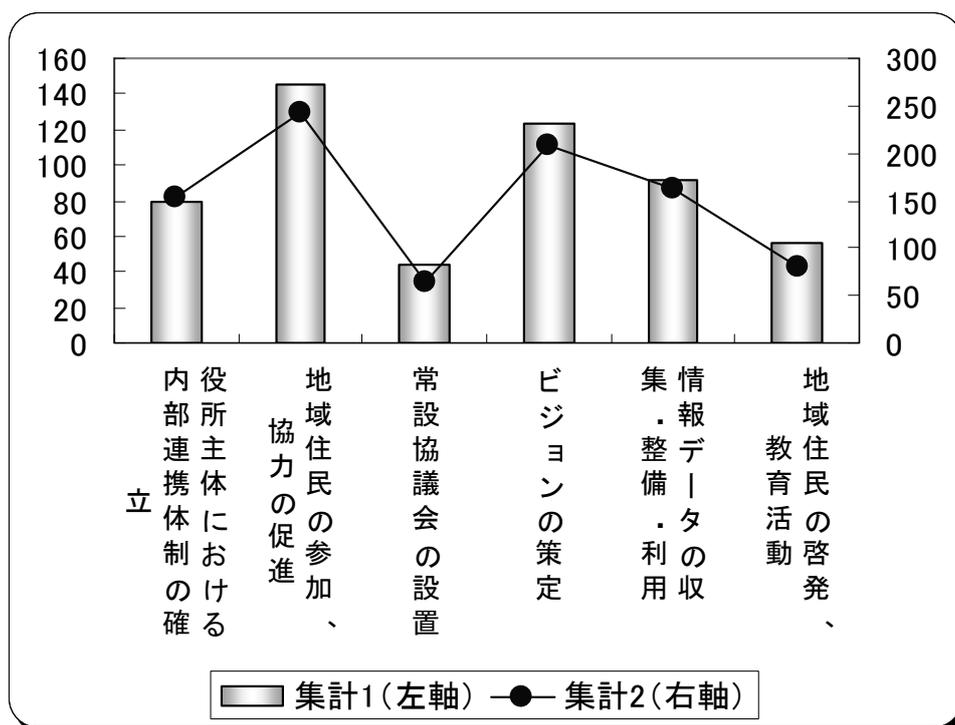
集計1で見ても集計2で見ても、全体の結果は大きく変わらない。最も重要度の高い項目は「地域住民の参加、協力の促進」であり、次いで「ビジョンの策定」となる。自治体間を比較すると、集計1では市町村、都道府県ともに「地域住民の参加、協力の促進」、「ビジョンの策定」の順となるが、集計2では都道府県の場合、「ビジョンの策定」が1位であり、2位には「役所主体における内部連携体制の確立」となる。

【集計1】 単位：自治体数

	合計	市町村	都道府県	政令市
役所主体における内部連携体制の確立	80	62	15	3
地域住民の参加、協力の促進	145	127	16	2
常設協議会の設置	44	36	6	2
ビジョンの策定	123	105	14	4
情報データの収集・整備・利用	92	79	11	2
地域住民の啓発、教育活動	56	51	5	0

【集計2】 単位：得点

	合計	市町村	都道府県	政令市
役所主体における内部連携体制の確立	153	121	25	7
地域住民の参加、協力の促進	242	219	22	1
常設協議会の設置	65	57	5	3
ビジョンの策定	209	174	26	9
情報データの収集・整備・利用	162	139	20	3
地域住民の啓発、教育活動	80	74	6	0



【地域別分析結果】

集計1と集計2について地域別に分析した（上位2項目を抽出した）結果、集計1については、「地域住民の参加、協力の促進」が沖縄を除き1位にある。第2位の項目については、関東及び中部以西の地域については「ビジョンの策定」が上げられている（沖縄は第1位に上げられている）。その他の地域では、北海道、北陸及び関東（同数第2位）は「情報データの収集・整備・利用」が、東北では「地域住民の啓発・教育活動」が、そして沖縄では「内部連携体制の確立」が挙げられている。

集計2についても沖縄を除く各地域では「地域住民の参加。協力の促進」が上位2項目に入っている。このうち、北陸、四国では第2位の位置付けである。もう一つの上位2項目については地域により差がある。関東、中部、近畿、四国、九州、沖縄では全国同様「ビジョンの策定」が挙げられている。これに対して北海道、東北、北陸では「情報データの収集・整備・利用」が、沖縄では同点1位で「内部連携体制の確立」が挙げられている。四国については、ビジョンの策定が第1位で、次に「内部連携体制の確立」「地域住民の参加・協力の促進」「常設協議会の設置」「情報データの収集・整備・利用」が同点となっている。

【集計1】

	役所主体における 内部連携体制の確 立	地域住民の参加、 協力の促進	常設協議会の設置	ビジョンの策定	情報データの収 集・整備・利用	地域住民の啓発、 教育活動
合計	80	145	44	123	92	56
北海道	7	20	8	13	16	3
東北	8	17	4	13	11	14
関東	6	14	0	8	8	6
北陸	4	11	2	8	9	1
中部	6	14	6	14	7	4
近畿	7	12	4	11	6	5
中国	9	11	3	11	9	8
四国	8	11	5	10	7	3
九州	17	28	9	25	17	9
沖縄	8	7	3	10	2	3

【集計2】

	役所主体における 内部連携体制の確 立	地域住民の参加、 協力の促進	常設協議会の設置	ビジョンの策定	情報データの収 集・整備・利用	地域住民の啓発、 教育活動
合計	153	242	65	209	162	80
北海道	13	33	10	15	28	6
東北	16	36	5	22	25	19
関東	9	21	0	19	11	9
北陸	9	15	4	13	16	1
中部	13	29	7	24	17	5
近畿	12	20	8	20	7	7
中国	15	16	0	14	12	13
四国	12	12	12	15	12	6
九州	37	52	15	50	30	13
沖縄	17	8	4	17	4	1

Q20：自由意見

以下に、回答記載された内容をそのまま転記して掲げる。

市町村

	「沿岸部の総合的管理」についてのご意見、または当アンケートについての感想等
北海道	<p>回答については、一部事務組合である港管理組合(総合政策室担当)からの回答を基に作成しています。海岸の浸食対策については、国の直轄事業として、海岸保全事業が進められています。</p> <p>海岸域の環境は、外海の海洋環境をベースとして、陸域環境(農業・林業の影響を含む河川環境と人間の経済行為(産業廃棄物、生活排水、漁業系汚染・薬剤など))の影響が混じり合って形成されている。</p> <p>これを背景として、所管する省庁・自治体毎に、海岸保全(防災)と産業振興施策および環境保全対策が、これまで各地域に対して個別に施されてきました。</p> <p>現在の諸課題は、長年に亘るそれらの事業の実施と進捗に応じて、地元住民・業者や行政などの関係者間に生じてきた利害に起因すると考える。</p> <p>このことから、今後の海域、陸域の開発・利用・保全については、これまでの省庁・自治体のスタンスを主張・維持していただくだけでは『総合的管理』に結び付かない。そのため、地域に応じた『総合的な協議の場』と『総合的な目標と行程(ビジョン)』の必要性を強く感じる。</p>
東北	<p>「沿岸域の総合的管理」ということであるが、陸域・海域双方にそれぞれの法整備により守られているのが現状である。</p> <p>このアンケートでは、その境界を払拭した中でグローバルな開発や地域振興に取り組むのことが必要ではないかという主旨は伺えるが、各自治体においては振興計画や総合計画などが存在するのは事実である。これをベースに実施計画を立案し施策に移行していくことは重要であるが、財源が伴わないものは沢山あるのはこの自治体でも同様ではないでしょうか。</p> <p>沿岸域の総合的管理に関する考え方では、海域、陸域を一体としてとらえ、総合的な視点から沿岸域の開発、利用、保全を行うため、沿岸域のビジョンおよびその実施計画をつくり、内容を地方公共団体の計画・施策に盛り込むこととある。</p> <p>本市の場合であるが、市の計画・施策を策定するに当たっては、様々な分析、調査を行うとともに、各種団体、民間企業、NPO、住民等の関係者から意見を聞いている。更には、総合計画等の既存の各種計画において、沿岸域も含めた自治体全体の振興発展を図るものとして策定しており、沿岸域に特化した将来ビジョンや計画を改めて策定する必要性が乏しいと思われる。</p> <p>また、当市域の沿岸域の開発等に係る計画の策定年度をみるとわかるように、各自治体の財政が、現在ほど厳しい状況ではない時期のものであり、現在のように厳しい財政状況下では、限られた財源を有効に活用するため、特定の地域に特化することなく、市全体の発展に寄与する施策を展開する中で、沿岸域の開発等についても検討していかなければならないと考える。</p>
関東	<p>市が管理している土地、礁岸等に係わる課題については、市が解決しなければならないが、海洋基本計画にある「沿岸域の総合管理」については、港湾管理者、海岸管理者等である国・県が積極的にリーダーシップを発揮して取り組むべきであると考えます。</p> <p>海洋基本計画だけでは、具体的にどのような施設を誰が実施するのか明確ではない。港湾管理者、海岸管理者等である国・県が具体的な実施計画を策定し、取り組むことが必要であると考えます。</p> <p>早急に国・県が主体となって高潮対策を講じてほしい。</p>
北陸	<p>本アンケートは対象範囲がかなり広いことから、個々の質問に対する回答が、全体的には一貫性を失ったものになってしまった。</p> <p>そのため、回答者の趣旨をりかいはするのは難しいのではないかとと思われる。</p> <p>対象を具体的なものに焦点を定められたほうが良いのでは・・・。</p>

	「沿岸部の総合的管理」についてのご意見、または当アンケートについての感想等
中部	<p>「海洋基本法」、「沿岸地域の総合的管理」については、このアンケートで初めて知りました。このアンケート調査を機に、当市の沿岸域の開発・利用・保全に係る諸問題を解決する為の情報을 いただけたら幸いです。</p> <p>H22年度において、「沿岸域の総合管理」を促進していくために、役所内部の職員の意識の高揚と知識の習得のための研修会を開催したい。 市民に対し、促進への理解と情報を提供するためのチラシ(パンフ)等を作成したい。 方法等のアドバイスをお願いしたい。</p>
中国	<p>「他課に所管に属さない」ということで、総務課に回ってきた状況で、海洋基本法についての認識がほとんどないのが現状です。</p> <p>海洋基本法や「沿岸域の総合的管理」に対する知識が乏しく、地方自治体として、何をどうすべきなのか分からないので、アンケートにはお答えしにくい。</p> <p>国際的視点から国レベルでの他国との強力な連携が不可欠だと思う。</p> <p>近年、漁業者も魚付き林の整備等、陸域の環境が沿岸部の環境に影響してくることが認識され始めているが、補助事業のメニュー強化や他部局との連携など行政側の体制も整っておらず、陸域と沿岸域との一体的な整備が難しい。</p>
四国	<p>今回の「沿岸域の総合的管理」については全然手がついていない状況であり、今後検討が必要と考えるが、施設整備や医師管理が中心であり、構想や計画にはまだまだが回らない状況となっている。</p>
九州	<p>沿岸域の整備については、計画的に事業を進めています。 政権交代に伴い、今後の予算についても不透明なところがありますが、予算確保のための施策を続けなければならないと思います。</p>

都道府県

	「沿岸部の総合的管理」についてのご意見、または当アンケートについての感想等
東北	<p>本県の沿岸は、半島部等第2次・第3次産業の定着が遅れている地域が多く、所得が低位に止まり、地域の活性化が大きな課題となっていることから、これから沿岸域の利用形態は、漁業、観光、輸送といったこれまでのものに加え、新たな産業の定着を図る必要性が高まっている。</p> <p>これから新産業の定着のためには、地域住民や漁業関係者との利害関係について調整が大きな課題となることが想定されるが、調整に先だて関係者の十分な理解が得られるよう基本的なルールの整備が必要と考える。</p>
関東	<p>ダム建設に伴い土砂の供給が減少したことや、人口増加による生活排水の流入量が増加したことなど、陸域の開発の影響が多岐であるために、沿岸域の総合的管理だけでは解決できない沿岸域の課題が多い。</p>
北陸	<p>国、県、市町村が新たな要望の提案に直面した際、これまでの前例主義にとらわれないよう、柔軟な対応をしていけるような組織の考え方の発想の転換が必要と思う。 こうした問題点をかいししょうするためには何が必要かを引き出すような、現状をさらに一歩踏み込んだアンケート調査の実施に期待する。</p>

2-3 まとめ

地方公共団体における沿岸域の総合的管理に関する認識や取組みの実態について、本アンケート調査の分析集計結果より以下の点が明らかとなった。

1. 海洋基本法の認知度は、都道府県において高く（約 7.5 割）、市町村においては比較的低い（約 4 割）。
2. 「沿岸域の総合的管理」の認知度は、都道府県においては高いが（約 8 割）、市町村においては比較的低い（約 4 割）。
3. 沿岸域の開発、利用、保全の現状について、
 - ① 現在重要と考える分野は、都道府県、市町村両方において最も重要度の高い項目が「水産漁業振興」、次いで「防災」「環境保全」の順となる
 - ② 今後最も発展させたい分野は、歴史文化（景観保存、伝統知識の維持等）、次いで地場産業振興（水産・漁業以外）、海洋に関する学校教育と地域住民への啓蒙活動の順となる。
4. 沿岸域の総合的管理において取組んでいる内容としては、都道府県、市町村共に「水産業の発展」が最も多く挙げられており、次いで「地域経済の活性化」「陸水域の生態系保全による沿岸域環境の向上」の順となる。
5. 沿岸域の課題解決ための取組み内容としては、都道府県では「条例の制定等」次いで「協議会等の設置」が、市町村では「県もしくは国との協議」次いで「協議会等の設置」が最も多く挙げられていた。
6. 沿岸域の開発、利用、保全に係る問題解決、対策において実施に至らなかった取り組みの有無については、具体的な回答事例は 23 件であり、その内訳は都道府県が 4、市町村が 19 であった。
7. 実施に至らなかった理由は、都道府県、市町村共に「関連予算の問題」との回答が最も多かった。
8. 沿岸域の課題解決ための取組みがすでに終了している場合の理由は、都道府県、市町

村両方からの有効回答 22 自治体のうち、最も多いのが「問題が解決した」であった。

9. 沿岸域における様々な問題の解決のための条例の制定、利用調整ルール、申し合わせ等の自主的な管理ルールの取り決めについては 20 都道府県、3 政令都市、16 市町村からその具体的な名称とともに回答があった。
10. 自主的な管理ルールの対象範囲については、全体の有効回答 39 のうち、「範囲を明示」が 31、「明示していない」が 8 あった。対象範囲に関しては、「地先の海」という回答が最も多かった。
11. 沿岸域における様々な問題の解決のための地域住民、利害関係者間の協議の場などの設置に関しては、62 自治体から具体的な記載があった。
12. 協議会の構成メンバーについては、全体として、漁業協同組合（56 自治体）と関係行政機関（48 自治体）が最も多く挙げられた。
13. 沿岸域における様々な問題の解決のための県もしくは国との協議については、多数の市町村、都道府県から、海面利用調整、海洋ごみ、水産振興、港湾整備等の事項について協議が行われたとの回答があった。
14. 沿岸域における様々な問題の解決のためのビジョン、施策、計画等の策定については、16 都道府県、3 政令指定都市、31 市町村から具体的な計画名とともに回答があった。
15. 沿岸域における様々な問題の解決のための大学や研究機関との連携による調査については 11 都道府県、3 政令指定都市、24 市町村から具体的な活動内容の概要と共に回答があった。また、大学や研究機関との情報収集、意見交換の状況については、約 6 割の自治体（24 自治体）で「よく行っている」、1/4 の自治体（10 自治体）で「行っている」との回答を得た。
16. 相互に密接に関係を有する沿岸域の様々な問題に対応するためのプロジェクトチーム、連絡会議等の自治体内部における総合的な連携協力体制が「存在」と答えたのは、都道府県が約 3 割、政令指定都市が 2.5 割、市町村が 1 割であった。また、そのような組織の必要性については、組織が存在しない地方自治体の約半数が「必要ない」と

答えた。「必要がない」理由としては、「部門間の連携、協力がある」「現在の仕組みで十分である」が挙げられた。

17. また、総合的な連携協力体制が「必要だと考えるが、実施上の生涯がある」と回答した48自治体に、障害の項目を聞いたところ、約7割（34自治体）から「専門知識のある人材の不足」が挙げられた。
18. 自治体の海域、陸域両方を含んだ沿岸域の開発、利用、保全において今後どのような連携協力体制の確立が望まれるかについて、都道府県からは「地域住民の理解と合意」市町村、政令市からは「国・県の施策との連携」とが最も多く挙げられた。
19. 沿岸域の開発・利用・保全のためにこれから協力が必要だと考える民間団体、機関等については、政令都市、都道府県では「関係行政機関」が、市町村では「漁業協同組合」が最も多く挙げられた。
20. 今後、総合的な沿岸域の開発、利用、保全のために、早急に取り組む事が望ましいと考える事項については、都道府県、市町村ともに、最も重要度の高い項目として「地域住民の参加、協力の促進」を挙げている。
21. 市町村、都道府県から多数な意見が寄せされた。全意見は匿名にて2－2に記載した。

第3章 大学における沿岸域の総合的管理に関する教育の実態調査

3-1 背景と目的

沿岸域は、人間の生活や産業活動が活発に行われる空間である。そこで起こる海洋環境の悪化、水産業の衰退、開発・利用に伴う利害の衝突などのさまざまな問題は互いに関連し合いながら、地域社会に複合的な影響を及ぼすことになる。それゆえ、地域社会が主体となって、陸と海を含む沿岸域を総体的に捉えながら、そこにおいて起こるさまざまな問題の一体的な解決を図る、いわゆる「沿岸域の総合的管理」のアプローチがきわめて重要であり、問題が複雑化しつつある今日においてその必要性もますます高まっている。

こうした中、わが国においては2007年の4月に「海洋基本法」、2008年3月に「海洋基本計画」が成立し、沿岸域の総合的管理が基本的施策の一つとして位置づけられるようになってきている。そこにおいては、「地方公共団体を主体とする関係者が連携し、各沿岸域の状況、個別の関係者の活動内容、さまざまな事象の関連性等の情報を共有する体制づくりを促進する」（海洋基本計画第2部の9(2)）と明記されるなど、地域が主体となってさまざまな関係者と連携を図りながら取り組んでいくことが強調されている。このような地域が主体となる総合的沿岸域管理はICM（Integrated Coastal Management）と呼ばれ、第1章でも触れたように、いまではそれがすでに90ヶ国を超える海外において実践されて、最も有効な管理アプローチの一つとして認知されている。

しかしながら、わが国ではこのような沿岸域の総合的管理への取組みが遅々として進まず、地域の主体的な取組みを主導できる専門的知識を有する人材も不足しているのが現状である。また、沿岸域の総合的管理を担う人材の育成において大きな役割が期待される大学などの教育・研究機関においても、人材や予算の制約上あるいは経営的な考慮などの諸事情を背景に、必ずしも沿岸域の機能やその利用・管理に関する総合的な理解を前提とした、沿岸域管理に関連する体系的な教育・研究体制が整えられてはいないようである。

海洋基本計画においては、「海洋に関するさまざまな政策課題に対応するためにも、科学的知見を充実させるためにも、また、国際競争力のある海洋産業を育成していくためにも、必要な知識及び能力を備えた優秀な人材を育成することが重要である」（海洋基本計画第2部の12(3)）と、大学等における学際的な教育・研究の必要性について唱われ、沿岸域の総合的管理という政策課題についても、大学等の教育機関における学際的な教育・研究の推進が求められている。そのためには、大学等においては沿岸域の総合的管理に関する学際的な教育及び研究が推進されるようカリキュラムの充実を図るとともに、地域社会と連携しながら人材育成や社会教育に取り組んでいくことが必要である。

そこで、本研究ではわが国における沿岸域の総合的管理の推進に関わる事業の一環として、海洋をめぐる教育・研究に関係のあると思われる全国の大学を対象としたアンケート

調査を実施することを通じて、わが国の高等教育機関における沿岸域の総合的管理に関する教育・研究の実態を明らかにし、その問題所在などを把握することを通じて、わが国大学における沿岸域の総合的管理に関する新たな教育システムの構築を目指すための基礎的知見を得ることとした。

3-2 アンケート調査の結果

3-2-1 アンケートの概要

1) 構成

アンケートは依頼状、実施要領、調査票、付属資料の4部分で構成され、調査票は「選択式」と「記述式」で構成されている。

2) 対象

水産や海洋開発などに関連する大学、及び沿岸都道府県の大学、約72大学を対象に実施。

3) 方法

郵送やブログで配布。郵送及びE-mailで回収。2009年11月13日～2009年12月2日。

4) 回収状況

72大学中39大学、回収率54.2%。(但し、問題ごとに回答数が異なるため、問題ごとの回答数についても表記。また、複数部の回答があった大学の場合は、問1～問3については一部としてまとめ、問4以降については回答大学数及び回答部数の両方を表記。)

大学名	区分	大学名	区分
北海道大学	国立	愛知大学	私立
公立はこだて未来大学	公立	三重大学	国立
北里大学	私立	大阪大学	国立
東北大学	国立	神戸大学	国立
山形大学	国立	近畿大学	私立
福島大学	国立	奈良女子大学	国立
筑波大学	国立	鳥取環境大学	私立
茨城大学	国立	島根大学	国立
東京大学	国立	広島大学	国立
東京海洋大学	国立	山口大学	国立
日本大学	私立	徳島大学	国立
お茶の水女子大学	国立	高知大学	国立
東邦大学	私立	九州大学	国立
横浜国立大学	国立	佐賀大学	国立
新潟大学	国立	長崎総合科学大学	私立
福井県立大学	公立	大分大学	国立
東海大学	私立	琉球大学	国立
名古屋大学	国立	など 計 39大学	

3-2-2 アンケートの結果

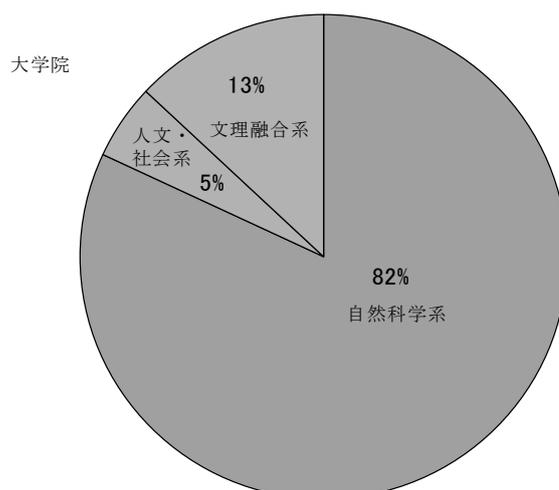
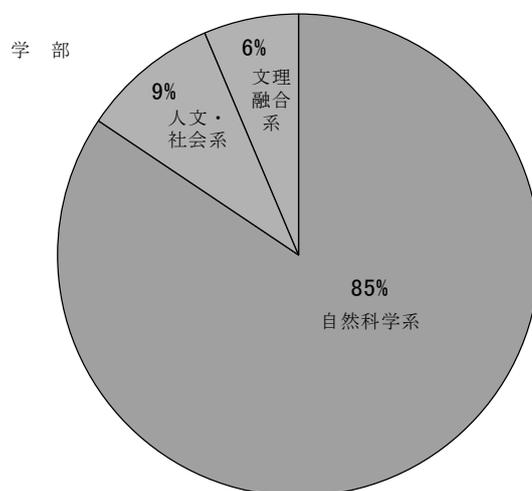
問1 貴学で海洋に関する学科名及びその所属する学部名、専攻名及びその所属する大学院研究科名(2009年現在)を教えてください。(回答大学35)

■実数

単位：学科・専攻

学部				大学院				合計
自然科学系	人文・社会科学系	文理融合系	計	自然科学系	人文・社会科学系	文理融合系	計	
93	10	7	110	81	5	13	99	209

■自然科学系・人文社会科学系・文理融合系別割合



注：ここでは、一つの授業科目でも海洋に関するものがあれば、海洋に関する学科または専攻とする。具体的には、海洋に関する物理学、化学、工学、生物学、地学、天文学等を海洋に関連する自然科学系、海洋に関する哲学、文学、人類学、民俗学、法学、政治学、政策学、経済学、経営学、商学、社会学、観光学等を海洋に関する人文・社会科学系とする。文理融合系とは、文系か理系かという一つの学問分野に限定せず、双方の考え方を同時に扱う分野であり、学際系とも呼ばれるものを指す。

■学科・専攻の詳細

大 学	分 類	自然科学系	人文・社会科学系	文理融合系
北海道大学	学部	生物科学科、地球科学科、シビルエンジニアリングコース、農業工学科、海洋生物科学科、海洋資源科学科、増殖生命科学科、資源機能化学科		
	大学院	自然史科学専攻、環境フィールド工学専攻、海洋生物資源科学専攻、海洋応用生命科学専攻		
北里大学	学部	海洋生命科学科		
	大学院	水圏生物科学専攻		
東北大学	学部	宇宙地球物理学科、理学部地圏環境科学科、地球惑星物質科学科、生物学科、生物生産科学科	法学科	
	大学院	地球物理学専攻、地学専攻、資源生物科学専攻、応用生命科学専攻、生物産業創生科学専攻、生命機能科学専攻、環境科学専攻		
山形大学	学部	生物学科、地球環境学科、地域教育学科		
	大学院	生物学専攻、地球環境学専攻		
筑波大学	学部	地球学類、生物資源学類		
	大学院	生物資源科学専攻		
茨城大学	学部	理学科、都市システム工学科		
	大学院	都市システム工学専攻		
東京大学	学部	地球惑星物理学科、地球惑星環境学科、生物学科、社会基盤学科、システム創成学科、水圏生命科学専修、水圏環境科学専修、水圏生産科学専修、水圏生産環境科学専修、生物・環境工学専修、地域環境工学専修、生物システム工学専修、国際開発農学専修	法学部	広域科学科
	大学院	地球惑星科学専攻、生物科学専攻、社会基盤学専攻、システム創成学専攻、水圏生物科学専攻、水圏システム学専攻、農学国際専攻	法曹養成専攻、公共政策学専攻	広域科学専攻、自然環境学専攻、海洋技術環境学専攻、環境システム学専攻、人間環境学専攻、社会文化環境学専攻
東京海洋大学	学部	海洋環境学科、海洋生物資源学科、食品生産科学科、海事システム工学科、海洋電子機械工学科		海洋政策文化学科、流通情報工学科
	大学院	海洋生命科学専攻、食機能保全科学専攻、海洋システム工学専攻、海運ロジスティクス専攻、応用生命科学専攻		海洋環境保全学専攻、海洋管理政策学専攻、食品流通安全管理専攻、応用環境システム学専攻
日本大学	学部	海洋建築工学科、土木工学科、海洋生物資源科学科、獣医学科		
	大学院	海洋建築工学専攻、土木工学専攻、建築工学専攻、生物資源生産科学専攻、生物資源利用科学専攻、生物環境科学専攻、応用生命科学専攻、獣医学専攻		
お茶の水女子大学	学部	生物学科		
	大学院	ライフサイエンス専攻		
東邦大学	学部	生命圏環境科学科		
	大学院	環境科学専攻		
横浜国立大学	学部	建設学科		
	大学院	海洋宇宙工学コース		
新潟大学	学部	生物学科、自然環境科学科、建設学科		
	大学院	自然構造科学専攻		
福井県立大学	学部			海洋生物資源学科
	大学院	海洋生物資源学専攻		

大学	分類	自然科学系	人文・社会科学系	文理融合系
東海大学	学部 大学院	海洋建設工学科、環境情報工学科、船舶海洋工学科、海洋資源学科、海洋科学学科、水産学科、海洋生物学科 海洋工学専攻、海洋科学専攻、水産学専攻、海洋生物科学専攻	海洋文明学科	航海学科
名古屋大学	学部 大学院	生命理学科、地球惑星科学科、社会環境工学科 社会基盤工学専攻、地球環境科学専攻		
三重大学	学部 大学院	生物圏生命科学科 生物圏生命科学専攻		
大阪大学	学部 大学院	地球総合工学科 地球総合工学専攻		
神戸大学	学部 大学院	海事技術マネジメント学科、海洋ロジスティクス科学科、マリンエンジニアリング学科 海事科学専攻		
近畿大学	学部 大学院	水産学科 水産学専攻		
奈良女子大学	学部 大学院	数学科、物理科学科、化学科、生物科学科、情報科学科 生物科学専攻、共生自然科学専攻	人文科学科、言語文化学科、人間社会科学科、食物栄養学科、人間・環境科学科、人間生活学科 国際社会文化学専攻、社会生活環境学専攻	
島根大学	学部 大学院			地域開発科学科 農林生産科学専攻
広島大学	学部 大学院	生物生産学科 生物資源科学専攻、生物機能開発学専攻、環境循環系制御学専攻		
徳島大学	学部 大学院	総合理数学科、生物工学科 環境創生工学専攻		社会創生学科 地域科学専攻
高知大学	学部 大学院	農学科、応用理学科、理学科 農学専攻、理学専攻、応用自然科学専攻（以上総合人間自然科学研究科）、連合農学研究科生物資源生産学専攻	社会経済学科 総合人間自然科学研究科人文社会科学専攻	総合人間自然科学研究科黒潮圏総合科学専攻
九州大学	学部 大学院	地球惑星科学科、生物学科、地球環境工学科、生物資源環境学科 地球惑星科学専攻、生物科学専攻、都市環境システム工学専攻、建設システム工学専攻、海洋システム工学専攻、生物機能科学専攻、動物資源科学専攻、大気海洋環境システム学専攻		
佐賀大学	学部 大学院	都市工学科 機械システム工学専攻、エネルギー物質科学専攻、低平地研究センター		
長崎大学	学部 大学院	水産学科 海洋生産科学専攻、水産学専攻		
長崎総合科学大学	学部 大学院	船舶工学科 生産技術学専攻		
大分大学	学部 大学院	人間福祉科学課程、学校教育課程 教科教育専攻		
琉球大学	学部 大学院	物質地球科学科、海洋自然科学科、環境建設工学科 物質地球科学専攻、海洋自然科学専攻、環境建設工学専攻、海洋環境学専攻		

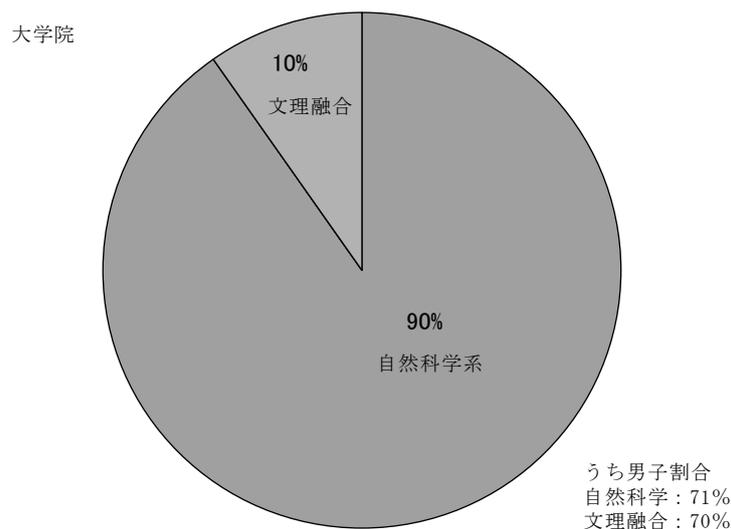
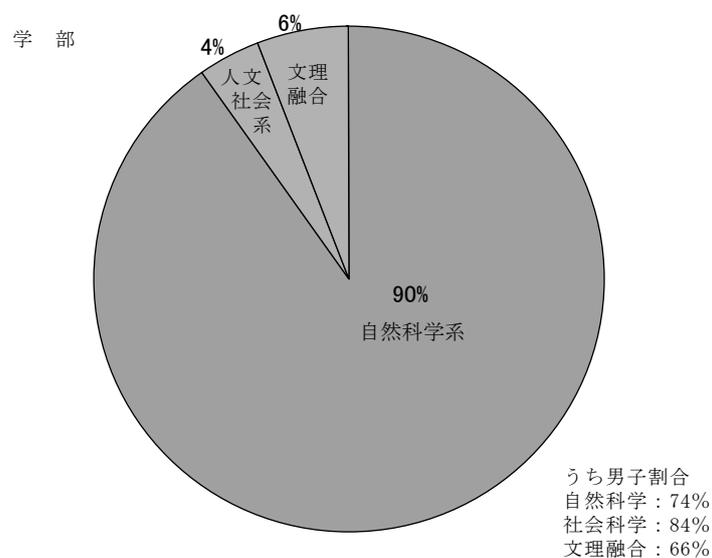
問2 海洋に関する学部、大学院における学生数（2009年現在）を教えてください。
 （回答大学17）

■実数

単位：人

学部				大学院				合計
自然科学系	人文社会系	文理融合系	計	自然科学系	人文社会系	文理融合系	計	
9,357	408	607	10,372	2,696	0	288	2,984	13,356

■自然科学系・人文社会科学系・文理融合系別割合



注：ここで、海洋に関する学部の学生数とは、海洋に関する各学科の学生数の合計を指し、海洋に関する大学院の学生数とは、海洋に関する各専攻の学生数の合計を指す。なお、ここでは、授業科目数のうち半分以上が海洋に関連する場合のみを、海洋に関する学科または専攻とする。

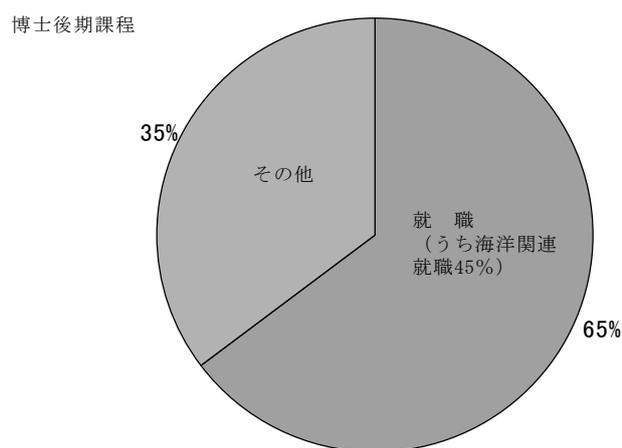
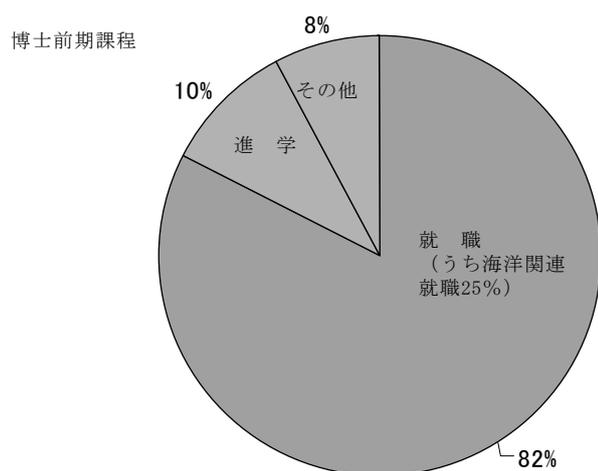
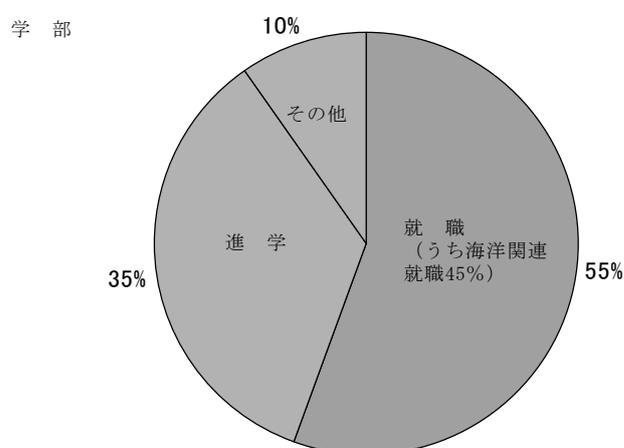
問3 海洋に関する学部、大学院における卒業生の進路状況(2008年度)を教えてください。
(回答大学17)

■実数

単位：人

学部					博士前期課程					博士後期課程				
卒業数	就職		進学	その他	卒業数	就職		進学	その他	卒業数	就職		進学	その他
	うち海洋関連					うち海洋関連					うち海洋関連			
2,542	1,411	642	883	248	950	784	195	93	73	216	140	63	0	76

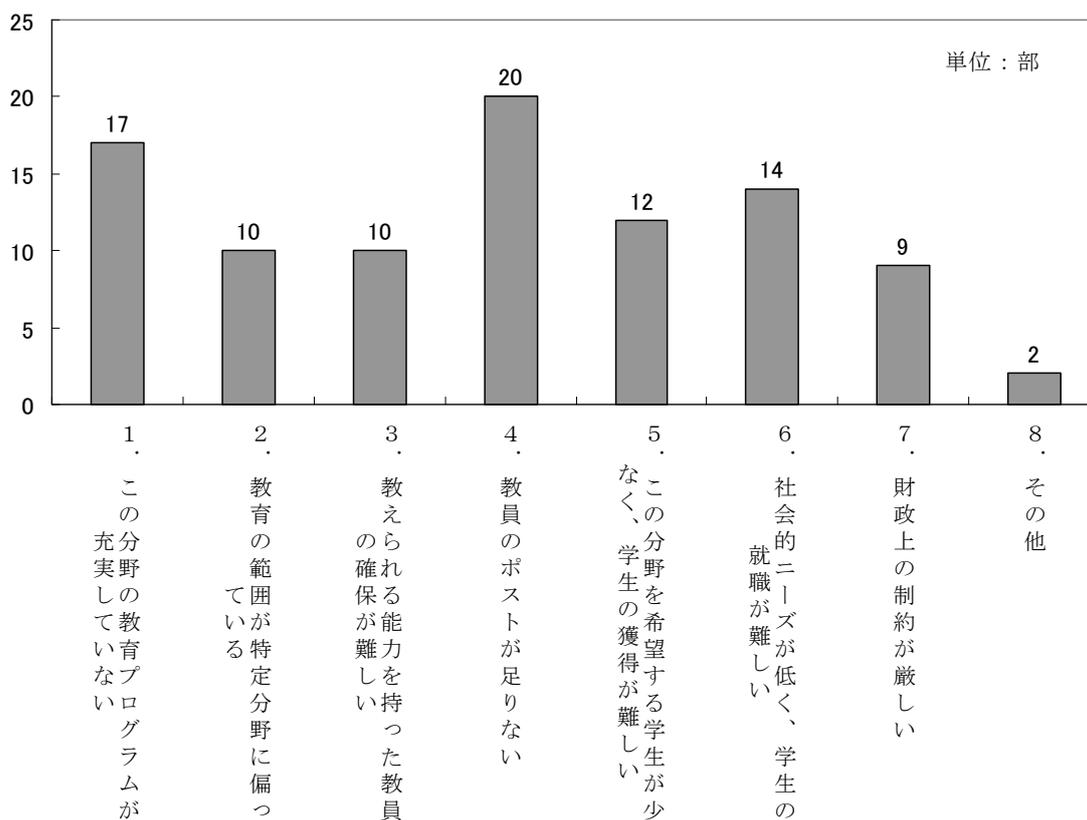
■就職・進学の学部・修士課程・博士課程別割合



注：ここで、海洋に関する学部の卒業生数とは、海洋に関する各学科の卒業生数の合計を指し、海洋に関する大学院の卒業生数とは、海洋に関する各専攻の卒業生数の合計を指す。また、ここで海洋に関する学科・専攻とは、授業科目数のうち半分以上が海洋に関連する場合のみを指す。

問4 貴学の海洋に関する教育の現状に何らかの問題点があるとお考えでしょうか。問題点があるとお考えの場合、該当するものを以下の選択肢からお選びください。
(回答大学 30、回答部数 37)

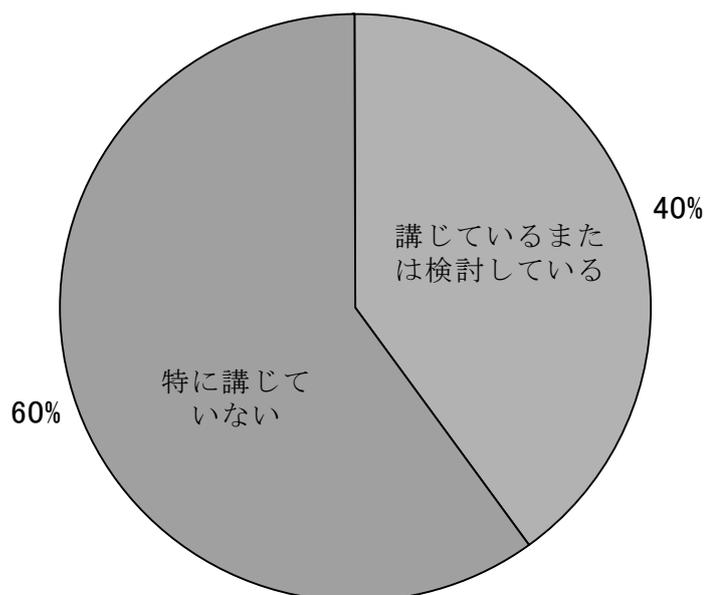
- () 1. この分野の教育プログラムが充実されていない
- () 2. 教育の範囲が特定分野に偏っている
- () 3. 教えられる能力を持った教員の確保が難しい
- () 4. 教員のポストが足りない
- () 5. この分野を希望する学生が少なく、学生の獲得が難しい
- () 6. 社会的ニーズが低く、学生の就職が難しい
- () 7. 財政上の制約が厳しい
- () 8. その他 ()



その他：①特別採捕、海上作業許可の申請が大変
②海洋に関する教員の組織化が困難

問5 上記の問題点について、何か改善策を講じていますか？(回答大学 38、回答部数 45)

-
- () 1. 講じている、または改善策を検討している
() 2. とくに講じていない
-



問6 問5において「1」と回答された方にお聞きします。どのような改善策を講じていますか。または、検討していますか。その概要を教えてください。(回答大学 17、回答部数 18)

〈記述式回答の概略〉

17 大学において海洋に関する教育の問題点に対処するために何らかの改善策がとられており、以下のようにまとめてみるができる。

まず「教員のポストが足りない」及び「教えられる能力を持った教員の確保が難しい」という問題点については、教員ポストに学長裁量定員を優先的に配置していること（海洋大）や非常勤講師の招聘（近大、九州大、海洋大）、教員の主担当専攻・副担当制度の導入（海洋大）、理系教員に加えて総合的な政策を教える教員の充実化（海洋大）などの対策が見られる。

つぎに、「この分野の教育プログラムが充実していない」や「教育の範囲が特定分野に偏っている」の問題点については、「海洋学際教育プログラム」の設置（東大）や沿岸域の総合管理を中心とするカリキュラムの導入に関する検討（日大）、「体験型実習を基盤とする海洋環境教育の実践－海洋立国を担う海洋環境士の育成教育プログラム」の推進（東海大）、海洋に関する社会科学系学科の新設と海洋学・地球科学を融合した学科の再編（東海大）、「総合的海洋教育・研究センター」の設立（横国大）、沿岸環境研究分野の新設（佐賀大）などの対策が見られる。

第3に、「この分野を希望する学生が少なく、学生の獲得が難しい」という問題点については、大学が主催するカルチャー講座や開放講座・講演会、小中学校などへの出前授業（東北大）、オープンキャンパスの複数開催や入試の多様化（海洋大）、一般入試に加え高等専門学校の特攻科修（九州大）、大学の広報のため高等学校や高専等へ教員の派遣（海洋大）、アウトリーチによる「海洋」の周知を図ること（横国大）などの対策が見られる。

第4に、「社会的ニーズが低く、学生の就職が難しい」という問題点については JABEE への取組み（山形大）、または教員自身及び就職支援室を通じた学生の就職支援（阪大）などの対策が見られる。

最後に、「財政上の制約が厳しい」という問題点については、各種競争的学部資金の獲得に努めること（北大、横国大、佐賀大）などが主に見られる。

〈記述式回答全文〉

- ・各種競争的獲得資金の獲得に向け努力している。
- ・学部入学時から行われる研究室訪問の際、海洋・水産の魅力を伝えるようにしている。
また、大学が主催するカルチャー講座や開放講座・講演会、小中学校などへの出前授業でも同様に魅力を伝えるようにしている。
- ・地球環境学科、地球環境学専攻において、JABEE を計画中である。

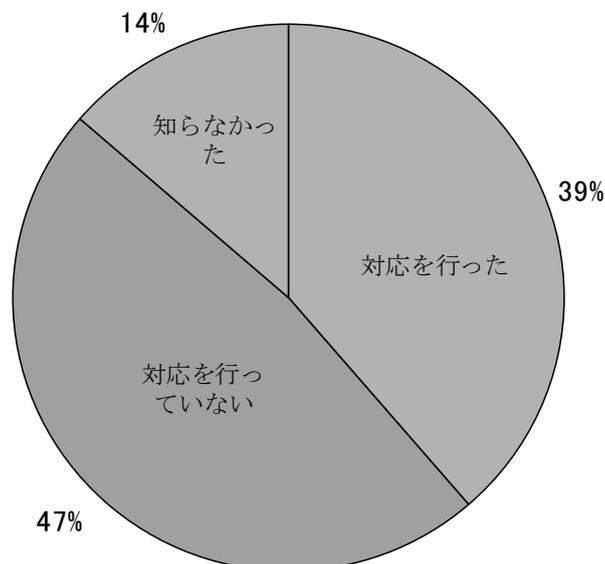
- ・ 2009年から研究科等横断型教育プログラムである「海洋学際教育プログラム」を正式に設立し、文理融合の総合的な海洋教育を開始した。
- ・ 教員ポストに学長裁量定員を優先的に配置している（特に2008年に新設された海洋管理政策学専攻に優先的に配置した）。学際的教育研究に対応するために、教員の主担当専攻・副担当制度を作っている。理系中心などで今までは、総合的な政策を教える教員がいなかったが、今後は充実させる予定はある。ただ、教員の定員削減のなか、教員の新規採用は難しい。学生の確保については、大学全体でオープンキャンパスの複数開催や入試の多様化によって努力している。また高等学校や高専等へ教員などを直接派遣し、大学の教育内容・研究環境・就職状況などの広報に努めている。
- ・ 現在研究中であるため、具体的内容や効果等は記述できないが、沿岸域の総合管理を中心とするカリキュラム変更を学科内で議論している。
- ・ アウトリーチ活動を行って、「海洋」に関する周知を図っている。海洋というくりにこだわることなく、外部資金獲得の努力をしている。
- ・ 分野横断的な「総合的海洋教育・研究センター」を2007年に設立した。
- ・ JABEEやGPのプログラムの中で、学生の学力レベルの質保障、学ぶことへの動機づけや意欲の向上に取り組んでいる。JABEEは5年前、GPは昨年度より実施。ただし、目に見える形での成果にはなかなか繋がらない。
- ・ 2008年度より、文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム」の採択事業として、「体験型実習を基盤とする海洋環境教育の実践―海洋立国を担う海洋環境士の育成教育プログラム―」を推進している。海洋学部の各学科が持つ科目を横断的に取得し、所定の科目単位数を修得し最終試験に合格した者に、「海洋環境士」の資格認定を大学独自に行う。また、「地域社会との連携」と「体験型海洋環境教育」を学外者に対しても実施し、海洋に関する総合的な啓蒙教育を行う。2011年度より、学部及び大学院の改組改編を計画中である。学部については、海洋に関する社会科学系学科の新設と、海洋学と地球科学（資源学含む）を融合した学科の再編を予定している。大学院については未定。
- ・ 教員自身および就職支援室を通じて学生の就職支援を行っているが、就職先が少ないのが現状である。
- ・ 2003 大学統合時の学部改組において、学際的な教育内容の充実を図った。2007 大学院重点化および社会情勢に適合した教育システムの充実のため、数年後を目途とした学科改組の検討を進めている。海事科学研究科、海事科学部では、海と人との相互のつながりに関する幅広い領域において、教育研究にたずさわっており、これら内容の体系化と共に社会一般に対する啓蒙が重要な課題であると考えている。
- ・ 非常勤の先生にお願いし、何とか広い分野をカバーしているが、卒業研究のテーマなどでじっくり取り組めないのが、本来は常勤教員をほしい所がある。「海洋」という分野で

の就職先となると極めて限定される。現在のところ有効な改善策はない。

- とくに海洋基本法の趣旨にそって設置されたものではないが、本学学内教育研究施設の一つ「共生科学研究センター」の活動の一環として、臨海部、沿岸域に関する問題についても取り上げられている。
- 研究分野が海産毒であり、ウニと魚に関する加工食品やその毒素の有用性を講義の中で述べ、水産系への就職を推薦している。
- (理) 学内非常勤講師を委託している。(工) 教育の範囲の拡大を目的として、都市環境システム工学専攻、建設システム工学専攻、海洋システム工学専攻に地球資源システム工学専攻を加えて、大学院(工学府)の改組の検討を行っている。また、学外より非常勤講師を招聘し、現有教員が対応できない教育分野に関する特別講義を実施している。(農) 現在、学科および専攻では、水産業に直結する海洋の生物生産の関する講義科目を補完するため、「水産海洋学」「栽培漁業学」を学部学生の、また、「漁・学特論」「生態学汎論」を大学院修士課程の集中講義枠で設け、実施している。これにより、海洋物理、海洋生態系、漁業に関する基礎および応用的知識を学生の身につけさせる。(総) 上記の内、5の「この分野を希望する学生が少なく、学生の獲得が難しい」という問題に対して、様々な入試を行うことにより学生確保に努めている。例えば、一般入試に加え、高等専門学校の専攻科修。
- 現在、低平地研究センターの拡大改組を検討しており、その中に沿岸環境研究分野を新設し、佐賀大学の立地を生かした研究・教育の充実を図るようにしている。また、有明海での環境問題に特化した競争的資金を獲得し、PDの採用や研究を進めているところである。
- HP等でPRを行っている

問7 わが国では2007年に「海洋基本法」が制定され、「沿岸域の総合的管理」や「海洋分野の人材育成」が基本的施策として取り上げられました。これを受けて貴学では、大学全体、または学部(または学科)、または大学院(または専攻)において、教育・研究面で何らかの対応を行いましたか。(回答大学37、回答部数44)

-
- () 1. 対応を行った
 - () 2. 対応を行っていない
 - () 3. そうした動きについて知らなかった
-



問8 問7において「1」と回答された方にお聞きします。その概要を教えてください。

(回答大学 16、回答部数 17)

〈記述式回答の概略〉

15 大学において何らかの対応を行っており、以下のようにまとめてみる事ができる。

まず、海洋に関する新しい専攻やプログラム等が新設されていることが挙げられる。例えば、全学機構である海洋アライアンスの設置を通じた部局横断型の教育研究の推進（東大）や、海洋の環境、資源、海上交通、海洋情報・海洋安全等をカバーし、社会的ニーズに即した政策立案を目指すための「海洋管理政策学専攻」の設置（海洋大）、「総合的海洋教育・研究センター」における大学院副専攻プログラム「統合的海洋学」の開始（横国大）、「体験型実習を基盤とする海洋環境教育の実践－海洋立国を担う海洋環境士の育成教育プログラム」の導入（東海大）、沿岸域管理に関するオムニバス形式の講義の新設（日大）などがその例である。

つぎに、海洋に関する学際的教育を向け、既存する教育システムにおいて何らかの形で工夫していることが挙げられる。例えば、海洋分野の人材育成の裾野を拡大し、より多くの学生が海事・海洋関係に関心を持つことを奨励するため、海事システム工学科、海洋電子機械工学科1、2年学生全員が2ヶ月間の乗船実習を経験できるカリキュラムの改正（海洋大）や、海洋基本法の制定などに関する知識を与えるようにカリキュラムの変更（横国大）、H16年度から開始された黒潮流域圏の地域資源や地域課題の解決を学際的に研究するプロジェクトの継続的实施、及びH21に全国共同利用・共同研究拠点に採択された海洋コア総合研究センター等とともに海洋研究に力を注ぐことを時期計画に盛り込むなどの黒潮流域圏に関する学際的教育・研究の実施（高知大）、専攻の追加など大学院の改組を通じた教育内容の充実化（九州大）、サンゴ礁管理に関する会議やシンポジウムの内容の講義への活用や、サンゴ礁の重要性に科学的根拠を与える内容の書籍出版を通じて統合管理に関する議論への情報提供（琉球大）などがその例である。

ほかに、学部化による学生定員の増加（福井県立大）や、所定の科目単位数を修得し最終試験に合格した者に「海洋環境士」の資格認定（東海大）、大学が取り組む教育・研究の中に「低平地」や「環境」あるいは「有明海」というキーワードを切り口としたセンターやプロジェクトに対してのサポート（佐賀大学）、JICAの「サンゴ礁保全研修会」を担当し、沿岸管理に関する議論を試みる（琉球大）ことなどが見られる。

〈記述式回答全文〉

- ・水産学部はその性格上、従来より海洋基本法の理念・基本的施策を施行しているものである。

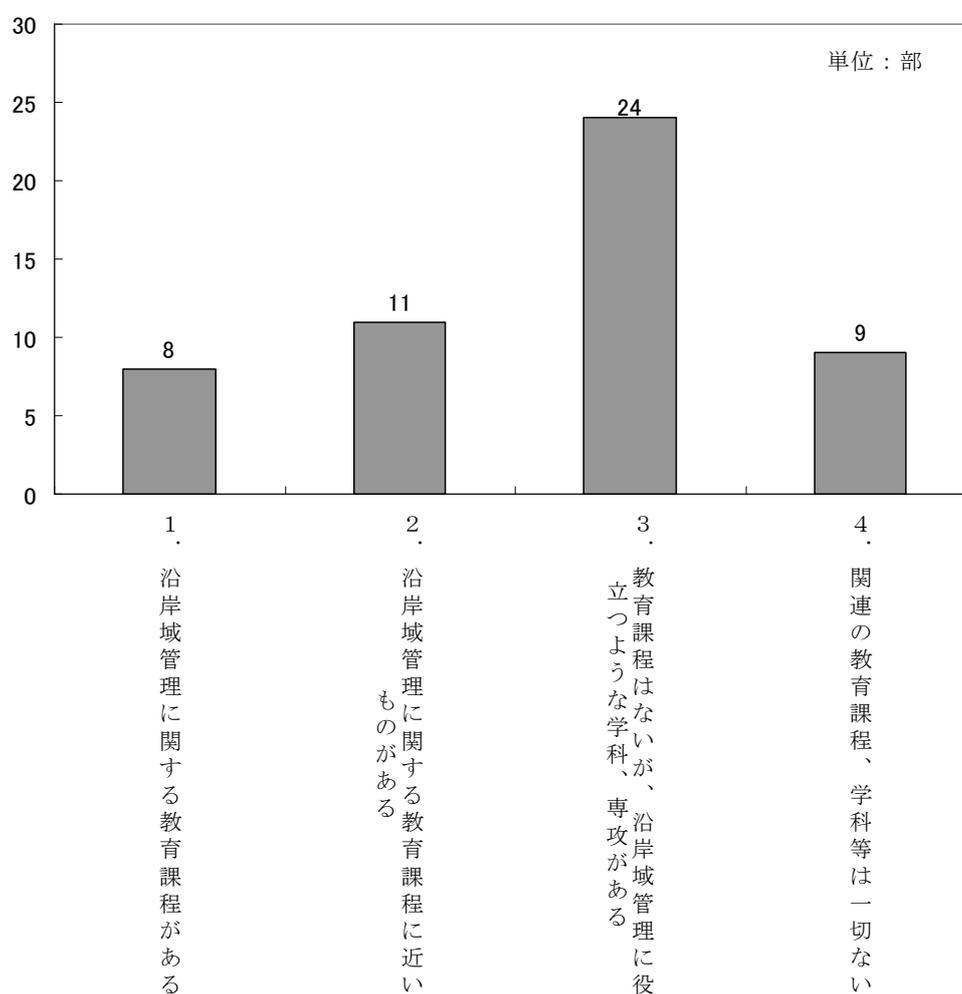
- ・教育では放流による増殖や養殖における問題点として、沿岸で行われる養殖環境保全の必要性や放流による生態系保全の重要性を議論している。
- ・2007年に全学機構である海洋アライアンスを設置し、部局横断型の教育研究を推進することとした。
- ・総合的な沿岸域管理まではカバーしていないが、海洋の環境、海洋の資源、海上交通、海洋情報および海洋の安全等に伴う具体的諸問題を学際的に教育研究し、社会的ニーズに即した政策立案を目指すため「海洋管理政策学専攻」を2008年に新設した。学部教育では海事システム工学科及び海洋電子機械工学科では、海洋分野の人材育成の裾野を拡大するため、また、より多くの学生が海事・海洋関係に関心を持つことを奨励するため、学科学生全員が（独）航海訓練所において、2ヶ月間の乗船実習を経験できるカリキュラムを改正した。また、これまでの大学院教育を改正し、学部の教育・研究からの継続性を重視した海技免状を有する高度海上専門技術者の養成に取り組んでいる。
- ・2009年、海洋基本法制定及びアジア部地域からの要請により、対応をした。授業において、沿岸域管理に関する国内外の取り組みをオムニバス形式で講義。英語を活用した授業形態であり、次年度も継続すべきものと履修生より声があり、初年度としては一応の成果があったものと思われる。対象学生：大学院生、設置：大学院、科目名：海洋建築工学特別講義Ⅲ。
- ・大学2年生に対し、海洋基本法の制定などに関する知識を与えられるよう、カリキュラムを変更した。
- ・「総合的海洋教育・研究センター」において大学院副専攻プログラム「統合的海洋学」を開始。
- ・上記に対する対応であると言えないかもしれないが、本年度より学部化し、学生定員も40名から50名に増やした。
- ・2008年度より、文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム」の採択事業として、「体験型実習を基盤とする海洋環境教育の実践―海洋立国を担う海洋環境士の育成教育プログラム―」を推進している。海洋学部の各学科が持つ科目を横断的に取得し、所定の科目単位数を修得し最終試験に合格した者に、「海洋環境士」の資格認定を大学独自に行う。また、「地域社会との連携」と「体験型海洋環境教育」を学外者に対しても実施し、海洋に関する総合的な啓蒙教育を行う。
- ・学科としてJABEEを受審し、海洋教育プログラムの充実を図った。
- ・2007年に海事科学部では、課程制から学科制に改組し、教育カリキュラムを若干変更したが、海洋基本法制定に直接関係したものではない。回答6の通り、現在検討中の改組において、基本法や基本施策に即した必要な対応を講じることになる見通しである。
- ・平成16年度に独立研究科「黒潮圏海洋科学研究科」を立ち上げ、黒潮流域圏の資源・環

境・健康医科学に関する人材育成および学際的研究を開始している。また、本学における重点的研究課題の一つとして、平成 16 年度から黒潮流域圏の地域資源や地域課題の解決を学際的に研究するプロジェクトを継続実施しており、平成 21 年度に全国共同利用・共同研究拠点に採択された海洋コア総合研究センター等とともに海洋研究に力を注ぐことを次期中期目標・計画に盛り込むなど、黒潮流域圏に関する学際的教育・研究をすでに実施している。

- ・(工) 都市環境システム工学専攻、建設システム工学専攻、海洋システム工学専攻に地球資源システム工学専攻を加えて、大学院(工学府)の改組の検討を行い、海洋関係の教育の充実を目指している。(農)「海洋基本法」の制定以前ではあるが、有明海異変や温暖化に代表される種々の海洋生態系の変化が大きくクローズアップされてきた時期、学部の講義に外部講師の招聘による「水産海洋学」を集中講義枠で設けた。講義内容の中に「沿岸域の総合的管理」「海洋分野における人材育成の必要性」を盛り込んでもらっており、その意味では先取りしているといえる。
- ・大学が取り組む教育・研究の中に「低平地」や「環境」あるいは「有明海」というキーワードを切り口としたセンターやプロジェクトに対してサポートを行った。
- ・大学院生産研究科(水産学専攻)では、2007年の海洋基本法が制定される前年に、海洋の環境と生物資源の回復を目指す研究者養成のために、「海洋環境・資源研究実践教育プログラム」を設置しているが、本プログラムを大学院の教育課程として組み込めな
いか、現在検討中である。
- ・講義で紹介している。
- ・サンゴ礁管理に関する会議やシンポジウムに参加し、その内容を講義に活用している。サンゴ礁の重要性に科学的根拠を与える内容の書籍を出版し、統合管理に関する議論への情報を提供した。これは生物学と経済学の分野の教員の共著であり、本分野に於ける文理融合の議論の出発点とも言える(2009)。インドネシア政府派遣の研修生に対して、「サンゴ礁の沿岸管理」に関するワークショップを提供した(2007)。JICAの「サンゴ礁保全研修会」を担当し、沿岸管理に関する議論を行った(2009)。

問9 貴学の沿岸域管理に関する教育課程の状況について教えてください。(回答大学 37、回答部数 44)

-
- () 1. 沿岸域管理に関する教育課程がある
 - () 2. 沿岸域管理に関する教育課程に近いものがある
 - () 3. 教育課程はないが、沿岸域管理に役立つような学科、専攻がある
 - () 4. 関連の教育課程、学科等は一切ない
-



問 10 問 9 において「1」、「2」、「3」と回答された方にお聞きします。その概要について教えてください。(回答大学 30、回答部数 35)

〈1. 沿岸域管理に関する教育課程として〉

北大：河海工学、沿岸環境工学、環境フィールド学演習、海洋生物科学科・海洋資源科学科・増殖生命科学科・資源機能科学科の 4 学科、海洋生物資源科学専攻・海洋応用生命科学専攻の 2 専攻におけるほとんどの科目。

東北大：水産増殖学、水産植物生態学、沿岸生物学

茨城大：海岸工学、沿岸環境形成工学特論

海洋大：海の科学、海洋開発工学、航海環境論、航海気象学Ⅰ・Ⅱ、海事情報計測、安全管理学、国際海洋管理政策論、海洋管理政策実務実習、海洋政策概論、海洋利用管理概論、沿岸域利用政策論、沿岸域保全論、沿岸観測実習、海洋観測実習

新潟大：海岸工学、海岸環境工学特論

福井県立大：水域環境学、資源管理論、水産資源学、山川里海関連学、水域環境保全学

三重大：海洋環境学、流域保全学、水圏環境生物学、流域環境管理学、海洋個体群解析学、水圏環境生物学、水圏生物生産学演習、水圏多様性生物学概論、藻類生理生態学、海洋個体群動態学、養殖管理学、海洋生物調査航海実習

近大：水産海洋学、水産資源学、生態系科学基礎、海洋生態系科学、水質学、水族環境学、海洋環境修復学、漁業管理論、水産法制度論、陸水学

〈2. 沿岸域管理に関する教育課程に近いものとして〉

北大：沿岸波動力学特論、沿岸環境工学特論、卒論・修論（沿岸海洋工学研究室）

筑波大：海洋生物工学、海洋システム環境工学

茨城大：河川水循環工学、水理学Ⅰ・Ⅱ

東大：河川－海岸計画概論、海岸工学、沿岸環境計画、沿岸環境動態論、海岸水理学 E、海岸漂砂論 E、沿岸環境基盤学、沿岸環境学、沿岸環境基盤学演習、沿岸環境解析演習、沿岸域管理法制度論等

横国大：海洋空間のシステムデザインコース、総合的海洋学、総合的海洋管理学Ⅰ・Ⅱ

三重大：水産概論、水族生理学、魚類増殖学、内湾の環境を考える、生物海洋学Ⅰ・Ⅱ、水族増殖生態学、水圏生産学、水圏多様性生物学概論、海洋生態学Ⅰ・Ⅱ、水族繁殖学、浅海増殖学

広島大：海洋物質循環制御論本編、水圏生態環境学応用編、海洋生態系数値解析学応用編、海洋生態系評価論、植物連鎖機構論、海洋微生物動態論、藻場・干潟環境保全学、水圏ウイルス学、水域物質循環論、海洋環境学

山口大：海洋資源化学特論

九州大：海岸海洋工学、ウォーターフロント工学

佐賀大：干潟生態環境学

〈3. 教育課程はないが、沿岸域管理に役立つような学科、専攻として〉（学科、専攻名が明記されていない場合は、科目のみ表記）

山形大：生物学科、地球環境学科、地球環境学専攻

筑波大：地球学類

茨城大：輸送施設工学、地球環境工学、国土空間情報特論

日大：地球システム科学科、土木工学科、海洋建築工学科、海洋生物資源科学科、獣医学科、土木工学専攻、海洋建築工学専攻、

新潟大：生物学科、自然環境科学科

東海大：海洋文明学科

名古屋大：社会環境工学科、社会基盤工学専攻、地球環境科学専攻

阪大：地球総合工学科

大阪府立大：海洋宇宙航空系専攻

神戸大：海事技術マネジメント学科、海洋ロジスティクス学科、海事科学専攻

奈良女子大：生物科学科、人文社会学科

徳島大：建設工学科

高知大：農学科、黒潮圏総合科学専攻

九州大：生物科学専攻、農学科、資源生物科学専攻

佐賀大：都市工学科

長崎大：環境科学コース、水産学専攻

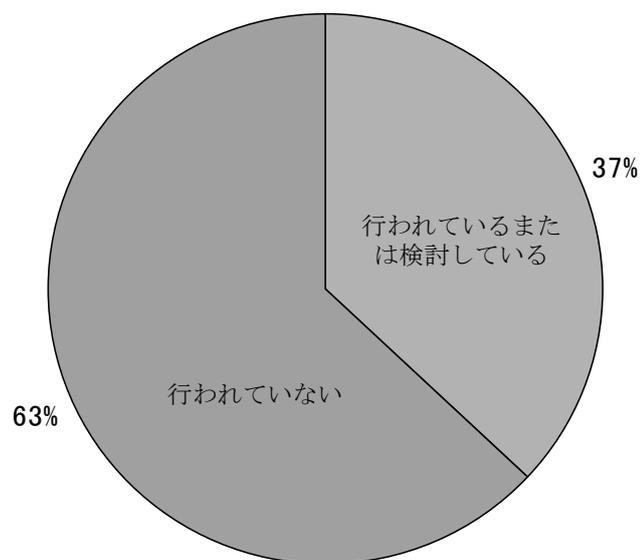
長崎総合科学大：海洋資源・エネルギー

大分大：大気海洋科学Ⅰ・Ⅱ、気象・海洋学特論、海洋開発・環境政策、海流とその研究

琉球大：物質地球科学科地学系、海洋自然科学科生物系、環境建設科学科、海洋自然科学専攻

問 11 貴学では、問 10 の教育課程をはじめとする現在の沿岸域管理教育において、学際
的取組みが行われていますか？（回答大学 39、回答部数 46）

-
- () 1. 行われている、または検討している
() 2. 行われていない
-



問 12 問 11 で「1」と回答された方にお聞きします。その概要について教えてください。

(回答大学 15、回答部数 17)

〈記述式回答の概略〉

14 大学において学際的取組みを行っており、以下のようにまとめてみる事ができる。

まず、新しい組織や機関・プログラムなどの導入を通じた学際的取組が挙げられる。例えば、全学的組織である地球変動適応科学研究機関（通称：ICAS）を設立し、機構変動に伴うアジア太平洋地域への影響（沿岸域を含む）と適応策の研究及び教育体制の整備（茨城大）や、横断型教育プログラムである「海洋学際教育プログラム」の導入（東大）、「海洋管理政策学専攻」の設置（海洋大）、全学的な学際的取組の中核となる「総合的海洋学教育・研究センター」の設立（横国大）などがその例である。

つぎに、新しい科目の追加や他の学科との連携等による学際的取組が挙げられる。例えば、環境科学の分野との国際共同による学際的研究（東北大）や、学部や大学院に「海洋関連法規」、「都市地域計画」、「国土計画」等の科目や沿岸域管理に関する科目を設置する取組み（日大）、大学院改組を通じて一元化された「総合人間自然科学研究科」の黒潮圏総合科学専攻において、黒潮の影響を受けるマレーシア・インドネシア・フィリピン・台湾・日本等を「黒潮圏 S 状帯」と称し、同地域における学際的取組が実施されていること（高知大）、他分野の教員と共同で卒業研究を指導することや他分野の講義を受講させること（琉球大）などの取組みがその例である。

第 3 に、研究センターや研究プロジェクト等との連携を通じた学際的取組みが挙げられる。例えば、特別教育研究経費として伊勢湾の再生を目指し、内湾管理と保全・再生のための行政施策に対し科学的かつ具体的な提案を行うための「伊勢湾再生研究プロジェクト」と連携し、その成果を教育課程へ取り入れること（三重大）や、自然科学系先端融合研究環・内海域環境教育研究センターと連携して、内海域（閉鎖性海域）に特化した環境や機能メカニズム、生体に関する教育研究を行う（神戸大）こと、全学的に取り組む有明海総合研究プロジェクトを通じて、有明海異変の原因解明と再生のための学術研究を実施するとともに、地域社会・文化を背景とした「有明海学」を構築し、将来的には有明海の環境保全と沿岸域の持続的発展を可能にするための教育・研究（佐賀大）などがその例である。

ほかに、水産に関する学際的取組み（北大）や、教員の主担当専攻・副担当制度を通じた学際的取組（海洋大）、学外特別研修、卒業研究などで関連する研究機関への学生の派遣（日大）などが見られる。

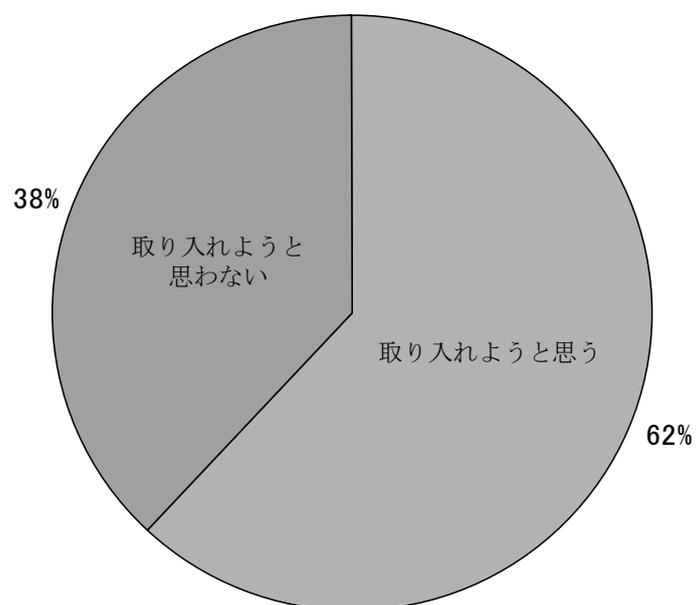
〈記述式回答全文〉

- ・水産学部・大学院水産科学院：水産科学が元々学際的・横断的である（例：物理学から経済学・法学まで）。また、学部共通科目、専攻横断科目として学際的取り組みを推進している。
- ・環境科学の分野との国際共同によって、学際的な研究を行っている。
- ・地球環境学科、地球環境学専攻において、海洋ドリリング計画に関与している。
- ・全学的組織である地球変動適応科学研究機関（通称：ICAS）を設立して、気候変動に伴うアジア太平洋地域への影響（沿岸域を含む）と適応策の研究及び教育体制を整えている。
- ・2009年から開始した研究科等横断型教育プログラムである「海洋学際教育プログラム」において実施している。
- ・学際的教育研究に対応するために、教員の主担当専攻・副担当制度を作っている。また学生が他専攻の単位を10単位まで修了単位に入れられるよう配慮している。沿岸の環境、経済、資源という多面的な考えを教える予定となっている。
- ・海洋建築工学科設置の1970年代より、同学科を理工学部を設置したことをきっかけに、学部・大学院に「海洋関連法規」、「都市地域計画」、「国土計画」などの科目を設置した。また、大学院には沿岸域管理に関する科目を設置した。直接的な効果は不明だが、海と陸を一体的にとらえた都市・地域づくりに関する専門知識は養われたと思われる。
- ・学外特別研修、卒業研究等で関連する研究機関に学生を派遣している。例えば、水族館、水産試験場等。
- ・物理（力学）をベースとする教育課程に、生物学、生態学の知見を取り入れた研究を実施するほか、講義内容にも反映させている。
- ・「総合的海洋学教育・研究センター」が全学的な学際的取り組みの中核となっている。
- ・平成19～21年、伊勢湾再生研究プロジェクト：特別教育研究経費として、伊勢湾の再生を目指し、内湾管理と保全・再生のための行政施策に対し、科学的かつ具体的な提案を行う。この成果を生かした教育課程への取り入れを考えている。
- ・生命環境科学部と連携した環境教育（海洋分野を含む）。
- ・自然科学系先端融合研究環・内海域環境教育研究センターと連携して、内海域（閉鎖性海域）に特化した環境や機能メカニズム、生体に関する教育研究を行っている。
- ・平成16年度に独立研究科として新設された博士課程の大学院「黒潮圏海洋科学研究科」の発足が契機となり、日本を含めた黒潮流域圏諸国の沿岸海洋の秩序と環境の保全、資源の持続的有効利用などに関する研究が学際的に実施されている。平成20年度からは大学院が改組され、一元化された「総合人間自然科学研究科」の黒潮圏総合科学専攻において、黒潮の影響を受けるマレーシア・インドネシア・フィリピン・台湾・日本等を“黒潮圏S状帯”と称し、同地域における学際的教育及び研究が継続して実施されている。
- ・（総）「亜熱帯化する我が国の防災と環境」と言う教育・研究の取り組みを行っている。

- ・有明海異変を契機に、本大学では全学的に取り組む有明海総合研究が2004年度よりスタートした。本プロジェクトでは、有明海異変の原因解明と再生のための学術研究を実施するとともに、地域社会・文化を背景とした「有明海学」を構築し、将来的には有明海の環境保全と沿岸域の持続的発展を可能にするための教育・研究を行う。
- ・生物学分野で沿岸域の重要性、管理の必要性に関するテーマに興味を持っている学生について、環境経済学の分野の教員と共同で卒業研究を指導した経験がある。生物学分野の学生でサンゴ礁やマングローブ生態系の管理について関心をもっている学生に、他分野の講義を受講させるなどの工夫をした経験がある。

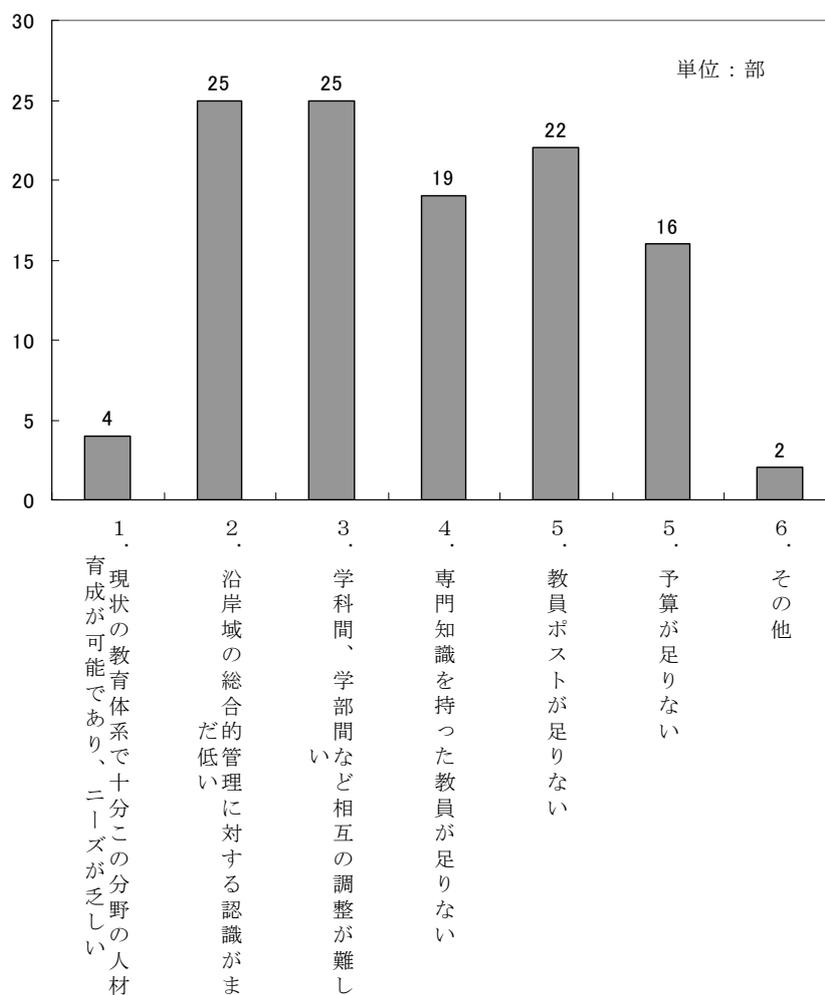
問 13 これから沿岸域の総合的管理に関する学際的教育課程を積極的に取り入れようと思
いますか。(回答大学 35、回答部数 42)

-
- () 1. 取り入れようと思う
() 2. 特に取り入れようと思わない
-



問 14 沿岸域の総合的管理に関する学際的教育課程を取り入れようとする際、こういったところが難しいと思いますか。(回答大学 32、回答部数 37)

- () 1. 現状の教育体系で充分この分野の人材育成が可能であり、ニーズが乏しい
 () 2. 沿岸域の総合的管理に対する認識がまだ低い
 () 3. 学科間、学部間など相互の調整が難しい
 () 4. 専門知識を持った教員が足りない
 () 5. 教員ポストが足りない
 () 6. 予算が足りない
 () 7. その他 ()



その他：①法人化されてから新しいことに取り組む人材的余裕もない。

②数多くの種々の専門知識を持った教員が集まり、1つの組織において有機的に連携し合うシステムが必要である。それを実現することが困難と思われる。

問 15 沿岸域の総合的管理に関する学際的教育について、ご意見を聞かせてください。

(回答大学 23、回答部数 28)

〈記述式回答の概略〉

コメントの多くが沿岸域の総合的管理に関する学際的教育、及び従来の分野枠・科目枠にとらわれないカリキュラムの創成の必要性・重要性について認識するとともに、総合的沿岸域管理の定義の曖昧さ、沿岸域の総合的管理に関する社会的認識の低さ、現存する教育システムにおける連携・調整の難しさ、自然科学に偏ったカリキュラム、文理融合における限界、これに関するプログラムの不足などの問題について指摘している。しかし、そういった状況の中でも、少しでも現状を変えようと何らかの取組みを行っているのがほとんどである。

〈記述式回答全文〉

- ・水産科学における教育の一つとして必要と考えている
- ・地球科学系の技術士教育につながるような教育プログラムとして位置づけられるようなスタンス(国の資格など)が必要と考える。(とくに地球環境学科・地球環境学専攻では)
- ・海洋及びそれに類する名前のついた学科、専攻以外の自然科学系の学科および専攻では、沿岸域の総合管理に関する学際的教育を実施するために必要な教育をこれまで受けてきていない学生を相手にすることがほとんどであり、沿岸域に特化するような授業・セミナーをいきなり開始することはほとんど不可能である。また、沿岸域を含め海洋に関する研究を実施している教員の所属学科、研究科も多岐にわたる場合が多く、学際的科目、セミナーを立ち上げる場合の調整が非常に困難な状況にある。沿岸域の総合的管理は、海洋国の日本としては食料供給、レジャー、リクリエーションまで含め最も重要な課題であり、中学校・高校からの一貫した教育体制の確立が望まれるべきであるが、中学・高校で海洋を扱う時間は限りなく短く、現状で沿岸域の総合管理、といった学際的教育が大学だけの努力で確立できるとは考えられない。
- ・ICAS(Institute for global Change Adaptation Science) システム(『地球温暖化・気候変動問題』への適応策を研究)の導入。大学院サステイナビリティ学教育プログラムの一環として、下記の事業が環境省平成 20 年度「環境人材育成のための大学教育プログラム開発事業」へ採択。採択事業名:「アジアのサステイナビリティを担う環境人材育成のための大学院教育プログラムー俯瞰力と人と環境を結ぶ実践力を備えた地域リーダーの育成」
- ・海洋ガバナンスを実践することが肝要であるがそのためのキャリアパス形成が不十分である。大学はそのための教育プログラムを確立するとともに、キャリアが生かせる就職先を開拓していく必要がある。
- ・沿岸域の総合的管理のためには、陸上海上交通およびその政策、生物、水産、環境、文

化、土木などのように非常に広範囲の研究分野の連携が必要であり、従って各分野にまたがった学際的な教育・研究が関係諸機関でなさなければならない。しかしながら、この広範囲の教育研究分野のために、どの視点に立った連携が必要なのか、非常に多くの見解があり、ややもすると教育研究の焦点が定まらないことが多い。そのため、我が国にとって緊急度もしくは教育の必要度の高い沿岸域の総合的な管理問題は何なのか、その解決にはどの教育研究分野が関与し、また中心となる分野は何と何であるかを判断することが必要である。これをどの機関がどのように行っていくのか、また国内のコンセンサスが得られていない。上記のように非常に広い教育研究分野の学際的な連携が必要なために、一つの学科もしくは専攻ではもちろん、一つの学部もしくは研究科で、その教育を担当することは無理がある。したがって、大学・研究機関間のコンソーシアム創設などが必要であろう。学生の就職先を考えると、そのような教育を受けた学生の就職先がほとんどなく、現在の経済状況を考えると、この分野の専門家を育てるには不安がある。学部教育については、幅広い基礎と応用の知識が必要となれば文理融合が理想である。しかし、文理の両分野ができる学生は少なく、入学試験やその後の教育などに課題を残す。実際、統合前の旧東京水産大学の資源管理学科の時には、この問題に悩まされた。また、学生からは資源管理学のイメージがわからないと言われたことを考えると、沿岸域管理も同様と思われる、目的意識の低い学生が大学ランクで入学してくる可能性もである。大学院教育については、幅広い基礎と応用の知識が必要とされる一方で、大学院研究科は専門的教育課程である。沿岸域管理を考える研究者の多くは、沿岸域管理のコースの修了者ではなく、別の研究科で得た専門的知識を武器にして問題に取り組んでいる。この実態を考えれば、学際的にできる範囲は博士前期課程くらいまでではないかと考えている。河川沿岸域における船舶を利用した災害時医療支援システムの開発を日本透析医会と共同研究を行い、教育に反映している。また、異分野の交流が必要である。

- ・工学部として対象となりうる学科は土木工学科であるが、海洋関係の科目は「海岸・港湾工学」の一科目であり、本アンケートはすべてが対応していない。
- ・沿岸域なる用語は三全総において明確に定義づけられたと思われるが、「総合的管理」の「総合」とは何を指すのかがあいまいな現状にあり、このままでは関係者間、あるいは専門的見地の異なる者どうしのコンセンサスが得にくく、このままだと社会的合意形成も困難と考える。「総合的管理」の「管理範囲」が明確に定まっていないため、学問の体系付けが極めて難しい現状にある。学問の範囲として陸（市街地）よりのウォーターフロントから、領海付近の洋上までが対象となると、気象・海象・地理的特性・適用法規などが異なってくるため、教育科目の特定が大変難しいと考える。政府の積極的関与が見られない（特に予算規模、プレス発表頻度、既存の海洋関連法規と都市関連法規との整理・統合等が希薄）ため、「沿岸域の総合管理」に対する社会的ニーズが見えていない。このことからどこまで当該事項を教育科目として推進すべきか、その判断に迷う一面があるのも事実である。経済に直結する排他的経済水域問題や海底鉱物資源の議論に偏重

しすぎていないだろうか。

- 教育を受けた学生がその教育に則したニーズが少ない、社会の受け皿不足。学科のカリキュラムの中で沿岸域総合的管理に関連する科目が不足している、しめる割合が小さい。
- このような内容の学部、学科を持たない本学では、現在の授業の体系との整合性や学生のほうからのニーズがないことから専門的な実施は考えられないと思う。ただ、海に係した研究教育をしているものとしては、このような内容を大学の教養教育の中に取り入れる必要性を感じる。
- 大学間の相互協力による教育研究体制をつくり、沿岸管理に関する行政組織（国交省、海上保安庁、環境省、地方自治体等）の支援を得る。
- 本当の意味で「学際的」と呼べる取り組みを行うには、カリキュラムに大鉦をふる必要があると感じている。物理ベースの教育プログラムが、例えば生物の知見を取り入れる動きはそれなりにあるが、この逆はほとんどないと言える。また、理学系から文科系への歩み寄りはある一方でその逆は皆無とってよかろう。従来の分野枠、科目枠にとられないカリキュラムの創成が望まれる。
- 大学教員の研究分野は、要素還元的に細分化される必然性があるが、一方、学生教育には、分野的規律には分野横断的学際性が求められる。学問的規律をたたき込むのには、前者のアプローチが値するが、後者との適切なバランスが難しい。
- 現在の大学教員は研究費の外部資金獲得のための努力や学内外での各種評価に対応するための事務的業務に忙殺されるような状態が続いている。沿岸域の総合的管理に関する学際的教育は極めて重要であり、そのような視点を問 10 の授業の中に取り入れていこうと考えているが、上記のような理由もあり、具体的にはなかなか現状を改善することはできない。
- 沿岸域の総合的管理に関する学際的教育の必要性は、十分理解できるしその必要性も認識している。しかしながら、大学教育の中でこの課題に取組み人材を育成して行くためには、現状の教育課程を根本的に変えて行くことが必要であると考えている。これまで、本学における海洋教育課程では、工学、理学、水産生物学、商船学、人文科学を柱とした縦割りの教育課程が中心であった。本学では、2008 年度より海洋環境の総合的評価ができる人材育成を目的に「海洋環境士」資格認定制度をスタートさせたが、この資格認定制度においても、どうしても理工学系の内容が主であり、社会科学的視野の必要性を認識しつつも、この分野の教員がいなかったため学際的な取り組みとなっていないのが現状である。本学は、元々広い学問分野の学科が設置されており、これらの学科の科目を横断的に履修することは可能であり推奨もされてきているが、現実には学生の学際的履修は、教員の認識の問題、学生の意欲等の問題で活発には行われていないことは残念である。現在、本学の海洋文明学科に 2 名、水産学科に 1 名、沿岸域の総合的管理に関する教育が可能な教員が在職しており、学内においてこの種の課題に対する取組みを教員相互の連携で実施し、その結果を踏まえて将来的には、教育課程の設立を図る動きが

ある。2011年度の学部改組改編に伴って、これらの動きも加速するものと考えている。いずれにせよ、「海洋基本法」「海洋基本計画」の中で、「海洋教育」「人材育成」等の施策の推進が謳われているが、現状では、この分野の動きが活発化していないし、具体的な事業が提案されているようには見えないのが非常に残念である。日本の将来を左右するであろう重要な課題であることは明白であるにもかかわらず、どうしても「資源エネルギー開発」分野など経済的施策が先行しているように見える。この経済的施策分野でも人材の確保が困難な現状を見れば、国は積極的に「海洋基本法」「海洋基本計画」の総合的な実質化を推進することを強く希望するものである。

- ・伊勢湾に面した大学として、内湾・沿岸の総合的管理についての教育課程を系統的に組織化するには、予算面、教員ポストおよび組織化の不足が目立つ。この方面のカリキュラムを構成するには、単に水産もしくは海洋関係のみならず、社会科学的側面および地域との連携が必要となる。とくに、学際的なカリキュラムの構成には、地域の有識者、NPO、地方自治体等の連携が必要とされるが、現在の大学カリキュラム構成上からは極めて困難である。
- ・まず、行政が、縦割りを改めて、新しい組織を作り、沿岸域の総合的管理に関する人材育成と予算措置をとるべきである。大学教育は、現在の縦割り行政の影響を大きく受けている。まず沿岸域の総合的管理に関するビジョンを示し、それを具体化する組織を考え、またそれに沿った教育をどのように行うか、議論を経て、示すべきである。特に、沿岸域の管理については、既得権益がはびこり、どのように、それを打破し、新しいビジョンが実現化できるかが問題である。
- ・「沿岸域」ならびに「総合的管理」の定義あるいは言葉から捉えられるニュアンスが個人によって大きく異なるなど、「沿岸域の総合的管理」に関する教育内容や研究課題の対象範囲が広範に及ぶ。例えば、外洋に対する沿岸域における資源活用に関する課題、あるいは内海における水面活用や環境保全再生に関する課題などが考えられる。加えて、これらの課題に取り組む教育研究者は少ない現状にあり、各機関に於いて断片的に取り組まれている実状にあると考える。「沿岸域の総合的管理」を国家プロジェクトとして促進することが重要であるが、特定の機関などで集中的に拡充を図るのではなく、多様な課題や地域性に基づく課題に取り組める教育研究環境を整えることが望まれる。その上で、「沿岸域の総合的管理」のキーワードに対し共通認識を持ち、関係する教育研究組織を横断的につなぎ連携を図るシステム作りが必要となる。
- ・海洋立国を目指す日本としては極めて重要な取組になる。しかし、残念ながら社会の認知度が低く、強いニーズがあるとは言えないのが現状である。おそらく、小学校、中学校、高等学校の教育課程に海洋や水産といった分野に関する情報が非常に少ないことも大きな要因ではないだろうか。子供達への教育というものが強化されれば、大学教育における「沿岸域の総合的管理」の学術的教育といったものも必然的に注目度が上がり、大きく動き出すのではないかと考える。(農学部水産学科・学科長 江口充)

- ・人文系教員回答：沿岸域の総合的管理は重要な課題である。とくに、日本においては海岸延長が長く、また今日の世界的な課題でもあるため、日本において世界的に貢献できる可能性のある分野である。ただ、沿岸域の管理の問題は、自然科学分野がリードしてきたが、人文・社会科学分野にあってはマイナーな存在として位置づけられてきた。しかし、沿岸域の管理はつまるところ社会の問題であり、総合的管理に向けては社会的側面への視野の拡大と自然科学との学際性が著しく要求される分野である。自然科学系教員回答：本学では、生物学の中で海洋生物を扱っている教育内容が一部沿岸域の総合的管理に寄与しう程度でしかない。海洋科学という枠組みの中でなら、十分教育する価値があると思うが、生物学の体系の中では教育内容に組み入れにくい。
- ・その必要性は大いに認めるので、今後、徐々にカリキュラムの充実に努める。
- ・日本一東南アジア、中国、韓国との拠点大学を結び、互いの学生が交流し、共通のコースカリキュラムを取得することによって、環太平洋共通の認識を確立できる教育体制を創り上げる。
- ・沿岸域の海洋秩序と環境を総合的に管理し、その資源を持続的に有効利用する事は極めて重要であり、高知大学でも、特に黒潮流域圏に焦点を絞って、その考え方に基づいた学際的教育研究を目指している。すでに第1期中期目標・計画期間において実施し、次期中期目標期間においても、本学の最重要課題の一つと位置づけ、取り組もうとしている。そのために、社会科学・自然科学・医科学等の異分野融合を図り、学際的な教育・研究を実施しているところであるが、実際に開始してみると、ややもすれば従来の狭い範囲の思考しかできない教員・職員・学生の意識改革から開始する必要があるなど、様々な問題点も浮かび上がってきた。高知大学では、これらの問題点を少しずつ改善・改革していきながら、今後も継続してこのような教育・研究を実施していきたい。
- ・(理) 海洋の観測研究・教育を行う際には必要な教育分野であるが、その認知度は低い。大学内での共通科目として集中形式で開講するとそれなりの需要と効果があると思う。
(工) 学際的に取り組むための土台となるものがないため、個別分野の研究者間のネットワークが出来ていない。例えば、総合的管理に関する競争的研究資金はほとんど存在していないのではないのでしょうか。また、総合的管理はどうしても行政的な色彩が強いので、大学の教員が行政的な知識を持っている必要があり、その様な人材の確保が難しいと思われます。(農) 上述したように学部および専攻におけるいくつかの講義のなかで、海洋構造、海洋環境、海洋生物、環境応答、資源培養、資源管理などのキーワードのもとに、それぞれ「沿岸域の総合的管理」に関する内容を教授している。しかし、現行の体制では、海洋基本法の趣旨に則った、あるいは反映する講義は行われておらず、また、「沿岸域の総合的管理」を遂行する上で必須である行政機関、民間企業、漁業者、住民などの声や意思を取り入れた講義は行われていない。現在の大学の行動目標として、社会連携、国際連携が強く掲げられているが、本学部としても、各々の専門領域にとどま

らず、総合水産科学として「沿岸域の総合的管理」に関する学際的教育に取り組むことは、新海洋時代における総合的視野をもった人材育成のみならず、教員の意識改革、視野の拡大にも大きく貢献する。一方で、大学の運営費交付金や教員数の削減に伴う教育サービスの低下が危惧されている現状において、新たな学際的教育体制を構築することは大きな困難を伴うことが予想される。「沿岸域の総合的管理」という総合科学教育を実施するには、複数の大学が連携した共通の教育プログラムや支援体制の構築が必要で、例えば、現在文科省が実施している「大学院現代 GP」などの利用が考えられるかもしれない。(総)沿岸域の総合的管理を専門とした技術者を育成するには、例えば林学、河川工学、治水・利水学、農学、地下水学、水工学、海岸工学、沿岸海域環境学、防災学など幅広い知識を修得させると共に、環境学・防災学・社会学を総合的に修得した経験豊かな教員が教育指導に当たる必要がある。これは1人の教員によってきるはずもなく、様々なバックグラウンドを持った多くの教員が有機的に連携し合い、人材育成に当たるべきと考える。また、そのような教育の下で輩出された人材を必要とする社会システムを同時に構築すべきである。

- ・海洋エネルギーに関する教育についても、積極的に取り組むべきである。海洋の保護と同時に利用も行われているが、相互の影響についての学問も体系的なものがほしい。海洋エネルギーは利用だけではなく、保護も同時に進めていく必要があるので、その点についての学問がないため、教育が難しい。
- ・本課題の取り組みには、総合的な視野に立った組織作りが必要であり、一地方の総合大学として取り組むには、人材確保が欠かせない。また、プロジェクト形式での研究は、次元が足かせとなり、深化した研究も成せず、学科や学部間をまたがる新しいセンターなどの構築が必要と思われる。一方で、これらの課題に興味を抱く学生の確保が難しい点もある。
- ・沿岸域環境には、流域を含めた幅広い総合的視野が必要であるため、大学院レベルでの沿岸総合管理に関する教育・研究システムを構築する必要がある。また、近年、「環境」への関心事が市民や学生に高い。さまざまな研究分野で捉えた沿岸域の環境や総合管理の研究成果をシンポジウム等で発表、公開し、沿岸域～流域圏に関する教育、啓発が望まれる。
- ・水産学は、学問領域が広く、沿岸域の総合的管理に対する認識が低いのが現状である。また海洋関連の分野を希望する学生も少ない。従って、認識を高めるためにも、沿岸域の総合的管理に関する学際的教育課程を修了した人材の道路（就職先）等に関する情報を提供していただきたい。

3-3 まとめ

3-3-1 アンケート結果の要約

本研究の課題は、大学における沿岸域の総合的管理に関する教育・研究の実体を、アンケート調査を通じて明らかにし、わが国の大学における沿岸域の総合的管理に関する新たな教育システムの構築を図るための、基礎的知見を得ることであった。

具体的には、海洋全般に関わる教育の現状と、沿岸域管理に関わる教育の現状、の二つの側面からアプローチした。前者（問1～問6）には海洋に関連する学科・専攻及びその自然科学系・人文社会科学系・文理融合系別割合、海洋に関する学部・大学院における学生数及び卒業生進路状況、海洋に関する教育の問題点や改善策の有無等への解明が含まれ、後者（問7～問15）には海洋基本法への認識及びそれを受けての対応策の有無、沿岸域管理に関する教育課程の有無、沿岸域管理教育における学際的取組の有無、学際的教育課程の導入における課題などへの考察が課題となった。それは、大学における沿岸域管理教育の全体像を把握しようとの意図に基づくものであった。

本節では、各設問で得られた結果を要約してから、大学における沿岸域管理の学際的教育システムの導入のあり方について考察し、本章を結ぶことにする。

問1では、各大学における海洋に関する学科及び専攻の状況について質問し、35大学からの回答を得た。その結果、2009年現在、学部における海洋に関する学科は110学科があり、うち自然科学系が93学科、人文・社会科学系が10学科、文理融合系が7学科となっており、大学院における海洋に関する専攻は99専攻で、うち自然科学系が81専攻、人文・社会科学系が5専攻、文理融合系が13専攻と、計99専攻となっている。割合別で見ると、学部では自然科学系が85%、人文・社会科学系が9%、文理融合系が6%で、大学院では自然科学系が82%、人文・社会科学系が5%、文理融合系が13%となっている。各大学の詳細についての紹介は省略するが、自然科学系の学科や専攻が8割以上の大半を占めていることが分かった。なお、ここでは一つの授業科目でも海洋に関するものがあれば、海洋に関する学科または専攻としていることをご了承いただきたい。

問2は、海洋に関する学部及び大学院における学生数について把握しようとするもので、17大学からの回答を得た。その結果、2009年現在、海洋に関する学部における学生数は10,372人、うち自然科学系が9,357人、人文・社会科学系が408人、文理融合系が607人であり、海洋に関する大学院における学生数は13,356人、うち自然科学系が2,696人、人文・社会科学系が0人、文理融合系が288人となっている。また、割合別でみると学部においては自然科学系が90%、人文・社会科学系が4%、文理融合系が6%で、大学院においては自然科学系が90%、文理融合系が10%となっている。なお、ここで海洋に関する学部・大学院の学生数とは、海洋に関する各学科・各専攻の学生数の合計を指し、授業科目数のうち半分以上が海洋に関連する場合のみを、海洋に関する学科・専攻としていることをご了承いただきたい。

問 3 は、海洋に関する学部、大学院における卒業生の進路状況について把握しようとするもので、17 大学からの回答があった。その結果、2008 年度現在、海洋に関する学部の卒業生は 2,542 人、うち就職数 1,411 人、進学 883 人、その他 248 人となっており、就職のうち海洋関連が 642 人である。海洋に関する博士前期課程の卒業生は 950 人、うち就職 784 人、進学 93 人となっており、就職のうち海洋関連が 195 人である。海洋に関する博士後期課程の卒業生は 216 人、うち就職 140 人、その他 76 人となっており、就職のうち海洋関連が 63 人である。また、割合別では学部、博士前期課程、博士後期課程の就職率がそれぞれ 55%、82%、65%となっており、うち海洋関連就職が 45%、25%、45%となっていることが分かった。なお、ここで海洋に関する学部・大学院の卒業生数とは、海洋に関する各学科・各専攻の卒業生数の合計を指し、授業科目数のうち半分以上が海洋に関連する場合のみを、海洋に関する学科・専攻としていることをご了承いただきたい。問 2 ではまた、海洋関連就職の詳細についても把握しようとしたが、よい回答率が得られなかった。

問 4 では、各大学における海洋に関する教育の問題点について質問し、30 大学から 37 部の回答があった。その結果、「教員のポストが足りない」との回答が 20 部で最も多く、それに次いで多いのが「この分野の教育プログラムが充実していない」の 17 部と、「社会的ニーズが低く、学生の就職が難しい」の 14 部である。他に、「この分野を希望する学生が少なく、学生の獲得が難しい」との回答が 12 部、「教育の範囲が特定分野に偏っている」及び「教えられる能力を持った教員の確保が難しい」との回答が 10 部ずつ、「財政上の制約が厳しい」が 9 部などとなっている。

問 5 は、問 4 で挙げられた問題点についての改善策の有無について調べ、38 大学から 45 部の回答があった。その結果、「講じているまたは検討している」の回答が 4 割、「特に講じていない」の回答が 6 割であることが分かった。

問 6 は、問 5 において「講じているまたは検討している」と回答した大学に、その詳細について調べるものであり、17 大学から 18 部の回答が得られた。その概要については、第 2 節で述べた通りである。

問 7 では、「海洋基本法」の制定、及び「沿岸域の総合的管理」と「海洋分野の人材育成」が基本的施策として取り上げられたことについての各大学の認識度や、それを受けての対応策の有無について調べ、37 大学から 44 部の回答があった。その結果、「対応を行った」との回答が 39%、「対応を行っていない」と「知らなかった」の合計が 61%であることが分かった。

問 8 は、問 7 で「対応を行った」と答えた大学に、その詳細について把握するものであり、16 大学から 17 部の回答が得られた。その概要については、第 2 節で述べた通りである。

問 9 では、各大学における沿岸域管理に関する教育課程の状況について調べており、37 大学から 44 部の回答があった。その結果、「教育課程はないが、沿岸域管理に役立つような学科、専攻がある」との回答が 24 部と最も多く、それに次いで「沿岸域管理に関する教

育課程に近いものがある」との回答が 11 部、「関連の教育課程、学科は一切ない」が 9 部となっており、「沿岸域管理に関する教育課程がある」が 8 部と最下位であることが分かった。

問 10 は、問 9 で「沿岸域管理に関する教育課程がある」、「沿岸域管理に関する教育課程に近いものがある」、「教育課程はないが、沿岸域管理に役立つような学科、専攻がある」と答えた大学に、その詳細について聞いたものである。詳しくは、第 2 節で取り上げた通りである。

問 11 では、問 10 の教育課程をはじめとする現在の沿岸域管理教育において、学際的取組みの有無について質問し、39 大学から 46 部の回答があった。その結果、「行われているまたは検討している」が 37%、「行われていない」が 63%であることが分かった。

問 12 は、問 11 で「行われているまたは検討している」と答えた大学に、その詳細について調べるものであり、15 大学から 17 部の回答が得られた。その概要は、第 2 節で述べた通りである。

問 13 は、沿岸域の総合的管理に関する学際的教育課程の導入についての各大学の考え方について調べるものであり、35 大学から 42 部の回答があった。その結果、「取り入れようと思う」の回答が 62%、「取り入れようと思わない」の回答が 38%であることが分かった。

問 14 では、沿岸域の総合的管理に関する学際的教育課程を取り入れようとする際の課題について質問し、32 大学から 37 部の回答があった。その結果、「沿岸域の総合的管理に対する認識がまだ低い」と「学科間、学部間など総合の調整が難しい」との回答が並んで最も多く、25 部となっている。それに次いで多いのは「教員ポストが足りない」の 22 部、その次は「専門知識を持った教員が足りない」が 19 部、「予算が足りない」が 16 部、「現状の教育体系で十分この分野の人材育成が可能であり、ニーズが乏しい」が 4 部という順となっている。

問 15 は、沿岸域の総合的管理に関する学際的教育についての自由意見を聞くものであり、23 大学から 28 部の回答が得られた。コメントの多くが沿岸域の総合的管理に関する学際的教育、及び従来の分野枠・科目枠にとらわれないカリキュラムの創成の必要性・重要性について認識するとともに、総合的沿岸域管理の定義の曖昧さ、沿岸域の総合的管理に関する社会的認識の低さ、現存する教育システムにおける連携・調整の難しさ、自然科学に偏ったカリキュラム、文理融合における限界、これに関するプログラムの不足などの問題について指摘している。しかし、そういった状況の中でも、少しでも現状を変えようと何らかの取組みを行っているのがほとんどである。

3-3-2 沿岸域管理に関する教育システムの諸課題

以上の結果を踏まえて、以下のような諸課題をみることができる。

第 1 に、沿岸域管理教育における学際的アプローチの不足である。例えば、問 1 の海洋に関する学科及び専攻については 8 割以上を、問 2 の海洋に関する学部・大学院の学生数

については 9 割を自然科学系が占めている。このような状況については、海洋・沿岸域に関する教育システムでは自然科学系が多いとよく言われているが、今回の調査はそれを裏付ける形となった。また、問 11 の結果から見ると、6 割以上の大学において、現在の沿岸域管理教育における学際的取組みが行われていない。

第 2 に、予算やポストなどの経営資源配置の歪みである。海洋に関する現在の教育システムにおいて、「教員のポストが足りない」、「この分野の教育プログラムが充実していない」、「社会的ニーズが低く、学生の就職が難しい」などの問題点について認識はしているものの、十分な対策や取組みが行われていない。これについては問 5 の結果でも明らかなように、現状の問題点に対する改善策をとくに講じていない大学が 6 割を占めている。

第 3 に、2007 年に制定され、3 年目を迎えた「海洋基本法」への認識がまだ不十分である。問 7 の結果から伺えるように、「海洋基本法」の制定を受けて 39% に及ぶ大学が何らかの対応を行っていることについては評価できる一方、このような動きについて知らなかった及び対応を行っていないという回答を合わせると 6 割を超えており、更なる浸透を期待したい。

第 4 に、沿岸域管理そのものに関する教育課程を導入している大学が少ない。問 9 の結果からも伺えるように、沿岸域管理に関する教育課程があるという回答は、44 のうちわずか 8 となっており、問 10 の結果でその詳細を見ると沿岸域管理そのものを意識して導入された教育課程が非常に少ない。

3-3-3 沿岸域の総合的管理に関する学際的教育システムの構築に向けて

最後に、大学における沿岸域の総合的管理に関する学際的教育システムの導入のための論点を提示し、本章を締めくくりたい。

第 1 に、沿岸域の総合的管理に関する学際的教育システムを構築するためには、まず沿岸域管理の必要性に関する意識の共有を図ることが重要である。もっとも、沿岸域管理に関する認識度がかなり低い現状の中でも、東北大学、茨城大学、東京大学、東京海洋大学、横国国立大学、東海大学、大阪府立大学、神戸大学、日本大学、高知大学、九州大学、琉球大学など、問 8 や問 12 の結果から見られるような多数の大学において、何らかの形で頑張っていることから考えると、その必要性を共有し、認識度をさらにアップさせることによる効果は大きいと期待できる。そのためには、沿岸域管理に関するシンポジウムや会議、ワークショップ等開催情報の大学への継続的発信、及び大学間の連携・協力の強化、ネットワーク化により、情報や意識の共有を図っていくことなどが重要であろう。

第 2 に、大学教育における沿岸域の総合的管理に関する学際的教育の理念またはビジョンについて改めて整理し、カリキュラムの研究を図ることが必要である。わが国においては、1970 年代頃から沿岸域管理や沿岸域の総合的管理について唱えられるようになって、その概念や範囲の曖昧さについてしばしば指摘されながらも、今日に至るまでの産官学を挙げての研究や実践を重ね、ある程度の概念整理がなされてきていると言える。しかし、

沿岸域の総合的管理を推進していくに当たって最も重要となる人材の育成に関わる理念や管理のあり方については、必ずしも大学間において共通した理解が得られているとは言い難い。そのことは、今回のアンケート調査の結果からも伺うことができる。従って、大学教育における沿岸域の総合的管理に関する学際的教育システムを構築するための前提条件として、改めてその理念の共有や概念の整理を行い、カリキュラムの研究を図ることが必要となる。

第3に、大学における沿岸域の総合的管理の学際的教育システムを導入するに当たっては、新たな機関・プログラムや学科・専攻等の新設による方法もあれば、既存のシステムの改善やグレードアップによる方法もある。どちらの方法によるかは、大学それぞれの状況に応じて選択して取り組んでいく必要がある。前者の例としては東京大学、東京海洋大学、横浜国立大学、東海大学などが先進的事例としてあげられる。

しかし、今回のアンケートの結果からも伺えるように「教員ポストが足りない」、「予算が足りない」などの諸問題を抱える大学が大半を占める現状を勘案すると、次善の策として後者も現実的な方法として考えられ、現存の教育システムを前提とした上での新たな取組みが有効なアプローチとして期待できる。例えば、東北大学、日本大学、高知大学、琉球大学、三重大学、神戸大学、佐賀大学などにおいては、科目の追加や学科間の連携、既存の研究センターや研究プロジェクト等の連携を通じた学際的取組が試みられており、その先進例としてあげられる。

第4に、大学と地域間の連携を強化することによる沿岸域管理の社会的ニーズの発掘や、就職先の開拓が課題として指摘できる。大学と地域の連携については、地方分権の時代を迎えている今日の地域の振興や活性化問題などにおいても、大学には積極的に地域とさまざまなレベルでのかかわりを持つことが要求されると同時に、また地域社会も大学の持つ知的・専門的資産を活用し、双方ともに共生をめざす必要があると指摘されている。今回のアンケートの結果からも明らかになったように、沿岸域管理教育における大きな課題の一つとして、「社会的ニーズが低く、学生の就職が難しい」、「沿岸域管理に関する教育を受けた学生の社会的受け皿が不足している」などが挙げられており、その解決策として大学と地域との連携を図り、沿岸域管理の社会的ニーズを発掘していくことが必要であろう。

第4章 まとめ

我が国の沿岸域においては、陸域からの影響による海洋環境の悪化、これによる生物生産性の低下、水産業・観光など地域を支える産業の不振、空間・資源の利用等をめぐる利害関係の衝突、地域の活力の低下などの問題が顕著になっている。これら問題に対処していくためには、陸域と海域両方を沿岸域として一体的にとらえ、生態系の状況や問題への対処方策を科学的に把握・検討し、様々な関係者が連携・協力して解決に取り組んでいく、沿岸域の総合的管理が求められる。

こうしたなかで、「沿岸域の総合的管理」が海洋基本法の重要施策の一つとして採択されたことは、個別法的な管理枠組みを超えた大きな法的意味を有すると同時に、沿岸域の総合的管理はもはや理念的検討段階から具体的解決手法を提示する段階へと進むべきことを意味している。しかしながら、わが国における実施は遅々として進んでいない。沿岸域の総合的管理が進まない理由は、一つには、その実施主体である地方公共団体において、その概念や必要性、具体的な進め方について十分な認識がなされていないことがあると考えられる。もう一つは、沿岸域の総合的管理の概念や必要性、具体的な進め方について、自然科学・政策の両面から体系的に整理し普及を図るべき大学等において、沿岸域の総合的管理に関する学際的な研究・教育への取組みが遅れていることがあると考えられる。

本調査研究は、このような問題意識に立ち、地方公共団体及び大学等における沿岸域の総合的管理に対する認識について全国規模のアンケート調査を行い、分析を行ったものである。

地方公共団体については、すべての沿岸都道府県・市町村を対象として調査を行った。地方公共団体において、沿岸域に関わる幅広い課題について問題意識を持ち、その解決のために様々な取組みを行っていること、一方で、特に市町村においては、まだまだ沿岸域の総合的管理についての認知度が低いことや、専門的な知識や運営能力を持った人材が不足していることなどが浮き彫りになった。しかしながら、市町村についても全体の 1/3 に当たる 211 市町村から回答があり、今後、沿岸域の総合的管理の推進方策の検討を進めるにあたって基礎的資料を得ることができた。

大学については、沿岸域に関連する研究・教育を行っていると思われる全国の大学を対象として調査を行った。すでに沿岸域管理に関する学際的な研究・教育の先進的な取組みを行っている大学等が一部にみられる。過半数の大学がそうした取組みを進めたいという意向を持っているが、一方で、取組みはまだ進展していないとする大学が過半数を占めるという結果となっている。

沿岸域の総合的管理に関して全国の地方公共団体及び大学等を対象としたアンケート調査が行われ、結果が公表されるのは初めてのことでないかと思われる。そのこと自体、関係者に対する問題提起・意識喚起が図られるという副次的効果も含め、大きな意味があったと考える。

しかしながら、本調査研究の実施に至った問題意識として述べたように、沿岸域の総合的管理に対する関係者の認識がまだ十分でない中でアンケート調査を行うことの限界もみられた。地方公共団体においては、沿岸域の総合的管理を担当する部署がないため、対応に苦慮したところが多かったと思われる。また、沿岸域のとらえ方や沿岸域管理の概念に対する理解・認識の違いから、沿岸域に関連する問題や取組み内容としてどのようなものを上げるかについて、差が出てきていると考えられる。大学においては、何を海洋や沿岸域管理に関する研究・教育にとらえるかについて、大学や回答者による差がかなりあったと思われる。

また、アンケート調査に回答してもらえなかった地方公共団体や大学の中にも、先進的な取組みを行っているところがあると思われる。今回のアンケート調査で把握できた関係者の取組状況は、あくまでも今回把握できた範囲のものとして認識すべきである。

興味深いのは、地方公共団体側からは沿岸域管理に携わる人材の不足が問題点に挙げられている一方で、大学側では海洋・沿岸域教育への社会的ニーズが低いことがその推進の障害になると認識されていることである。いわば海洋・沿岸域教育に関する需給のミスマッチが生じているわけで、このミスマッチの解消がとりもなおさず我が国における沿岸域の総合的管理を推進する鍵となるのではないか。地方公共団体と大学等の両者を対象に調査を行った結果このような発見ができたことも、本調査研究の成果の一つといえよう。

今回の調査研究からは多くの示唆が得られたが、適切な回答者を見つけることが困難であったことなどアンケート調査の実施手法上の制約や、沿岸域管理というものに対する受け手のとらえ方の違いから、得られた成果にはおのずと限界もある。本調査研究の成果を基礎とし、これで不足する部分はさらに実態把握に努め、我が国における沿岸域の総合的管理の実施に向けて、地方公共団体、大学等がそれぞれ求められる役割を果たしていくためにはどうすればいいのか、さらに調査研究を続けていく必要がある。

参考文献

1. 海洋政策研究財団、『市民参加による沿岸管理手法に関する調査研究報告書』、平成 18 年 3 月。
2. 海洋政策研究財団、『沿岸域圏総合管理計画策定に資する情報整備に関する研究報告書』、平成 21 年 3 月。
3. 国土庁、『沿岸域圏における総合的な管理計画策定に関する調査報告書』、2000 年。
4. シップ・アンド・オーシャン財団、「Ⅷ. 沿岸域の総合管理」、『21 世紀における我が国の海洋ビジョンに関する調査研究報告書』、平成 14 年 3 月。
5. ChuaTE.2006.The Dynamics of Integrated Coastal Management -Practical Applications in the Sustainable Coastal Development in East Asia, PEMSEA.
6. 寺島紘士「各国の沿岸域に関する政策と法制度」『河川―特集〇流域と沿岸域』No.736、2007 年。
7. 沿岸域総合管理研究会『提言―未来の子供達へ美しく安全で生き生きした沿岸域を引き継ぐために～』、2003 年。
8. 磯部雅彦、「総合的沿岸域管理について」、Center for Global Communications, International University of Japan、1997 年。
9. 近藤健雄、「わが国の海洋・環境教育の現状と今後のあり方」、海洋政策研究財団ニューズレター、第 47 号、2002 年。
10. 海洋産業研究会、「2. わが国の海洋関連の研究開発の現状と将来展望ならびに海洋開発研究機関の立地動向の整理」、『民活法特定施設・臨海部活性化施設―マリン・リサーチコア整備促進調査報告書』、平成 6 年 3 月。
11. 釜石市海洋開発推進懇話会海洋性高等教育機関等設置検討部会・海洋産業研究会、『釜石市海洋性高等教育機関等導入調査』、平成 6 年 3 月。
12. 角皆静男、『我が国における海洋リテラシーの普及を図るための調査研究』、新技術振興渡辺記念会研究助成、平成 21 年 2 月。
13. シップ・アンド・オーシャン財団、『北米の大学における海洋管理教育の現状』、2004 年 3 月。
14. 海洋政策研究財団、『21 世紀の海洋教育に関するグランドデザイン（小学校編）～海洋教育に関するカリキュラムと単元計画～』、平成 21 年 3 月。
15. 海洋政策研究財団、『海洋教育拡充に向けた取り組み』、平成 17 年 3 月。
16. 末永芳美、「日本における海洋基本法と海洋教育」、海洋教育国際シンポジウム資料、2009 年。

付属資料 I

沿岸域の総合的管理に関する地方公共団体向けアンケート票

平成 21 (2009) 年 11 月 11 日

関係各位

海洋政策研究財団

沿岸域の総合的管理に関する地方公共団体向けアンケート
ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

ご高承のとおり、去る平成 19 (2007) 年には海洋基本法が制定、施行され、昨年にはそれにもとづく「海洋基本計画」が策定されました。

海洋基本法には 6 つの理念が掲げられていますが、そのうちの一つに「海洋の総合的管理」が掲げられ、12 の基本的施策のなかには「沿岸域の総合的管理」が掲げられています。そして「海洋基本計画」にもそれに応じた計画内容が示されています。

海洋環境の改善、漁業の再生、観光の振興、災害対策の強化などに地域社会が主体となって取り組む事は、安全で持続可能な沿岸域社会の実現につながります。同時に、沿岸域で起こる様々な問題は、互いに関連があり、現場でしか認識できない複雑で多様な影響をその社会に与えます。このため、地方公共団体が「沿岸域の総合的管理」において担う役割は大変重要です。

そこで、当財団では、地域の実情に精通している都道府県及び市町村を対象として、沿岸域の開発、保全、利用の現状と今後の課題に関するアンケートを実施し、地域社会の活性化を促すための「沿岸域の総合的管理」の一層の推進にいささかでもお役にたちたいと考ました。ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、上記の趣旨をご理解いただきまして、ぜひともご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

別添の実施要領や付属資料等をご覧いただきまして、来る、2009 年 12 月 7 日 (月)までに、FAX または E-mail にてご回答いただければ幸いです。

どうかよろしく、重ねてお願い申し上げます。 敬具

[添付資料]

1. 本アンケート「実施要領」
2. 「海洋基本法」(平成 19 年 7 月 20 日施行) および「海洋基本計画」(平成 20 年 3 月 24 日閣議決定) 関連部分の抜粋
3. 「沿岸域の総合的管理」に関する海洋政策研究財団の考え方



本調査事業は競艇交付金による日本財団の助成金を受けて海洋政策研究財団が実施しています。

海洋政策研究財団

「沿岸域の総合的管理」に関する地方公共団体向けアンケート

《 実 施 要 領 》

1. 本アンケートの構成：「依頼状」「実施要領」「アンケート調査票（記入用紙）」および「付属資料」、で構成されています。「付属資料」は、回答に当たって必要に応じてお目通しください。
2. 本アンケートの対象：沿岸に位置する、すなわち海岸線を有する全国の 39 都道府県及び約 650 の市町村を対象に実施いたしております。
3. 本アンケートの形式：「調査票（記入用紙）」は、「選択式」と「記述式」とで構成されています。記述式では、どのような内容でも結構ですのご記入いただければ幸いです。また、回答しにくい設問は空欄のままにしておいていただいてもかまいません。
なお、都道府県と市町村では、調査票（記入用紙）の内容が一部異なります。
4. 本アンケートの回答：回答は、できるだけ都道府県、市町村としての見解をお願いいたしますが、基本的には回答者個人のお考えにもとづくものでもけっこうです。
5. 本アンケートの取り扱い：回答内容についての責任が問われることはまったくありません。また、どの都道府県、市町村のどなたが、どのような回答をしたかは、まったく外部に出ることはありません。さらに、回答内容については、本調査の目的以外の用途には使用いたしません。
なお、集計・分析作業上、ご回答内容についての確認や、補足意見をお伺いさせていただく場合もありますので、その際はご協力のほどをよろしくお願いいたします。
6. 本アンケートの返送：ご回答は、調査票（記入用紙）に直接書き込んで FAX で、又は、電子ファイルに書き込んで e-mail で送信してください。調査票（記入用紙）の電子データは、海洋政策研究財団のブログ 11 月 13 日付記事からダウンロードできます。
7. 本アンケートの受領確認等：ご回答いただいた際の 1 件ごとの受領確認と、直後のお礼につきましては、大変恐縮ながら失礼させていただきますのでご了承ください。
8. アンケート結果の利用法：アンケート結果のまとめについては、ご回答いただいた都道府県及び市町村には必ず送付するとともに、当財団のブログサイトで、数ヶ月以内をめどに公開する予定です。また、中央官庁等、関係方面へ報告、送付して、有用な討議資料として活用していただくよう働きかけます。
9. 本アンケートの回答期限：2009 年 12 月 7 日(月)必着でお願いいたします。

《問い合わせ、返信先、ブログアドレス》

＜本件に関する問い合わせ＞

海洋政策研究財団（担当：市岡・太田）
Tel：03-3502-1953、Fax：03-3502-2127
Eメール：y-ota@sof.or.jp

＜返信先＞

社団法人海洋産業研究会 沿岸地方公共団体アンケート係
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-19-4 難波ビル7階
Tel：03-3581-8777、Fax：03-3581-8787
Eメール：answer@cd.inbox.ne.jp

＜ブログアドレス＞

海洋政策研究財団のブログ

<http://blog.canpan.info/oprf>

No.

<返送先> 社団法人海洋産業研究会

FAX : 03-3581-8787

E-mail : answer@cd.inbox.ne.jp

上欄は受け取り側記入欄)

切=12月7日(月)

「沿岸域の総合的管理」に関する地方公共団体アンケート」(都道府県)

<調査票(記入・返送用紙)>

※本調査票は、海洋政策研究財団のブログの11月13日付記事からダウンロードできます。

(<http://blog.canpan.info/oprf>)

※アンケートの回答にあたっては、付属資料をお読みいただくようお願いいたします。

※選択式の場合は、該当番号に○またはレ印を付してください。記述式の場合は、文言をご記入ください。答えにくいものについてはスキップしていただいてもかまいません。

<ご回答者>

都道府県名: _____

部署役職名: _____

記入者氏名: _____

連絡先 :Tel= _____ Fax= _____

E-mail= _____

質問表

Q1：平成19年7月20日に施行されました海洋基本法に、沿岸域の開発・利用・保全についての条項として「沿岸域の総合的管理」が明記されております。そこで、海洋基本法また「沿岸域の総合的管理」についてお伺いいたします。

1. 海洋基本法については

- 知っている
- よく知っている
- 知らない

2. 「沿岸域の総合的管理」については、

- 知っている
- よく知っている
- 知らない

Q2：貴自治体における、沿岸域の開発、利用、保全の現状についてお伺いいたします。現在、沿岸域で取り組んでいる重要な分野についてお教えてください。

1. 下記の選択肢より重要度の高いものから5分野選び、各選択肢の前カッコに1, 2, 3, 4, 5と順位を記入してください。

- 水産・漁業振興（漁港整備を含む）
- 観光（温泉、エコツアーリズム）
- マリンレジャー、遊魚等
- 環境保全（ゴミ問題対策、水質管理等）
- 防災（海岸防護、浸食対策等）
- 地場産業振興（水産・漁業以外）
- 歴史文化（景観保存、伝統知識の維持等）
- 海洋に関する学校教育と地域住民への啓蒙活動
- 海上輸送と港湾物流の発展（港の整備等）
- 海上交通の維持（離島航路等）
- 資源開発（砂利資源利用、深層水利用、石油天然ガス等）
- 再生可能エネルギー利用（風力発電等）
- その他（具体的にご記入ください）

--

2. また、選択された分野以外で今後発展させたいとお考えになっている分野があればお教えてください。下記の選択肢より最も発展させたいとお考えの分野を 3 分野（もしくはそれ以下）選び、各選択肢の前カッコに○を記入してください。

- () 水産・漁業振興（漁港整備を含む）
- () 観光（温泉、エコツーリズム）
- () マリンレジャー、遊魚等
- () 環境保全（ゴミ問題対策、水質管理等）
- () 防 災（海岸防護、浸食対策等）
- () 地場産業振興（水産・漁業以外）
- () 歴史文化（景観保存、伝統知識の維持等）
- () 海洋に関する学校教育と地域住民への啓蒙活動
- () 海上輸送と港湾物流の発展（港の整備等）
- () 海上交通の維持（離島航路等）
- () 資源開発（砂利資源利用、深層水利用、石油天然ガス等）
- () 再生可能エネルギー利用（風力発電等）
- () その他（具体的にご記入ください）

Q3：沿岸域の総合的管理とは、海域、陸域を一体としてとらえ、総合的な視点から沿岸域の開発、利用、保全を行うための仕組みです。この視点より、沿岸域について現在貴自治体にて取り組まれている事項をお教えてください。下記の選択肢より該当する事項を選び、各選択肢の前カッコに○を記入してください。

- () 異業種間の調和ある発展による地域経済の活性化（例水産と観光の共栄など）
- () 海面利用に係る競合問題の調整と解決（例 海洋性レクリエーションと漁業者の紛争問題など）
- () 河川から沿岸海域に至る水の流れの維持保全と水質汚染問題への対応
- () 海洋ゴミ問題の解決
- () 陸水域の生態系保全による沿岸域環境の向上（例 藻場、干潟等の修復、魚つき保安林の設置など）
- () 沿岸漁業振興と加工と流通を含む水産業の発展
- () 海洋教育による地域住民の意識の向上と沿岸域管理への参画
- () 過疎化、住民人口の高齢化の中での沿岸域社会の維持存続
- () その他（具体的にご記入ください）

Q 4 : 貴自治体では、沿岸域における様々な問題の解決のためにどのような取り組みを行っていらっしゃいますか？下記の選択肢より該当する事項を選び、各選択肢の前カッコに○を記入してください。

- () 大学、研究機関との連携による調査
- () 地域住民、利害関係者間の協議の場（協議会等）の設置
- () 国（出先機関を含む）との協議、相談
- () ビジョン、施策、計画等の策定
- () 条例の制定、または利用調整ルール、申し合わせ等の自主的な管理ルールの取り決め
- () その他（具体的に記入ください）

Q 5 : 貴自治体において、これまで沿岸域の開発、利用、保全に関わる問題解決、対策として行おうと試みたが実施に至らなかった取り組みがあれば、検討課題を具体的にお教えください。

Q 6 : 上記の問いに関して、実施に至らなかった理由をお教えください。下記の選択肢より最も重要な理由を 3項目（もしくはそれ以下） 選び、各選択肢の前カッコに○を記入してください。

- () 国の法律、方針との問題
- () 関連予算の問題
- () 対象とする地理的範囲（地域）の調整問題
- () ルールや規制内容など縦割り行政についての調整問題
- () 地域住民の協力
- () 利害関係者間の合意形成問題
- () 庁内の推進体制の問題（人的資源の不足等）
- () その他（具体的にご記入ください）

Q7：Q4で答えられた取り組みがすでに終了している場合その理由をお教えてください。下記の選択肢より最も重要な理由を3項目（もしくはそれ以下）選び、各選択肢の前カッコに○を記入してください。

- 問題が解決した
- 成果があがらなかった
- 参加者の減少等の関係者に係る諸事情
- 関連予算の問題。
- 行政以外の推進役の不足と地元の共同体的なつながりの減退
- 連携体制を支援するNPO等の民間機関の不足
- その他（具体的にご記入下さい）

--

Q8．Q4で条例、利用調整ルール、申し合わせ等の自主的な管理ルール等を策定したと答えられた場合、その名称と制定年をご記入ください。

条例の制定、または利用調整ルール、申し合わせ等の自主的な管理ルールの名称（もしくは簡単な概要）	制定年

Q9：Q8の条例、調整ルール等において、取り決めの対象とされている範囲は「沿岸域」のどの部分かお教えてください。

1. 対象範囲の明示が明示されていますか？

- 範囲を明示している。
- 明示していない。

2. 明示の如何に関わらず、対象範囲はどの部分ですか？下記の選択肢より対象となる範囲すべてを選び、各選択肢の前カッコに○を記入してください。

- 沖合
- 地先の海
- 潮間帯
- 陸域
- その他（具体的にお書き下さい）

--

Q10. Q4で地域住民、利害関係者間の協議の場などを設置したと答えられた場合は、その名称、検討課題等についてご記入ください。

名称	検討課題	人数	事務局	発足年

Q11. 協議の場の構成メンバーの内訳についてお答えください。集まっている参加者はどのような方々ですか？下記の選択肢より該当する項目をすべて選び、各選択肢の前カッコに○を記入してください。

- 地域住民代表
- 漁業協同組合
- 農業協同組合
- 林業協同組合
- マリンレジャー業者
- 観光業者
- 商工会議所
- その他の地元企業
- 地元企業以外の民間企業
- 大学や研究機関
- 関係行政機関
- NPO
- 民間コンサルタント
- その他（具体的にご記入下さい）

Q12：Q4で、国（出先機関を含む）との間で、協議、相談したと答えた場合、その課題、協議相手についてお教えてください。

協議相手	課題

Q13：Q4で、ビジョン、施策、計画等を策定したと答えた場合その名称および策定年月を記してください。

名称	策定年

Q14：Q4で大学や研究機関との連携による調査したとお答えになった場合その名称、実施内容をご記入ください。

相手機関の名称	実施内容

Q15：現在でも、大学、研究機関等との情報収集、意見交換等を行っていますか（研究会等への参加も含む）？

- よく行っている（年に3度以上）
- 行っている（年に1、2度）
- 行っていない。

Q16：相互に密接に関係を有する沿岸域の様々な問題に対応するためのプロジェクトチーム、連絡会議等自治体内部における総合的な連携協力体制の実施について御伺いします。

1. 貴自治体内部において、プロジェクトチーム、連絡会議等の総合的な組織連携体制が存在しますか？

- 存在する
- 存在しない

2. 存在しないと答えられた場合はこのような組織体制が貴自治体内部に必要と考えますか？

- 必要だと考える。
- 必要だと考えるが、実施上の障害がある。
- 必要ないと考える。

3. 「必要だと考えるが、実施上の障害がある」と答えた方は組織連携を設置する上で障害と考えられる事項についてお教えてください。下記の選択肢より該当する事項を選び、各選択肢の前カッコに○を記入してください。

- 都道府県内部の縦割り行政
- 専門的知識のある人材の不足
- 横断的組織を運営する能力のある人材の不足
- 関連予算の不足
- その他（具体的にご記入ください）

4. 「必要ない」とお答えの方にお伺いしますが、その理由をお教えてください。下記の選択肢より該当する事項を選び、各選択肢の前カッコに○を記入してください。

- 現在の仕組みで十分対応できているから
- 現在のやり方でも十分部局間の連携、協力が行われているから
- 重複した業務が増え各部局の効率が低下するから
- 「総合的に」関係する部署の範囲が不明確であるから
- その他（具体的に記入ください）。

Q 1 7 : 貴自治体の海域、陸域両方を含んだ沿岸域の開発、利用、保全において今後どのような連携協力体制の確立が望ましいのかお教えてください。下記の選択肢より最も望ましいとお考えの事項を 3項目（もしくはそれ以下） 選び、各選択肢の前カッコに○を記入してください。

- () 国の施策との連携
- () 隣接都道府県との協議
- () 地域住民の理解と合意
- () 地域以外の利害関係者の協力
- () 大学や研究機関との連携
- () その他（可能であれば具体的に記入ください）。

Q 1 8 : 貴自治体で、沿岸域の開発・利用・保全のためにこれから協力が必要だと考える民間団体、機関等をお教えてください。下記の選択肢より該当する項目をすべて選び、各選択肢の前カッコに○を記入してください。

- () 地域住民代表
- () 漁業協同組合
- () 農業協同組合
- () 林業協同組合
- () マリンレジャー業者
- () 観光業者
- () 商工会議所
- () その他の地元企業
- () 地元企業以外の民間企業
- () 大学や研究機関
- () 関係行政機関
- () N P O
- () 民間コンサルタント
- () その他（具体的にご記入下さい）

Q 1 9 : 貴自治体において今後陸域、海域を一体としてとらえた「沿岸域の開発、利用、保全」のために、早急に取り組む事が望ましいとお考えになる事項についてお教えてください。下記の選択肢より重要度の高いものから3項目（もしくはそれ以下）を選び、行われるべき順番に即して各選択肢の前カッコに1,2,3,と番号を記入してください。

- () 庁主体における内部連携体制の確立
- () 「沿岸域の開発、利用、保全」のための地域住民の参加、協力の促進
- () 総合的な沿岸域の開発、利用、保全に関する常設協議会の設置
- () 総合的な沿岸域の開発、利用、保全に関するビジョンの策定
- () 海洋環境、地域経済等についての情報データの収集・整備・利用
- () 地域住民の啓発、教育活動
- () その他（可能であれば具体的に記入ください）

Q 2 0 : 「沿岸域の総合的管理」についてのご意見、また当アンケートについてのご感想等ございましたらご自由にお書き下さい。

*付属情報としてお聞きいたします。大変お手数ですが下記の項目についてお教えてください。各設問のカッコ内、海岸線、港数についてご記入ください。

貴自治体の海岸線の長さ

() Km

貴自治体の港数

港湾 () 港

漁港 () 港

ご協力大変ありがとうございました。お答えいただきましたアンケート結果のまとめにつきましては、ご回答いただいた都道府県には必ず送付するとともに、当財団のウェブサイト等で、数ヶ月以内をめどに公開する予定にしております。

<返送先> 社団法人海洋産業研究会

FAX : 03-3581-8787

E-mail : answer@cd.inbox.ne.jp

No.

上欄は受け取り側記入欄)

切=12月7日(月)

「沿岸域の総合的管理」に関する地方公共団体アンケート」(市町村用)

<調査票(記入・返送用紙)>

※本調査票は、海洋政策研究財団のブログの11月13日付記事からダウンロードできます。

(<http://blog.canpan.info/oprf>)

※アンケートの回答にあたっては、付属資料をお読みいただくようお願いいたします。

※選択式の場合は、該当番号に○またはレ印を付してください。記述式の場合は、文言をご記入ください。答えにくいものについてはスキップしていただいてもかまいません。

<ご回答者>

市町村名: _____

部署役職名: _____

記入者氏名: _____

連絡先 :Tel= _____ Fax= _____

E-mail= _____

質問表

Q1：平成19年7月20日に施行されました海洋基本法に、沿岸域の開発・利用・保全についての条項として「沿岸域の総合的管理」が明記されております。そこで、海洋基本法また「沿岸域の総合的管理」についてお伺いいたします。

1. 海洋基本法については

- 知っている
- よく知っている
- 知らない

2. 「沿岸域の総合的管理」については、

- 知っている
- よく知っている
- 知らない

Q2：貴自治体における、沿岸域の開発、利用、保全の現状についてお伺いいたします。現在、沿岸域で取り組んでいる重要な分野についてお教えてください。

1. 下記の選択肢より重要度の高いものから5分野選び、各選択肢の前カッコに1, 2, 3, 4, 5と順位を記入してください。

- 水産・漁業振興（漁港整備を含む）
- 観光（温泉、エコツアーリズム）
- マリンレジャー、遊魚等
- 環境保全（ゴミ問題対策、水質管理等）
- 防災（海岸防護、浸食対策等）
- 地場産業振興（水産・漁業以外）
- 歴史文化（景観保存、伝統知識の維持等）
- 海洋に関する学校教育と地域住民への啓蒙活動
- 海上輸送と港湾物流の発展（港の整備等）
- 海上交通の維持（離島航路等）
- 資源開発（砂利資源利用、深層水利用、石油天然ガス等）
- 再生可能エネルギー利用（風力発電等）
- その他（具体的にご記入ください）

2. また、選択された分野以外で今後発展させたいとお考えになっている分野があればお教えてください。下記の選択肢より最も発展させたいとお考えの分野を 3 分野（もしくはそれ以下） 選び、各選択肢の前カッコに○を記入してください。

- () 水産・漁業振興（漁港整備を含む）
- () 観光（温泉、エコツーリズム）
- () マリンレジャー、遊魚等
- () 環境保全（ゴミ問題対策、水質管理等）
- () 防 災（海岸防護、浸食対策等）
- () 地場産業振興（水産・漁業以外）
- () 歴史文化（景観保存、伝統知識の維持等）
- () 海洋に関する学校教育と地域住民への啓蒙活動
- () 海上輸送と港湾物流の発展（港の整備等）
- () 海上交通の維持（離島航路等）
- () 資源開発（砂利資源利用、深層水利用、石油天然ガス等）
- () 再生可能エネルギー利用（風力発電等）
- () その他（具体的にご記入ください）

Q3：沿岸域の総合的管理とは、海域、陸域を一体としてとらえ、総合的な視点から沿岸域の開発、利用、保全を行うための仕組みです。この視点より、沿岸域について現在貴自治体にて取り組まれている事項をお教えてください。下記の選択肢より該当する事項を選び、各選択肢の前カッコに○を記入してください。

- () 異業種間の調和ある発展による地域経済の活性化（例水産と観光の共栄など）
- () 海面利用に係る競合問題の調整と解決（例 海洋性リクリエーションと漁業者の紛争問題など）
- () 河川から 沿岸 海域に至る水の流れの維持保全と水質汚染問題への対応
- () 海洋ゴミ問題の解決
- () 陸水域の生態系保全による沿岸域環境の向上（例 藻場、干潟等の修復、魚つき保安林の設置など）
- () 沿岸漁業振興と加工と流通を含む水産業の発展
- () 海洋教育による地域住民の意識の向上と沿岸域管理への参画
- () 過疎化、住民人口の高齢化の中での沿岸域社会の維持存続
- () その他（具体的にご記入ください）

Q4：貴自治体では、沿岸域における様々な問題の解決のためにどのような取り組みを行っていらっしゃいますか？下記の選択肢より該当する事項を選び、各選択肢の前カッコに○を記入してください。

- 大学、研究機関との連携による調査
- 地域住民、利害関係者間の協議の場（協議会等）の設置
- 県もしくは国（出先機関を含む）との協議、相談
- ビジョン、施策、計画等の策定
- 条例の制定、または利用調整ルール、申し合わせ等の自主的な管理ルールの取り決め
- その他（具体的に記入ください）

Q5：貴自治体において、これまで沿岸域の開発、利用、保全に関わる問題解決、対策として行おうと試みたが実施に至らなかった取り組みがあれば、検討課題を具体的にお教えください。

Q6：上記の問いに関して、実施に至らなかった理由をお教えください。下記の選択肢より最も重要な理由を3項目（もしくはそれ以下）選び、各選択肢の前カッコに○を記入してください。

- 国の法律、方針との問題
- 関連予算の問題
- 対象とする地理的範囲（地域）の調整問題
- ルールや規制内容など縦割り行政についての調整問題
- 地域住民の協力
- 利害関係者間の合意形成問題
- 役所内の推進体制の問題（人的資源の不足等）
- その他（具体的にご記入ください）

Q7：Q4で答えられた取り組みがすでに終了している場合その理由をお教えてください。下記の選択肢より最も重要な理由を3項目（もしくはそれ以下）選び、各選択肢の前カッポに○を記入してください。

- 問題が解決した
- 成果があがらなかった
- 参加者の減少等の関係者に係る諸事情
- 関連予算の問題。
- 行政以外の推進役の不足と地元の共同体的なつながりの減退
- 連携体制を支援するNPO等の民間機関の不足
- その他（具体的にご記入下さい）

--

Q8．Q4で条例、利用調整ルール、申し合わせ等の自主的な管理ルール等を策定したと答えられた場合、その名称と制定年をご記入ください。

条例の制定、または利用調整ルール、申し合わせ等の自主的な管理ルールの名称（もしくは簡単な概要）	制定年

Q9：Q8の条例、調整ルール等において、取り決めの対象とされている範囲は「沿岸域」のどの部分かお教えてください。

1. 対象範囲の明示が明示されていますか？

- 範囲を明示している。
- 明示していない。

2. 明示の如何に関わらず、対象範囲はどの部分ですか？下記の選択肢より対象となる範囲すべてを選び、各選択肢の前カッポに○を記入してください。

- 沖合
- 地先の海
- 潮間帯
- 陸域
- その他（具体的にお書き下さい）

--

Q10. Q4で地域住民、利害関係者間の協議の場などを設置したと答えられた場合は、その名称、検討課題等についてご記入ください。

名称	検討課題	人数	事務局	発足年

Q11. 協議の場の構成メンバーの内訳についてお答えください。集まっている参加者はどのような方々ですか？下記の選択肢より該当する項目をすべて選び、各選択肢の前カッコに○を記入してください。

- 地域住民代表
- 自治会、組、青年団等の地域住民組織
- 漁業協同組合
- 農業協同組合
- 林業協同組合
- マリンレジャー業者
- 観光業者
- 商工会
- その他の地元企業
- 地元企業以外の民間企業
- 地元小、中、高等学校
- 大学や研究機関
- 関係行政機関
- NPO
- 民間コンサルタント
- その他（具体的にご記入下さい）

Q12：Q4で、県もしくは国（出先機関を含む）との間で、協議、相談したと答えた場合、その課題、協議相手についてお教えてください。

協議相手	課題

Q13：Q4で、ビジョン、施策、計画等を策定したと答えた場合その名称および策定年月を記してください。

名称	策定年

Q14：Q4で大学や研究機関との連携による調査したとお答えになった場合その名称、実施内容をご記入ください。

相手機関の名称	実施内容

Q15：現在でも、大学、研究機関等との情報収集、意見交換等を行っていますか（研究会等への参加も含む）？

- よく行っている（年に3度以上）
- 行っている（年に1、2度）
- 行っていない。

Q16：相互に密接に関係を有する沿岸域の様々な問題に対応するためのプロジェクトチーム、連絡会議等自治体内部における総合的な連携協力体制の実施について御伺いします。

1. 貴自治体内部において、プロジェクトチーム、連絡会議等の総合的な組織連携体制が存在しますか？

- 存在する
- 存在しない

2. 存在しないと答えられた場合はこのような組織体制が貴自治体内部に必要と考えますか？

- 必要だと考える。
- 必要だと考えるが、実施上の障害がある。
- 必要ないと考える。

3. 「必要だと考えるが、実施上の障害がある」と答えられた方は組織連携を設置する上で障害と考えられる事項についてお教えてください。下記の選択肢より該当する事項を選び、各選択肢の前カッコに○を記入してください。

- 市町村内部の縦割り行政
- 専門的知識のある人材の不足
- 横断的組織を運営する能力のある人材の不足
- 関連予算の不足
- その他（具体的にご記入ください）

4. 「必要ない」とお答えの方にお伺いしますが、その理由をお教えてください。下記の選択肢より該当する事項を選び、各選択肢の前カッコに○をご記入ください。

- 現在の仕組みで十分対応できているから
- 現在のやり方でも十分部局間の連携、協力が行われているから
- 重複した業務が増え各部局の効率が低下するから
- 「総合的に」関係する部署の範囲が不明確であるから
- その他（具体的に記入ください）。

Q17：貴自治体の海域、陸域両方を含んだ沿岸域の開発、利用、保全において今後どのような連携協力体制の確立が望ましいのかお教えてください。下記の選択肢より最も望ましいとお考えの事項を3項目（もしくはそれ以下）選び、各選択肢の前カッコに○を記入してください。

- 国・県の施策との連携
- 隣接市町村との協議
- 地域住民の理解と合意
- 地域以外の利害関係者の協力
- 大学や研究機関との連携
- その他（可能であれば具体的に記入ください）。

Q18：貴自治体で、沿岸域の開発・利用・保全のためにこれから協力が必要だと考える民間団体、機関等をお教えてください。下記の選択肢より該当する項目をすべて選び、各選択肢の前カッコに○を記入してください。

- 地域住民代表
- 自治会、組、青年団等の地域住民組織
- 漁業協同組合
- 農業協同組合
- 林業協同組合
- マリンレジャー業者
- 観光業者
- 商工会
- その他の地元企業
- 地元企業以外の民間企業
- 地元小、中、高等学校
- 大学や研究機関
- 関係行政機関
- NPO
- 民間コンサルタント
- その他（具体的にご記入下さい）

Q 1 9 : 貴自治体において今後陸域、海域を一体としてとらえた「沿岸域の開発、利用、保全」のために、早急に取り組む事が望ましいとお考えになる事項についてお教えてください。下記の選択肢より重要度の高いものから3項目（もしくはそれ以下）を選び、行われるべき順番に即して各選択肢の前カッコに1,2,3,と番号を記入してください。

- () 役所主体における内部連携体制の確立
- () 「沿岸域の開発、利用、保全」のための地域住民の参加、協力の促進
- () 総合的な沿岸域の開発、利用、保全に関する常設協議会の設置
- () 総合的な沿岸域の開発、利用、保全に関するビジョンの策定
- () 海洋環境、地域経済等についての情報データの収集・整備・利用
- () 地域住民の啓発、教育活動
- () その他（可能であれば具体的に記入ください）

Q 2 0 : 「沿岸域の総合的管理」についてのご意見、また当アンケートについてのご感想等ございましたらご自由にお書き下さい。

*付属情報としてお聞きいたします。大変お手数ですが下記の項目についてお教えください。各設問のカッコ内に人口、海岸線、港数についてご記入ください。

貴自治体の人口

() 人

貴自治体の海岸線の長さ

() Km

貴自治体の港数

港湾 () 港

漁港 () 港

貴自治体における市町村合併の有無

有 (市町村名) 合併時期 () 年

無

ご協力大変ありがとうございました。お答えいただきましたアンケート結果のまとめにつきましては、ご回答いただいた市町村には必ず送付するとともに、当財団のウェブサイト等で、数ヶ月以内をめどに公開する予定にしております。

海洋基本法 関連条文

(沿岸域の総合的管理)

第二十五条 国は、沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようにすることが困難であることにかんがみ、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、沿岸の海域及び陸域のうち特に海岸が、厳しい自然条件の下にあるとともに、多様な生物が生息し、生育する場であり、かつ、独特の景観を有していること等にかんがみ、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全並びに海岸の適正な利用の確保に十分留意するものとする。

「沿岸域の総合的管理」に関する海洋政策研究財団の考え方

陸と海が接する沿岸域は、人間の生活や産業活動が活発に行なわれる重要な場所です。地域の人々は、海から食糧を得、海を交通に利用し、海を埋め立て陸地に変えるなど、沿岸域を開発・利用してきました。また、美しい海岸線の風景は、地域の貴重な財産であり、人々の憩いの場でもありました。しかしながら、近年の経済の発展、生活様式の変化、急速な開発の進行などの結果、陸と海での人間の様々な活動が海の環境を悪化させ、かけがえのない海と沿岸に暮らす人々の生活に大きな影響を与えています。

わが国では、2007年に海洋基本法が制定され、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなりました。また、この法律では、「沿岸域の総合的管理」が、12の基本的施策の一つとして取り上げられました。沿岸域で起こる様々な問題は、互いに関連があり、また、沿岸域の地域社会に大きな影響を与えます。このため、地域社会が主体となって、陸と海を含む沿岸域の全体をみわたしながら、沿岸域の様々な問題を一体としてとらえ、それらの解決を図っていく「沿岸域の総合的管理」が求められています。このような取り組みによって、海洋環境の改善、漁業資源の回復、地域の活性化、市町村合併の中でのコミュニティ機能の強化、観光の振興、災害対策の強化などの利益がもたらされ、持続可能な地域社会の実現につながります。

「沿岸域の総合的管理」の進め方については、様々な考え方がありますが、海洋政策研究財団では、沿岸域の多様な分野にわたる利害関係者が共通のテーブルについて議論し、互いに協力しながら沿岸域の開発・利用・保全・管理を行っていくことが必要であると考えています。行政側にも、異なる機関や部門の間で、縦割りの枠を超えて横串的に連携していくことが求められます。具体的には、①行政機関、民間企業、漁業者、住民、NPO等の多様な関係者が協議を行って沿岸域の将来ビジョンをつくること、②ビジョンの実現のための実施計画をつくること、③これらを行うに当たっては、沿岸域の自然環境・生態系の状況について科学的に把握・分析し、また、地域の社会的要素を十分に踏まえること、④実施計画の内容を地方公共団体の計画・施策に盛り込むこと、などが必要であると考えています。

付属資料Ⅱ

大学における沿岸域管理に関する教育についてのアンケート票

平成 21 年 11 月 11 日

教育担当各位

海洋政策研究財団

大学における沿岸域管理に関する教育・研究についての実態調査
アンケートへのご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ご高承のとおり、わが国では 2007 年に「海洋基本法」が施行されるとともに、2008 年には「海洋基本計画」が策定され、総合的に海洋政策を推進する体制が整えられました。この中で、「沿岸域の総合的管理」は、海洋基本計画において 12 の基本的施策の一つとして位置づけられています。

沿岸域は、人間の生活や産業活動が活発に行われる場所であり、そこで起こる海洋環境の悪化、水産業の衰退、開発・利用に伴う利害の衝突など様々な問題は互いに関連があり、また、地域社会に大きな影響を与えます。このため、地域社会が主体となって、陸と海を含む沿岸域の全体をみわたしながら、沿岸域の様々な問題を一体としてとらえ、それらの解決を図っていく「沿岸域の総合的管理」が求められています。

しかしながら、我が国では、沿岸域の総合的管理への取組みが遅れており、地域の主体的な取組みを主導できる専門的知識を有する人材が不足しているのが現状です。また、沿岸域の総合的管理を担う人材の育成において大きな役割が期待される大学などの教育・研究機関においても、必ずしも沿岸域管理に関連する体系的な教育・研究を行う体制が整っていないと考えられます。海洋基本法においては、海洋に関する政策課題に対応した人材育成のため、大学等において学際的な教育・研究が推進されることの必要性がうたわれており、沿岸域の総合的管理という政策課題についても、大学等の側における学際的な教育・研究の推進が求められていると考えられます。

そこで、当財団では、沿岸域管理の推進に関わる事業の一環として、大学における沿岸域の総合的管理に関する新たな教育システムの構築を図るための基礎資料を得るべく、大学を対象としたアンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、本アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。ご多忙中誠に恐縮ではございますが、下記に示しました別掲の実施要領や添付資料等をご覧いただきまして、平成 21 年 12 月 2 日（水）までに、郵送・FAX もしくは E-mail にてご回答いただければ幸いです。

敬具

記

〈付属資料〉

1. 海洋基本法関連条文
2. 沿岸域の総合的管理の概念



本調査事業は競艇交付金による日本財団の助成金を受けて海洋政策研究財団が実施しています。

大学等における沿岸域管理に関する教育・研究についてのアンケート調査 (実施要領)

1. アンケートの構成

本資料「実施要領」をご覧ください、「アンケート調査票」にご回答ください。「アンケート調査票」は大きく二つの部分に分かれます。問1～問6は、海洋全般に関わる教育の現状(学部名、大学院研究科名、学生数、進路状況、教育現状、課題等)について、問7～問15は、特に沿岸域管理に関わる教育の現状(「海洋基本法」への対応、具体的教育課程、学際的取り組みへの考え方、課題等)について、お聞きするものです。必要に応じて付属資料2をご参照ください。

2. アンケートの対象

水産や海洋開発などに関連する大学、及び沿岸都道府県の大学、約72大学を対象に実施いたします。

3. アンケートの形式

「アンケート調査票」は、「選択式」と「記述式」で構成されています。記述式ではどのような内容でも結構ですのでご記入いただければ幸いです。選択式の場合は、該当番号に○印を付してください。

4. アンケートの回答

貴学の教育担当の方にご回答をお願いします。必要であれば、その他の部署とご協力の上ご回答いただければ幸いです。なるべく大学としてのご意見が反映されるようお願い申し上げます。また、アンケートは全体集計されますので、ご回答いただきました個別内容について公表されることがないことをお約束いたします。大変お手数をおかけすることとなりますが、ご回答のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

5. アンケートの返送

回答は「アンケート調査票」に直接書き込んで、同封の返信用封筒を用いて郵送、またはFAXでご返信ください。なお、本調査票は、当財団ブログの11月13日(金)付の記事からダウンロードすることもできます。E-Mailにてご返信いただいても結構です。

6. アンケートの取扱い

回答内容については、本調査の目的以外の用途には使用いたしません。なお、全体集計・解析した調査結果については、当財団の事業報告書としてまとめ、ホームページにて公開する予定ですが、回答者には事業報告書を一部贈呈させていただきます。

7. アンケートの回答期限

2009年12月2日(水) 必着で、お願いいたします。

〈本件に関する問い合わせ・アンケート返送先〉
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-16 海洋船舶ビル
海洋政策研究財団 政策研究グループ 市岡、李
Tel : 03-3502-1984 Fax : 03-3502-2127 E-Mail : riginki@sof.or.jp

返信先：海洋政策研究財団 FAX：03-3502-2127 もしくは E-Mail：riginki@sof.or.jp

調 査 票

大 学 名：_____ (国立・公立・私立)
回答者氏名：_____ 役職：_____ TEL：_____
FAX：_____ E-mail：_____

問1 貴学で海洋に関する学科名及びその所属する学部名、専攻名及びその所属する大学院研究科名(2009年現在)を教えてください。(関連パンフレットや資料等があれば、いただければ幸いです。)

注：ここでは、一つの授業科目でも海洋に関連するものがあれば、**海洋に関する学科または専攻**とする。具体的には、海洋に関する物理学、化学、工学、生物学、地学、天文学等を海洋に関連する**自然科学系**分野、海洋に関する哲学、文学、人類学、民俗学、法学、政治学、政策学、経済学、経営学、商学、社会学、観光学等を海洋に関する**人文・社会科学系**分野とする。**文理融合系**とは、文系か理系かという一つの学問分野に限定せず、双方の考え方を同時に扱う分野であり、**学際系**とも呼ばれるものを指す。

海洋に関する学科名及びその所属する学部名

@自然科学系：

@人文・社会科学系：

@文理融合系(学際系)：

海洋に関する専攻名及びその所属する大学院研究科名

@自然科学系：

@人文・社会科学系：

@文理融合系(学際系)：

問2 海洋に関する学部、大学院における学生数（2009年現在）を教えてください。

注：ここで、海洋に関する学部の学生数とは、海洋に関する各学科の学生数の合計を指し、海洋に関する大学院の学生数とは、海洋に関する各専攻の学生数の合計を指す。なお、ここでは、授業科目数のうち半分以上が海洋に関連する場合のみを、海洋に関する学科または専攻とする。

□学部

計_____名、

@うち自然科学系_____名、(うち男_____名、女_____名)

@うち人文・社会科学系_____名、(うち男_____名、女_____名)

□大学院

計_____名、

@うち自然科学系_____名、(うち男_____名、女_____名)

@うち人文・社会科学系_____名、(うち男_____名、女_____名)

問3 海洋に関する学部、大学院における卒業生の進路状況(2008年度)を教えてください。

注：ここで、海洋に関する学部の卒業生数とは、海洋に関する各学科の卒業生数の合計を指し、海洋に関する大学院の卒業生数とは、海洋に関する各専攻の卒業生数の合計を指す。また、ここで海洋に関する学科・専攻とは、授業科目数のうち半分以上が海洋に関連す

□学部

@自然科学系【卒業数_____、うち就職_____ (うち海洋関連_____、うち男_女_)、進学_____】

※海洋関連就職の内訳：

- ・公務員_____、うち国_____ (うち行政_____、研究職_____)、地方_____ (うち行政_____、研究職_____)
- ・教員・教育_____、うち小・中・高等_____、短大・大学・大学院等_____
- ・水族館・博物館_____、うち事務職_____、研究職_____
- ・民間企業_____、うち事務職_____、研究職_____
- ・その他 (_____)

@人文・社会科学系【卒業数__、うち就職__(うち海洋関連__、うち男_女_)、進学__】

※海洋関連就職の内訳：

- ・公務員__、うち国__(うち行政__、研究職__)、地方__(うち行政__、研究職__)
- ・教員・教育__、うち小・中・高等__、短大・大学・大学院等__
- ・水族館・博物館__、うち事務職__、研究職__
- ・民間企業__、うち事務職__、研究職__
- ・その他 ()

@文理融合系(学際系)【卒業数__、うち就職__(うち海洋関連__、うち男_女_)、進学__】

※海洋関連就職の内訳：

- ・公務員__、うち国__(うち行政__、研究職__)、地方__(うち行政__、研究職__)
- ・教員・教育__、うち小・中・高等__、短大・大学・大学院等__
- ・水族館・博物館__、うち事務職__、研究職__
- ・民間企業__、うち事務職__、研究職__
- ・その他 ()

□大学院 博士前期課程

@自然科学系【卒業数__、うち就職__(うち海洋関係__、うち男_女_)、進学__】

※海洋関連就職の内訳：

- ・公務員__、うち国__(うち行政__、研究職__)、地方__(うち行政__、研究職__)
- ・教員・教育__、うち小・中・高等__、短大・大学・大学院等__
- ・水族館・博物館__、うち事務職__、研究職__
- ・民間企業__、うち事務職__、研究職__
- ・その他 ()

@人文・社会科学系【卒業数__、うち就職__(うち海洋関係__、うち男_女_)、進学__】

※海洋関連就職の内訳：

- ・公務員__、うち国__(うち行政__、研究職__)、地方__(うち行政__、研究職__)
- ・教員・教育__、うち小・中・高等__、短大・大学・大学院等__
- ・水族館・博物館__、うち事務職__、研究職__
- ・民間企業__、うち事務職__、研究職__
- ・その他 ()

@文理融合系(学際系)【卒業数__、うち就職__(うち海洋関連__、うち男_女_)、進学__】

※海洋関連就職の内訳：

- ・公務員__、うち国__(うち行政__、研究職__)、地方__(うち行政__、研究職__)
- ・教員・教育__、うち小・中・高等__、短大・大学・大学院等__
- ・水族館・博物館__、うち事務職__、研究職__
- ・民間企業__、うち事務職__、研究職__
- ・その他 ()

□大学院 博士後期課程

@自然科学系【卒業数__、うち就職__(うち海洋関係__、うち男_女_)、進学__】

※海洋関連就職の内訳：

- ・公務員__、うち国__(うち行政__、研究職__)、地方__(うち行政__、研究職__)
- ・教員・教育__、うち小・中・高等__、短大・大学・大学院等__
- ・水族館・博物館__、うち事務職__、研究職__
- ・民間企業__、うち事務職__、研究職__
- ・その他 ()

@人文・社会科学系【卒業数__、うち就職__(うち海洋関係__、うち男_女_)、進学__】

※海洋関連就職の内訳：

- ・公務員__、うち国__(うち行政__、研究職__)、地方__(うち行政__、研究職__)
- ・教員・教育__、うち小・中・高等__、短大・大学・大学院等__
- ・水族館・博物館__、うち事務職__、研究職__
- ・民間企業__、うち事務職__、研究職__
- ・その他 ()

@文理融合系(学際系)【卒業数__、うち就職__(うち海洋関連__、うち男_女_)、進学__】

※海洋関連就職の内訳：

- ・公務員__、うち国__(うち行政__、研究職__)、地方__(うち行政__、研究職__)
- ・教員・教育__、うち小・中・高等__、短大・大学・大学院等__
- ・水族館・博物館__、うち事務職__、研究職__
- ・民間企業__、うち事務職__、研究職__
- ・その他 ()

問4 貴学の海洋に関する教育の現状に何らかの問題点があるとお考えでしょうか。問題点があるとお考えの場合、該当するものを以下の選択肢からお選びください。(教育担当の方、個人のご意見でも結構です。複数の場合はすべてに○印をつけてください)

- () 1. この分野の教育プログラムが充実されていない
- () 2. 教育の範囲が特定分野に偏っている
- () 3. 教えられる能力を持った教員の確保が難しい
- () 4. 教員のポストが足りない
- () 5. この分野を希望する学生が少なく、学生の獲得が難しい
- () 6. 社会的ニーズが低く、学生の就職が難しい
- () 7. 財政上の制約が厳しい
- () 8. その他 ()

問5 上記の問題点について、何か改善策を講じていますか？

- () 1. 講じている、または改善策を検討している
- () 2. とくに講じていない

問6 問5において「1」と回答された方にお聞きします。どのような改善策を講じていますか。または、検討していますか。その概要を教えてください。

(時期、きっかけ、内容、効果等)

問7 わが国では2007年に「海洋基本法」が制定され、「沿岸域の総合的管理」や「海洋分野の人材育成」が基本的施策として取り上げられました。これを受けて貴学では、大学全体、または学部(または学科)、または大学院(または専攻)において、教育・研究面で何らかの対応を行いましたか。

- () 1. 対応を行った
- () 2. 対応を行っていない
- () 3. そうした動きについて知らなかった (教育担当の方、個人のご認識で結構です)

問8 問7において「1」と回答された方にお聞きします。その概要を教えてください。

(時期、きっかけ、内容、効果等)

問9 貴学の沿岸域管理に関する教育課程の状況について教えてください。

注：ここで教育課程とは、学科または専攻における授業科目、セミナー、講座等を指す。

- 1. 沿岸域管理に関する教育課程がある
- 2. 沿岸域管理に関する教育課程に近いものがある
- 3. 教育課程はないが、沿岸域管理に役立つような学科、専攻がある
- 4. 関連の教育課程、学科等は一切ない

問10 問9において「1」、「2」、「3」と回答された方にお聞きします。その概要について教えてください。

1. 沿岸域管理に関する教育課程として：
(教育課程名、内容、単位、学位授与の有無、その教育課程を置いている学科・専攻名等)

2. 沿岸域管理に関する教育課程に近いものとして：
(教育課程名、内容、単位、学位授与の有無、その教育課程を置いている学科・専攻名等)

3. 教育課程はないが、沿岸域管理に役立つような学科、専攻として：
(学科・専攻名、主な授業科目・セミナー・講座名)

問11 貴学では、問10の教育課程をはじめとする現在の沿岸域管理教育において、学際的取組みが行われていますか？

- 1. 行われている、または検討している
- 2. 行われていない

問12 問11で「1」と回答された方にお聞きします。その概要について教えてください。

(時期、きっかけ、内容、効果等)

問 13 これから沿岸域の総合的管理に関する学際的教育課程を積極的に取り入れようと思いますか。(教育担当の方、個人のご意見で結構です)

- () 1. 取り入れようと思う
- () 2. 特に取り入れようと思わない

問 14 沿岸域の総合的管理に関する学際的教育課程を取り入れようとする際、こういったところが難しいと思いますか。(教育担当の方、個人のご意見でも結構です、複数の場合はすべてに○印を付けてください)

- () 1. 現状の教育体系で充分この分野の人材育成が可能であり、ニーズが乏しい
- () 2. 沿岸域の総合的管理に対する認識がまだ低い
- () 3. 学科間、学部間など相互の調整が難しい
- () 4. 専門知識を持った教員が足りない
- () 5. 教員ポストが足りない
- () 6. 予算が足りない
- () 7. その他 ()

問 15 沿岸域の総合的管理に関する学際的教育について、ご意見を聞かせてください。

ご協力、大変ありがとうございました！

以上

海洋基本法 関連条文

(沿岸域の総合的管理)

第二十五条 国は、沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようにすることが困難であることにかんがみ、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、沿岸の海域及び陸域のうち特に海岸が、厳しい自然条件の下にあるとともに、多様な生物が生息し、生育する場であり、かつ、独特の景観を有していること等にかんがみ、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全並びに海岸の適正な利用の確保に十分留意するものとする。

(海洋に関する国民の理解の増進等)

第二十八条 国は、国民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組に関する普及啓発、海洋に関するレクリエーションの普及等のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、海洋に関する政策課題に的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るため、**大学等において学際的な教育及び研究が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。**

沿岸域の総合的管理とは？

陸と海が接する沿岸域は、人間の生活や産業活動が活発に行なわれる重要な場所です。地域の人々は、海から食糧を得、海を交通に利用し、海を埋め立て陸地に変えるなど、沿岸域を開発・利用してきました。また、美しい海岸線の風景は、地域の貴重な財産であり、人々の憩いの場でもありました。しかしながら、近年の経済の発展、生活様式の変化、急速な開発の進行などの結果、陸と海での人間の様々な活動が海の環境を悪化させ、かけがえのない海に大きな影響を与えています。

わが国では、2007年に海洋基本法が制定され、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなりました。また、この法律では、「沿岸域の総合的管理」が、12の基本的施策の一つとして取り上げられました。沿岸域で起こる様々な問題は、互いに関連があり、また、沿岸域の地域社会に大きな影響を与えます。このため、地域社会が主体となって、陸と海を含む沿岸域の全体をみわたしながら、沿岸域の様々な問題を一体としてとらえ、それらの解決を図っていく「沿岸域の総合的管理」が求められています。このような取り組みによって、海洋環境の改善、漁業資源の回復、地域の活性化、市町村合併の中でのコミュニティ機能の強化、観光の振興、災害対策の強化などの利益がもたらされ、持続可能な地域社会の実現につながります。

「沿岸域の総合的管理」の進め方については、様々な考え方がありますが、海洋政策研究財団では、沿岸域の多様な分野にわたる利害関係者が共通のテーブルについて議論し、互いに協力しながら沿岸域の開発・利用・保全・管理を行っていくことが必要であると考えています。行政側にも、異なる機関や部門の間で、縦割りの枠を超えて横串的に連携していくことが求められます。具体的には、①行政機関、民間企業、漁業者、住民、NPO等の多様な関係者が協議を行って沿岸域の将来ビジョンをつくること、②ビジョンの実現のための実施計画をつくること、③これらを行うに当たっては、沿岸域の自然環境・生態系の状況について科学的に把握・分析し、また、地域の社会的要素を十分に踏まえること、④実施計画の内容を地方公共団体の計画・施策に盛り込むこと、などが必要であると考えています。



この報告書は、競艇交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成21年度 沿岸域の総合的管理に関する関係者の認識等の調査研究報告書

平成22年3月発行

発行 海洋政策研究財団（財団法人シップ・アンド・オーシャン財団）

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル

TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033

<http://www.sof.or.jp> E-mail: info@sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

ISBN978-4-88404-241-7